

2026年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－アジア大洋州編－

(2025年11月～2026年2月実施)

2026年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

2. アジア大洋州地域

† ASEAN.....	1	* パプアニューギニア	55
† * インドネシア	3	† * フィリピン	56
† * オーストラリア	26	† * ベトナム	68
† カンボジア	31	† * マレーシア	87
† * シンガポール	33	† ミャンマー	97
† * タイ	37	† ラオス	102
† * ニュージーランド	53		

(注) *印は、APEC 諸国・地域

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日農工	輸入ライセンス取得手続きの煩雑・遅延	・輸入通関時に製品写真・資料提出が厳格に求められ、書類準備と通関に遅延が生じている。	継続	・カタログ・仕様書による代替承認など、提出要件の柔軟化。	
2	医機連	外国製造業登録の不合理による輸入通関への影響	・医療機器を輸入する際、製造元は医療機器外国製造業登録を取得している必要がある。一つの製造工場に対して、外国製造業登録を行えるのは1企業であると認識している。 他社が外国製造業登録を行っている時、更新の履行は他社に委ねられる。 ①他社が更新を失念による期限切れの期間、②継続中止と判断した時は新規申請から登録証発行までの期間、入荷対応ができなくなる。 ②のケースで以下の内容が生じた。 －登録証発行までの期間に欠品が生じ、製品流通に影響がでた。 －期限内に輸入通関を行えなかったため、デマレージを大幅に超過した。	新規	・医療機器外国製造業登録証有効期限超過による失効時に、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に申請した医療機器外国製造業登録証新規申請書に、PMDAの押印があれば輸入通関できるよう改善して欲しい。	・医薬品医療機器法
3	日機輸	原産地自己証明制度の形式・要件不備	・ベトナムへの大量出荷用に原産地自己証明制度（AWSC：ASEAN-Wide Self Certification）が提案されているが、形式と要件が固まっていないため、ベトナム税関の裁量により、e-ATIGAが推奨される。	継続	・要件を定義する必要がある。	
4	日機輸	ATIGA原産地証明書発給遅れの問題	・ASEAN域内では、船足が短いため、ATIGAの原産地証明書Form Dが間に合わないことがある。	継続	・出荷国で、船積み前のForm Dの発給を認めてほしい。	・ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)
5	日機輸	e-ATIGA運用体制の不備	・e-ATIGAが導入されている国が限られている。	継続	・ASEAN各国のe-ATIGAの導入。	
6	日機輸	e-ATIGA運用体制の不備	・e-ATIGAが導入されていても、運用体制が整っていない国では書面の提出を求められている。	継続	・全ASEANが運用体制を整え、書面の提出を不要として欲しい。	
7	日機輸	e-ATIGA運用体制の不備	・e-ATIGAの運用が不安定である。 ①システムダウンが起こり、Form Dの再申請が求められる。 ②署名が認識されない。 ③HSコードの理解が統一されていない。	継続	・以下を要望する。 ①システムが安定しており、システムダウンがないこと。 ②署名が認識されるようにすること。 ③全ての国が共通のHSコードを適用できるよう統一すること。	
8	日機輸	EU-タイFTAの進捗の遅れ	・EU GSPからタイが外れることによる関税負担。	継続	・早期のタイ・EU EPA合意を望む。	
9	日機輸	ASEAN経済共同体2025	・ASEAN経済共同体（AEC）の新たな方向性「AEC2025」が示された。	継続	・IRG、AEC2025に関する詳細情報を共有して欲しい。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	模倣品の横行・取り締まり	・アセアン各国では、弊社製品の贋物、イミテーション品が横行しており、個別企業の対応ではほぼ無力で、極く一部をもぐらたきしている	継続	・各国との協力による贋物、イミテーション製造、取扱者に対する厳し	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		り対策不足	に過ぎない。 商機の逸失、知財権の侵害の他、粗悪製品によるブランドイメージ毀損などが考えられる。弊社製品に限らず、ありとあらゆる製品のプレミアムブランドは直面している問題である。		い取り締まりを希望。	
2	医機連	商標調査データベースの不具合	・ASEANにおいて商標調査を実施する際、欧州連合知的財産庁（EUIPO：European Union Intellectual Property Office）が公開している「ASEAN Tmview」を使用しているが、ページの読み込みが進まないことがあり作業が中断する。 ※ASEAN Tmview： http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome.html	継続	・動作が安定するよう改善を希望する。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	製薬協	国内調達法 (TKDN規制によるローカルコンテンツ要求)の厳格、遵守の困難	・ 2020年5月29日に産業省（MOI）が医薬品への国内調達率/TKDN（現地調達率）の適用/計算法に関するガイドラインで国内調達推奨について加重率を明確にした。API(32.5%)、その他原料(17.5%)、R&D(25%)、製造(15%)、包装(5%)等。一方で、医薬品に関してはAPIの国内調達が課題であり、今後も比率を上げるのは難しい。また製剤輸入の場合は全く加点できない。内資の後発品メーカーがTKDNを取得した場合、その製品が社会保障制度（BPJS：Badan Penyelenggara Jaminan Sosial）で採用され、TKDNを取得していない製品は外資先発品でもBPJSから外される。即ち、内資優遇材料である一方で、外資にとって市場参入の障壁となっている。	継続	・ 内資優遇材料になり得る点は課題で、イノベティブな医薬品の輸入薬としての価値の適正評価等を踏まえた産業省の国内調達法の見直しを要望する。	・ MOI Regulation No.16 of 2020 on the Provisions and Procedures for the Calculation of Local Content Level ('TKDN') of Pharmaceutical Products)
2	医機連	国内調達法 (TKDN規制によるローカルコンテンツ要求)の厳格、遵守の困難	・ インドネシア政府が進める「P3DN（国内製品使用推奨プログラム）」の強化により、公共調達や特定の産業分野において、一定以上の国産化率（TKDN：Tingkat Komponen Dalam Negeri）スコアを満たさない製品の排除が厳格化している。当社製品への影響はまだそこまで深刻ではないが、代理店からは近い将来にTKDNの比率を上げる必要があると忠告を受けている。一方で現地での生産や一部汎用部品のインドネシア製品の採用は、現状としてハードルが高く、抜本的解決方法を見出すことができていない。	新規	・ TKDN対策の難化。	
3	日機輸	国内調達法 (TKDN規制によるローカルコンテンツ要求)の厳格、遵守の困難	・ 国内製造業者が限定的であるにもかかわらず、過度・非現実的な現地調達化が数字設定され、未達の際にはペナルティ規定あり。また、本来法令上、輸入税免除を受けられるアイテムが、現地調達品要求により輸入免除を受けられない事態も発生。 入札規定に於いて、遵守が義務付けられているローカルコンテンツ遵守のため、結果として割高な設備仕様となり、競争力の発揮が困難。 また、ローカルコンテンツ遵守に向けての自己査定、評価、モニタリング、最終評価等、複雑な管理が求められる。	継続	・ 現実的かつ手順を踏んだ現地化の要請。	
4	日機輸	国内調達法 (TKDN規制によるローカルコンテンツ要求)の厳格、遵守の困難	・ 過度な現地調達化要請にて、頻繁且つ手続きの長期化、また輸入枠の強引な抑制（半減や1/3程度しか枠がもらえずなど）が行われている。以前は、商社が主だったが、2024年より製造業の申請に対しても同様に削減が行われている。 特に商業大臣令第20号の施行による輸入ライセンス申請方法変更に関し、輸入枠の大幅な削減とともにライセンス承認遅延で大混乱がおこった。 新規定施行時の政府関係省庁間での調整不足・運用面の準備不足による問題発生頻度が高く継続的な懸念となっている。	継続	・ 現実的且つ手順を踏んだ現地化の要請。 ・ 現地製造不可製品の規制対象外措置。（規制草案時点から、規制対象外製品の調査リストアップを行い、新法令に反映させる）	・ インドネシア商業大臣令 2025年第16号～24号
5	日機輸	ローカルコンテンツ法令の画一的な適用	・ 円借款を含むODA資金を活用した入札案件では、公正な国際競争入札保護の観点から、ODA供与機関のガイドライン上、往々にして借入国のローカルコンテンツ（現地調達化）法令の適用が認められていない。 インドネシアでも過去のODA案件ではローカルコンテンツ法令の適用は柔軟に検討されており、ODA供与機関のガイドラインに抵触する場合は	継続	・ ローカルコンテンツ法令の柔軟な運用をお願いしたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			適用免除になるなどしていたが、昨今、計画中のODA案件に対し当該法令を厳格に適用するよう政府方針が出ている。			
6	医機連	国産優遇政策	・現地調達率が40%を超える製品（人件費・部材含む）は、国産品として政府調達で優遇される。 公立病院の入札システム（E-Catalogue）では、国産品を促す表示がされる。	継続	・基準の緩和。	
7	医機連	国産優遇政策	・国産品優遇政策の影響とTKDN(国産化比率)証明書取得の遅延： －国産品優遇政策により、輸入品のE-Katalogへの掲載が拒否され、輸出販売に大きな影響が生じている。 －国内での材料や部品の調達が困難なため、国産化比率の達成が難しい状況がある。	継続	・基準の緩和。	
8	医機連	国産優遇政策	・国産品優遇政策の影響とTKDN(国産化比率)証明書取得の遅延： －現地国産化比率を上げても、E-Katalogでの販売に必要なTKDN証明書の取得に時間がかかり、新製品投入遅延に繋がっている。	継続		
9	日機輸	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・インドネシア政府は以下の政策により国産投資を推進している。 －すべての政府調達においてインドネシア付加価値率40%以上を満たす物品のみの調達を義務づける。2023年中に国産品の割合を95%にすることを目指す方針である。 －政府調達に加え民需も含めた生産投資を保護誘導する”商品バランス制度”を導入した。インドネシア国内総需要を政府が掌握・管理し、国産品を優先して需要に割り当て、残りを輸入枠として輸入許可している。 2023年からカラープリンタ・複合機・コピー機が輸入枠の対象製品に加えられた。 これを受け、カラープリンタ・複合機・コピー機の輸入許可の制限が更に加わることが懸念される。	継続	・規制（輸入枠による輸入制限）の撤廃が望まれる。	・大統領令No.12/2021 公共物品・サービス調達に関する規定 ・大統領令No.32/2022 国家商品バランスシステムと輸出入承認
10	医機連	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・現地に十分な生産能力の無い高度・精密な医療機器（超音波診断装置・内視鏡等）も保健省は「国産可能な医療機器」としており、今後の政府機関や公立病院調達からの排除が懸念される（輸入制限やEカタログの凍結など一部製品で既に始まっている）。	継続	・国産化政策対象製品やタイムフレームの見直し。	・政令2018年第29号
11	日農工	国産化率の定義の厳格	・農業機械の一定の国産率を越えなければ政府のプロジェクトに参入することが不可となっているが、現実的にインドネシア国内の技術力と供給能力を鑑みると、政府指定の比率まではハードルが高い。更に、価格面でも叩き買いを強いられ、公平公正な市場競争が発揮できない。	継続	・国産化の基準緩和。	
12	日機輸	外資企業への間接流通政策、ディストリビューター規制	・製造業者及び卸売企業は直接小売はできない一方、小売業者は輸入ができない。 ・PMA（外資企業）の製造会社は小売業者への販売を行うには、卸売企業または代理店を選任する必要がある。PMAの卸売企業が小売業者へ販売する場合では、内資100%資本のローカルディストリビューターの選任が必要。 ・日系企業同士の場合等、卸売企業や代理店を選任する必要性が極めて	新規	・国内産業保護の観点では一定の理解はできるものの、PMAの要件等含め過剰と思われ、是正を求める。	・政令2021年第29号 ・商業大臣令2021年第24号

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			低い(特にローカルディストリビューターの起用)。 ・内資100%資本のハードルが高い。親会社や頂上会社まで辿る中で、一部でもPMAが入っていると要件を満たさなくなる。			
13	日鉄連	同国船会社および保険会社起用義務付け	・2017年10月26日、2018年4月26日以降、石炭・米・パーム原油の輸出にインドネシアの船会社および保険会社を義務付ける旨の政令を発行。保険会社に関しては2019年2月から運用開始。船会社に関しては複数回に亘り運用開始が延期されていたが、2020年5月から運用開始。 但し、規制対象船型が15千DWT以下とされたことから、日本の鉄鋼・電力向け石炭輸送に支障は出ていない。 一方、本規則は国際貿易慣行に反しており、EPA等の政府間協定に反するとして、日本政府（国交省）は複数回インドネシア政府に撤回を要請しているが、現時点では撤回されていない。	継続	・規制の撤廃。	・商業大臣令82号
14	日機輸	国営企業への予算配分	・PT. PLN（国営電力公社）等の国営企業は、政府方針に基づき中長期的に設備投資計画を進めているが、エネルギー政策や国営企業への政府補助金に関する政府方針の変更に伴い、推進対象から外れた既存案件（建設中）への予算が十分に確保されず、当該案件に携わる民間企業に対し、客先である国営企業の不払いが度々発生している。また、当該政府方針変更に伴う既存案件の建設期間・コストへのインパクトを民間企業で吸収させようと、客先の国営企業が契約条件外の理不尽な要求をすることも多い。	継続	・既存案件が円滑に履行できるよう、国営企業への適切な予算配分をお願いしたい。 ・既存案件に影響出の場合には、民間企業にしわ寄せされることがないように、契約に則った対応を国営企業他に指導頂きたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	HSコード解釈の不統一	・申請したHSコードと税関職員が判断したHSコードにずれが生じる。同一製品で他国が使用しているHSコードを申請するも、別のHSコードを使用するように指示が出る。	継続	・HSコード判定基準の統一化と公開。	
2	医機連	通関手続きの複雑・頻繁な変更	・部品の輸入手続きが複雑であり、ルールの変更が頻繁なため、安定した製品供給が困難となっている。	継続		
3	印刷機械	通関手続の煩雑、重い負担	・オリジナルのインボイス・パッキングリスト（＋サイン＆捺印）を複数枚別途送る必要があり、時間と手間が掛かる。	継続	・オリジナルのインボイス・パッキングリストの不必要を希望する。	
4	電機工	通関手続の不透明・恣意性	・現地調達の難しい特注品の鉄鋼製品に規制対象HSコードが適用され輸入手続きが煩雑となっている。輸入ライセンスを取得する場合は製造業の会社しか認められず対応が難しい場合がある。	継続	・規制緩和。	
5	電機工	通関手続の不透明・恣意性	・輸入申告時のHSコードに関し、恣意的に関税率の高いHSコードが適用されるケースがある。	継続	・審査手続きの適正化。	
6	日機輸	通関手続の不透明・恣意性	・通関手続きに関し、理不尽な査定が下るケースが存在。 直近ではインドネシアで法律上認められている免税措置に対し、税務当局による書面での確認書も提示して通関手続きを行ってきたにも関わらず、後日、通関当局からの査察により同確認書は無効として過去の輸入に関し追加納付の指示が出た例あり。 同国の税法上、追加納付指示に異論ある場合は、一旦納付に応じた上で	継続	・通関措置の公正な運用、および租税裁判所での解決期間の短縮化をお願いしたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			別途租税裁判所に還付の申し立てを実施する必要がある、結審・還付までに1年以上かかるため資金繰り上も負担となる。			
7	日鉄連	インドネシア語での商品ラベル表示義務	・2009年12月21日、商業大臣令62号公示。 －2010年5月21日、同改正令22号が公布。対象品目の削減（電機・溶融亜鉛めっき鋼板、ティンフリーが除外）、生産工程で必要な原材料は輸入者が申請して、商業省が認めれば対象から除外されることが新たに規定された。中間財として最終製品の原材料に使用される鉄鋼製品を義務対象から除外することで大幅な改善が見られた。 －2010年9月1日、改正令22号発効。	継続		・商業大臣令62号 ・同 改正令22号
8	日機輸	「グリーンレーン」輸入貨物への頻繁なランダム税関検査	・インドネシア税関は、コンプライアンス強化を目的として、「グリーンレーン」に分類される輸入貨物に対するランダム実地検査の頻度を増加させている。これは、違法輸入や輸入税回避といった違反事例が増加していることを受けた措置である。 その結果、このランダム検査の対象となった輸入貨物については、通関期間が延長し、2～3日の資材納入遅延が発生している。これにより、より高い在庫水準の確保が必要となったり、生産への影響が生じたりする可能性がある。 バタム税関は「EPIC100（Excellence Partners in Customs 100）」プログラムを導入。このプログラムは、選定された100社のパートナー企業に優先的なサービスを提供するものである。選定は、コンプライアンス、経済的貢献、迅速なサービスの必要性といった特定の評価基準に基づいて行われる。 「グリーンレーン」輸入貨物に対するランダム実地検査の頻度増加は、EPIC100パートナー企業には適用されないものとされている。このプログラムは、バタム自由貿易地域以外の他地域にも拡大される可能性がある。	新規		
9	日鉄連	船積み前検査導入による負担増	・2009年2月18日、商業大臣令8号により、対象の製品に関しては、2010年12月31日まで輸入者登録と船積み前検査が義務付けられた。 －2009年6月11日、改正規定である商業大臣21号が発効（自動車、電機・電子、重機、エネルギー、優先レーンの輸入者などは除外）。輸入者による船積み毎の検査費用負担、鉄鋼メーカーによるミルレポートでの実地検査対応が必要となっている。 －2010年12月28日、商業大臣令54号が公布され、2011年1月1日発効。措置内容は前大臣令21号に準拠したもので、有効期間は2012年12月31日までの2年間の時限措置。直前まで新規規定の公表がなされず、検査の要否判断が不安定な期間が生じた。 －2012年1月にHSコード体系変更が行われたものの、船積み前検査を義務付ける法令「商業大臣令」が適切に修正されなかったため、従来船積み前検査対象外であった品種（具体的事例として線材）が船積み前検査対象となり通関できなくなった。 －2012年3月1日、商業大臣規定改正8号が公布、発効。改正令ではAHTN2012に基づいた対象品目リストに変更され（HSコード上では166品目から212品目に増加）、措置期間が3年間延長され2015年12月31日まで	変更	・有効期限での措置の撤廃。 ・WTOルールにおける事前公表義務の厳格化。	・商業大臣令8号 ・同 改正令21号 ・商業大臣令54号 ・同 改正令8号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			でとなった。時限措置として導入された後、十分な再検証を実施することなく、長期に渡る輸入制限的措置が継続されている。			
10	日鉄連	船積前検査導入による負担増	・2015年12月30日、商業大臣規定改正113号が公布、発行。措置期間が1年間延長され2016年12月31日までとなった。 －2016年12月31日、措置終了。2017年1月1日より商業大臣令82号に基づく新制度施行。 －商業大臣規定2018年110号が公布。 －2018年12月20日、政令29号の施行規則として商業大臣規定2021年20号が制定。2021年11月15日に発効。 －2022年5月17日、商業大臣規程2021年20号を修正する商業大臣規定25号が制定。同規定に基づき、鉄鋼を含み、HSコードベースで3,917品目と多岐に渡る商品の需要供給バランスを決定して輸入量を許可する「商品バランス」システムの導入を告示。 －2023年1月1日、「商品バランス」システムの不具合により、輸入許可を受けられない状態となり、商業省は本システムの稼働を1年延期。 －2023年12月11日、商業大臣令25号を修正する商業大臣令36号が制定。 －2025年6月30日、商業大臣令16号（8月30日施行）により電子申請・添付書類要件が強化され、実務上の差戻し・再申請が増加。	変更	・有効期限での措置の撤廃。 ・WTOルールにおける事前公表義務の厳格化。 ・承認プロセスの簡素化及び差戻、再申請率低減。	・商業大臣改正令113号 ・商業大臣令16号
11	自動部品	電子原産地証明書e-COの未整備	・原産地証明書 電子交換方式(e-CO)の運用について、電子交換方式運用後もPDFの提出依頼を継続されており工数が圧迫されている。	新規	・早急にe-COのみでの運用へ切り替えて頂きたい。	
12	自動部品	日インドネシアEPAの遡及申請不可	・日本・インドネシア経済連携協定（JIEPA）の申請は通関時に提出が必須になっている。日本側では書類の準備に時間が掛かるため、航空便では適用申請が事実上不可になっている。金型等を航空便で送付しているが間に合わないため断念している。	継続	・他国EPAでは6か月～1年間遡及申請できるようになっているので遡及制度を検討して欲しい。	・ JIEPA
13	自動部品	日インドネシアEPAにおける訪問検認の猶予期間の不足	・日インドネシア経済連携協定におけるインドネシア当局の訪問検認を受けたが、省庁から連絡を受けた日から訪問検認実施日まで約20日しかなく、十分な準備が出来なかった。原産性が否認されていないが、原産性が否認されることは、その後のEPA利用に支障が出る等、影響が非常に大きく、今後について多大な懸念が有る。	新規	・日インドネシア経済連携協定第44条に「訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに当該輸出締約国に通知する。」と有る為、少なくとも受領後すぐに連絡を頂きたい。 ・また書面検認の回答期限の6か月と釣り合わないと思われる為、連絡から検認実施日までの期間を同程度いただきたい。	・日インドネシア経済連携協定 第44条
14	印刷機械	EPA特惠関税適用の事務負担	・お客様からの問合せは定期的にあるが、資料作成のための調査にコストと手間が非常にかかる。また、お客様によっては無償対応が当たり前とのスタンスの方もいらっしゃる。EPA対応ができるからといって販促になるわけではない一方、手間とコスト・時間を考慮した際に輸出側のメリットがほぼない状態となってしまった。	継続	・資料作成や申請のプロセスの簡易化を希望する。	
15	日化協	製造会社(API-P)の輸入転売不可	・製造会社(API-P)には輸入転売が許可されておらず、国内需要への対応が限定される。当社はインドネシアで製造販売しているが、インドネシア国内販売に関し、インドネシア生産分だけでは不足する場合に、関係	継続	・製造業者（API-P）でも、自社製品に限り、輸入転売が行えるようにして欲しい。	・輸入許可に関する各種法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			会社の海外別拠点から手当てして輸入販売したいケースにおいて、現行の許認可では、製造会社(API-P)は輸入転売の許可が認められない。このようなケースでは、顧客に発注先を変更してもらい、輸入販売会社(API-U)を経由させるか、関係会社から直接販売する必要がある。			
16	日機輸	輸入許可等の不透明・規制強化	・国産品優遇政策の強まりに伴い、輸入許可などの規制が強化されており、製造業では工場の操業に関わる問題にまで発展。 2021年に導入された商品バランス制度（商品輸入に際して必要な輸入許可の中央集権化するもの）でも、許可の発出が遅れたり、申請枠から大幅に削減された枠のみ許可されるなど相次いでいる。弊社グループでは、パルプ工場の製造ラインで使用する工業塩の輸入許可プロセスで問題が生じており、申請数量に対して削減された数量のみ許可を得ている状況。現状では、操業停止までの問題には至っていないが、万が一大きく削減された場合、操業停止に至る可能性もあり、綱渡りの状況となっている。	継続	・品質などの問題から国産品では代替が効かない商品が多い現状で、このように輸入規制が強化されると当地の工業生産に多大な悪影響となる。一刻も早い是正を求める。	・2021年政令第5号 ・2022年大統領令第32号
17	日化協	輸入規制強化による免税品の輸入許可(PI)取得義務	・貿易大臣規則2025年第22号の輸入規制強化により、マスターリストで輸入関税の免税許可された品目であっても、鉄鋼製品については輸入許可(PI)の取得が必要となっている。このため輸入の遅れや手続きの煩雑化が見られる。	新規	・マスターリストで許可された品目についてはPI不要に戻してほしい。	・輸入許可に関する各種法、大臣令
18	日化協	輸入規制強化による調達コスト(費用・手間)の増加	・商業大臣規則2023年第36号の輸入規制強化により、積み地での立ち合い検査が必要になり、立ち合い検査に要する時間を考慮した早めの手配、また立ち合い検査費用の負担が必要になっている。 同規則により、従来は商社経由(API-U)で輸入できていた物品が輸入できなくなり、当社(API-P)が輸入者となって輸入せざるを得ないケースが発生している。	継続	・使用目的に基づいた輸入規制措置の減免。	・輸入許可に関する各種法、大臣令
19	日機輸	赴任者の免税荷物の通関条件の変更	・2025年6月27日から個人の引越荷物に係る輸入関税の免税規定を変更し、本人入国後90日を超えた船便荷物は課税しても通関不可となった。当社では家族は本人赴任から3カ月経過後に帯同することとしており、帯同家族の船便引越荷物が発送できない状態となっている。そのため、帯同家族は実際の出国よりも数か月早い段階で引越を発送するか、荷物を厳選し高価な航空便で発送せざるを得なくなった。制度の再検討をお願いしたい。	新規	・2025年の改正内容が緩和され、帯同家族の海外引越荷物が発送できる状態を望む。	・通関条件の変更
20	日機輸	赴任者の免税荷物の通関の煩雑・遅延	・通関にKITAS(滞在許可書)・IMTA(労働許可書)のオリジナルが必要となり、本人到着後荷物受取までに1ヶ月以上かかる。 ・免税通関の回数が船便は1家族1回までとなり、本人初回入国後より、3ヶ月以内に通関開始する必要がある。 －3ヶ月を超えると以降の船便輸入通関が不可。 －生涯一度ではなく労働許可証を再取得頂ければ上記制限はリセットされる。 ・航空便もKITAS、IMTA取得後でなければ免税通関ができない。未取得の場合は課税での通関となる。 ・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。	変更	・左記の制限を緩和して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
21	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2011年6月24日、冷延鋼板類に対するアンチダンピング調査を開始。対象国は日本を含み、韓国、台湾、中国、ベトナムの5ヵ国・地域。 －2013年3月19日、財務省が対象5ヵ国・地域すべてをクロとし、5.9%～55.6%のアンチダンピング税を3年間賦課することを最終決定。輸入HSコード分類上は区別できないが、日本から輸入される調査対象の冷延鋼板の多くは自動車、電機・電子向け産業に使用され、品質および供給量において国内生産される冷延鋼板とは異なり同種の産品ではないことから、国内産業へ損害を与えていないとする日本側の主張は一切考慮されていない。 －2014年4月17日、Interim Review（中間見直し）を開始。 －2014年12月22日、財務省が一部の品種をアンチダンピング税賦課対象から除外することを最終決定。 －2015年9月4日、サンセット見直し調査を開始。 －2026年1月現在SR結果依然として不明。日本側ではSR終了の認識だが通商上の不確実性が残存。	継続	・措置の撤廃。 ・適用除外措置の設置。 ・措置終了の明確化および再提起を行わないことの確認。	・インドネシア政府規程34号(アンチダンピング法)
22	日鉄連	セーフガード措置の濫用	・2011年以降、多数の鉄鋼製品に対するセーフガード措置を発動。具体的には線類（2011年3月23日、賦課開始）、鋼線（2012年11月20日、賦課開始）、オイル・ガス掘削用継目無鋼管（2013年8月6日、賦課開始）、非合金アルミ・亜鉛めっき鋼板（2014年7月5日、賦課開始、2017年1月18日、延長調査開始）、線材（2015年8月18日、賦課開始）、合金形鋼（2015年1月21日、賦課開始、2022年12月2日、1年目17%、2年目16.75%のセーフガード税賦課の2回目の延長）。 日本以外の他国からの輸入急増に対抗する措置と思われるところ、日本が巻き込まれる安定的な貿易環境の維持の障害となっている。 －2026年1月現在亜鉛めっき鋼板を中心に、国内業界団体による新たなセーフガード調査要請の動きが見られる。	継続	・セーフガード措置乱用の中止。 ・特定国・用途を考慮しない包括的セーフガードの回避および、必要な場合はアンチダンピングによる対応。	・インドネシア政府規程34号(セーフガード法)
23	日機輸	中古機械・設備の輸入規制	・現行規制では中古設備の輸入は使用年数20年以内に限定され、20年を超える機械は輸入禁止である。輸入には事業者識別番号（NIB）、輸入者登録（API）、商業省の事前承認（PI）、指定サーベイヤーによる技術検証報告書（LS）が必要であり、用途は自社利用または再生・再製造に限られる。これらの規制は国内産業保護や安全基準維持を目的としているが、年数のみで一律に制限することは性能や安全性を反映しておらず、再利用によるコスト削減や環境負荷低減の機会を阻害している。	新規	・機齢制限を30年などに延長するか、性能評価基準による柔軟運用を導入することを求める。 ・安全性と環境適合性を満たし、インドネシア国内への利益還元が高確率で見込まれる場合には輸入許可を認める制度への改定を要望する。	・輸入政策および規定に関する商業省令No16 2025年 ・中古品および非B3廃棄物の輸入に関する規定No24 2025年
24	自動部品	中古機械・設備の輸入規制	・原則として製造から20年を超えた設備は輸入禁止となっている。製造中止となっている設備の輸入が必要だったため、20年を超えた設備の特例措置申請を行ったが、日本へ検査員を派遣、検査費用自体も高額で負担が大きく数百万円に上った。20年以上でも現役の設備は多く、メンテナンスすれば使える。人件費上昇が大きいインドネシアに於いて投資は極力抑えたい。	継続	・現在はオーバーホール等で最新の部品に交換し、耐用年数等が向上する場合も多い。 ・製造経過年で制限せずに設備能力を検査で判断するようにして欲しい。	・商業大臣規定2025年第24号 ・直接使用会社が輸入可能な中古資本財 20年まで (84,85,88,90類)
25	電機工	中古機械・設備の輸入規制	・中古機材の輸入には事前申請が必要、かつ申請期間に長時間を要するため、補修など予定外の緊急時の機材輸入が困難。	継続	・規制の緩和。 ・申請手続きの迅速化、簡略化。	
26	日農工	鉄鋼製品の輸入許可取得免	・インドネシアで鉄鋼製品の小口輸入について、輸入許可取得の免除措置を無効とする運用が3月開始。これまでは「評価額が最大で1,500ドル	変更	・撤廃希望。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		除措置の無効化	(FOB価格)、かつ航空便による貨物」については、輸入認可取得を免除すると規定していた。鉄鋼製品の輸入規制は厳しく、認可取得までに時間を要するため、緊急時にこの免除規定を利用して輸入している企業が多かった。同免除規定が無効となったことで、鉄鋼製品の輸入に影響が出た。過去1年で現地販売店からの補修部品注文が激減しており、製品購入にも多大な影響が出ていると推測している。 →取引先の現地交渉により補修部品の対象から外れ、少しずつ受注を受け始めている。			
27	日鉄連	鉄鋼・合金鋼に関する輸入規制措置とその頻繁な変更	・2014年6月2日、商業大臣令28号公布。合金鋼の輸入にあたっては、商業大臣が合金鋼製造輸入業者（IP）あるいは合金鋼登録輸入業者（IT）と認定した会社のみ合金鋼を輸入でき、認定を得るためには商業省への申請が必要。また、合金鋼輸入業者（IT）による輸入の際は、その都度、商業省より輸入承認書を取得することも必要。原則として毎回積荷国で船積み前検査を行う必要があるが、4業種（自動車・電機・造船・重機）の合金鋼製造輸入業者（IP）、USDFS（日尼EPAに基づく特定用途免税制度）あるいはその他スキームにより工業検査証明書（SKVI）を保有する合金鋼製造輸入業者（IP）、BM-DTP（関税政府負担便宜）を通じた工業検査証明書を保有する合金鋼製造輸入業者（IP）には適用されない。 →2014年7月2日、商業大臣令28号施行。輸入業者の認定・輸入承認等が5営業日以内に処理されると規定されているにも拘わらず遅延したり、船積み前検査の実施体制整備がなされていないまま運用が開始され、船積み前検査証なしの多くの貨物がインドネシアに滞留する事態が発生するなど混乱が生じている。また、輸入承認の際に数量枠が設定され、輸入制限的に運用されている。 →2016年12月31日、措置終了。2017年1月1日より商業大臣令82号に基づく新制度施行。	継続	・措置の撤廃。 ・適用除外措置の設置。 ・手続きの明確化・簡素化。 ・WTO輸入許可手続きに関する協定に整合的な運用。	・商業大臣令28号
28	日鉄連	鉄鋼・合金鋼に関する輸入規制措置とその頻繁な変更	・2016年12月16日、従来から実施されていた船積み前検査、合金鋼輸入規制に代わる新制度として商業大臣令82号公布。2017年1月1日施行。2019年12月31日までの時限措置。対象品目はHS72類、73類内に規定されている493品目。商業大臣から輸入承認書を得た会社のみ鉄鋼を輸入でき、輸入承認書の取得には、(a) API-P（製造輸入業者番号）またはAPI-U（一般輸入業者番号）、(b) 工業大臣が発行する技術判断書、(c) API-Uが輸入する場合は販売契約或いは発注証明書、(d) 合金鋼を輸入する場合は鋼材材質証明書（ミルシート）を添付して商業省に申請。また、原則として毎回積荷国で船積み前検査を行う必要があるが、一部品種（線材一部、冷延ステンレス、電磁鋼板、合金鋼ブリキ原板）および自動車、電機/電子、造船、重機（およびその部品産業）、金型産業におけるAPI-P保有会社、またはUSDFS等のスキームの便宜を通じた工業検査証明書（SKVI）を保有するユーザー産業としてのAPI-P保有会社には適用されない。 →2017年1月1日、商業大臣令82号施行。 →2017年9月7日、商業大臣令82号を改訂する商業大臣令63号が制定。 →2018年1月16日、商業大臣令22号が公示・施行。一時は工業大臣が発効する技術的判断書が不要に。	継続	・措置の撤廃。 ・手続きの迅速化および簡素化。	・商業大臣令82号

※経由団体：各該社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ー2018年12月20日、商業大臣令110号が公示。上記技術的判断書が改めて必要書類とされた。			
29	日鉄連	鉄鋼製品の輸入規制	・2009年以降、商業大臣令、工業大臣令を通じて頻繁に制度改正が行われ、輸入承認制度等の鉄鋼製品に対する輸入規制が実施。 上記の輸入承認制度については、これまで申請数量が大幅にカットされる形で輸入承認が行われ、現地自動車産業への供給停止直前まで追い込まれてきた。 ー商業大臣規則2023年第36号（2023年12月11日公布、2024年3月10日施行） ー工業大臣規則2024年第1号（2024年1月8日公布） ⇒輸入手続きが厳格化 官民で厄工業省へ申し入れを試みるも当局からの応答がない状態。	新規	・制限の撤廃。 ・制度の改善。	
30	自動部品	鉄鋼製品の輸入規制	・鉄鋼輸入規制により輸入オペレーションが煩雑となる。年次更新、枠の残数管理による工数増、十分な枠が確保出来無い事による供給リスク懸念あり。 2025年のHSコード分類変更に伴い、突然規制対象になるケースあり。	継続	・商社ライセンスが確保できるよう規制緩和の働きかけをお願いしたい。	
31	日化協	鉄鋼製品の輸入規制	・鉄鋼およびは製品の輸入については輸入許可（PI = Persetujuan Impor）の取得が必要となっているが、申請した数量に対して3割程度しか許可が下りない。さらにその許可の6割程度を使って初めて次の申請が始められることから、鉄鋼製品の輸入については慢性的な滞りが生じている。鉄鋼製品はプラントの補修等に必須であり、多くの企業で同様の問題を抱えているのが現状である。	新規	・鉄鋼輸入規制の緩和（撤廃または大幅な簡便化）。	・輸入許可に関する各種法、大臣令
32	自動部品	樹脂製品の輸入規制	・2024年9月よりインドネシア政府が自国の産業保護の為、樹脂製品（HSコード：3926）に規制をかけることを決定。これにより輸出者側（当社日本拠点）は当該HSコードを使用して輸出している製品を輸出する前にインドネシア政府から認定されたコンサルタント会社（PT. ANINDYA）から委託された日系コンサルタント会社（TUV）に現品写真と製品のチェックを受け、LS（輸出前検査証明書）を発行頂き、インドネシアで通関する際に都度NSIから提出する必要がある。検査費用の増と輸出リードタイムが増加している。 【詳細：当社対応状況など】 一回当たりの検査費用は400～500USDで、出荷は2週に一度に変更。 インドネシア側での必要書類の準備、日本国内物流センターでの出荷毎のオンライン検査あり。	継続	・他社でも同様の状況であるのか共有頂きたい。	
33	自動部品	樹脂製品の輸入規制	・2024年9月よりインドネシア政府が樹脂製品（HSコード：3926）に関して規制を施行した。規制に伴い輸出者側はインドネシア政府から認定されたコンサルタント会社の検査を受け、VO（Verification Order）を発行、インドネシアで通関する際に都度提出が必要。 出荷都度の検査には工数、人件費もかかる。 輸入側もコンサルにLS（輸出前検査証明書）を発行してもらうために、400～500ドル/回発生している。	継続	・他社でも同様の状況であるのか、また対応方法について情報共有頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
34	日鉄連	輸出へのL/C(信用状)決済義務化	・2015年1月5日、商業大臣令4号公布。石炭・石油・ガス・鉱物等、全43種の輸出について、2015年4月1日よりL/C決済を義務化。 2015年8月31日、商業大臣令67号公布。石油・ガスのL/C決済義務を撤廃。	継続	・規制の撤廃。	・商業大臣令4号 ・商業大臣令67号
35	日鉄連	未加工鉱物輸出規制の導入	・2009年1月12日、新鉱業法が成立し、5年後に発効の予定。 鉱物輸出規制が懸念されており、ニッケル鉱石が対象となった場合、国内フェロニッケル生産者の事業継続性へ重大な影響をもたらすこととなる。結果、国産フェロニッケルを使用するステンレスメーカーへの影響も重大である。2012年5月から輸出関税の課税を開始した。 工業大臣令により実際12年5月からニッケル鉱石の輸出が一時的に（約1ヵ月間）停止した。6月以降は一定の条件を満たす企業は20%の輸出税を払うことを条件に輸出再開可へ（在庫使用により大きな混乱は回避できた）。 －2014年1月12日、新鉱業法のNi鉱石禁輸措置発効。未加工のNi鉱石は輸出禁止へ。 その後、2017年から2022年まで5年間の時限措置として鉱石禁輸が緩和され、一定量の鉱石が再び輸出されたが、2019年9月に緩和期間が2年間前倒しされ、2020年1月より禁輸再開となることが発表。 －2020年1月1日、鉱石禁輸措置の再開。	継続	・規制適用の回避。	・新鉱業法(鉱物石炭鉱業法)
36	日機輸	未加工鉱物輸出規制の導入	・銅精鉱およびニッケル鉱石の輸出禁止規制により、鉱山投資に加えてインドネシア国内での製錬やその他の加工設備への投資が実質的に不可避となっている。 その結果、投資金額の増大や採算不確実性が拡大し、鉱山投資そのものの実行ハードルを大幅に押し上げている。	継続	・規制の緩和。	・鉱物・石炭法
37	日鉄連	理不尽な石炭輸出禁止措置	・2021年12月31日、国内発電所の石炭在庫低下に伴い、インドネシア政府(エネルギー・鉱物資源省)が1/1～1/31の間石炭の輸出を停止することを全サプライヤーに通達。 2022年1月20日より、国内供給義務(DMO)を果たしているサプライヤーから順に輸出再開の許可が下り初め、1/27を以てほぼ全てのサプライヤーに輸出再開許可が出される。	継続		
38	日鉄連	石炭輸出への基準価格の設定義務	・2010年9月23日、国際マーケット価格を用いて計算される石炭指標価格を参照して、石炭輸出価格を設定することを義務付けられた。その後、石炭指標価格の計算方法は改定され、2025年3月には石炭指標価格を輸出価格の下限とする事を発表した。8月に撤廃。なお、石炭基準価格を下回る場合には、石炭基準価格をもとに課税する。	継続	・制度の撤廃。	・エネルギー及び鉱物資源大臣令268号
39	日鉄連	石炭生産量上限設定の政府強制	・2020年の大臣令7号にて石炭採掘業者は翌年の生産計画等を記載した年次RKAB（企業予算作業計画）をエネ鉱省に提出し承認を得る事、RKABの承認を得た場合のみ生産・販売活動が許される事が義務付けられた。 2026年のRKABでは、複数の石炭採掘事業者に対し、申請した生産計画数量を大幅な削減を行っている。本件は、政府による生産数量上限設定が強制力を持った形で運用され、自由な生産・流通を妨げる恐れがある。	継続		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ー2022年2月28日、各生産者とも、当該生産量上限の25%分の数量を国内向けに供給することが義務付けられている(DMO規制)。			
40	自動部品	道路・交通インフラの未整備	・高速道路などにおいて慢性的な交通渋滞が発生しており、輸送時間予測が困難であり、それに伴う機会損失や経済損失が大きい。	継続	・迂回路や道路拡幅や道路整備などインフラの充実。	
41	日機輸	国際物流インフラの未整備	・国際物流に関して、シンガポールに頼っている状況。 海外輸出には、シンガポールから空コンテナを受け入れ、対象製品が一旦シンガポールに輸送されているが、往復40コンテナで約SGD1,380。(片道、シンガポール⇒神戸港より高い)。	継続	・バタムのインフラがもっと充実すればシンガポール経由ではなく世界へアクセス出来るようになることを希望。	
4. 為替管理・金融						
1	JPETA	外貨規制	・国外からインドネシアルピア以外の外貨建て借入を行う場合、対外外貨規制のハードルが非常に高い。実務面で条件を満たすことが非常に難しく、現地企業の資金調達の選択肢が狭まってしまっている状態。	継続	・対外外貨規制の緩和。	
2	日機輸	クロスボーダーのIDR資金取引制限	・現地通貨でのクロスボーダーのインドネシア・ルピア(IDR)資金移動が規制により不可能になっているため、効率的なグループ企業内キャッシュマネジメントができない。USD建ては可能だが、中央銀行と事前に相談し、報告をする必要がある。	継続	・規制緩和と資金取引の自由化をしていただきたい。	・BI（中央銀行）
3	日機輸	国内取引のルピア使用義務化	・インドネシア中央銀行の通達により、原則として国内取引については全てルピアのみでの決済となり、外貨決済は認められていない。また、法人による給与の海外送金に対しても、中央銀行による規制がある模様。	継続	・給与受取りがインドネシア国内・インドネシアルピアに限定されると外国人就業者の利便性を欠くため、給与の海外送金やインドネシア国内でのUSD等での決済を認めて頂きたい。	・インドネシア中央銀行通達
4	日鉄連	天然資源の輸出収益の国内預金義務化	・2025年2月17日、プラボウォ・スビアント大統領は、鉱業（石油・ガスを除く）、プランテーション、林業、漁業セクターの輸出業者に対して、輸出収益の100%を1年間、国内銀行の特別口座に預金することを義務付けた。石油・ガス部門は引き続き現行規定に従う（現行規定は輸出収益の30%を3か月間預金することを義務付け）。 新DHE（天然資源の輸出収益）政策を遵守しない場合には、輸出停止を含む制裁を受ける。	新規	・資源輸出に影響を及ぼさない範囲での、適切な預金義務額の設定。	・2025年政府規則(PP)第8号
5. 税制						
1	日機輸	日尼租税条約の高い源泉税率	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており、現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税(0%)にして頂きたい。	・日尼租税条約第10条
2	JPETA	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・親会社が提供する経営指導、債務保証に対する対価の支払いに関し、インドネシアに所在する子会社においては、すべて配当とみなされ損金処理が認められず追徴課税が発生した。高いコストを払い文書化を遵守しているが、調査段階で深い分析もなく課税されているのが実態と思われる。	継続	・移転価格文書に対する十分な検証プロセスを経た上で、納税者が理解可能な課税説明を頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・税務監査において不合理な内容で高額な追徴を受け、先払いしないと異議申立～税務裁判で大きなペナルティリスクを負わされる上、数年後に裁判で勝訴して還付を受けても経過年月に対する利息は払われない。税務監査において理不尽な内容で高額な追徴を受けるリスク有り。ただし直近では経過年月分の利息は還付されている。	継続	・税務署の徴収ノルマを廃止。 ・税務監査プロセスの客観的合理性の確保。	・不明
4	日機輸	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・インドネシアでの税務調査においては、比較対象企業の比較可能性の欠如や、同国独自の基準でロイヤリティの実存性を判断されるなど、強引な課税が頻発している。	継続	・公正妥当な税務調査の執行を要望する。	
5	自動部品	税務調査の否認・追徴課税の不合理性	税務局の独自判断による必要利益率での課税。 開発費等の役務提供の対価性が認められず否認。	継続	・解釈の統一。 ・適切な課税判断。	
6	日機輸	理不尽な税務否認	・ロイヤリティ、ブランドフィーなどの否認や移転価格税制で法外な追徴の決定。あるいは非現実的な否認で、多額の資金が凍結される。不服申し立て、裁判は行うが、長期間の資金が凍結。 税務調査において十分な説明と議論なしにロイヤリティ、ブランドフィー等モノを伴わない取引が税務否認されている。 税務監査において理不尽な内容で高額な追徴を受けるリスク有り。特に移転価格税制、ロイヤリティ支払いが大きな争点となっている。	継続	・本社経理部門より国税庁等に対して現状の説明を行い、国家間の問題に持ち込むべきロビー活動を実施中。 ・十分な説明と議論をした後、公正に判断して欲しい。	
7	自動部品	ロイヤリティ等の無形資産取引の対価性証明	・税務調査で、ロイヤリティ等の無形資産取引の対価性を裏付ける資料を過剰に求められ、対応が追い付かないことがあった。今後は新規則「PMK172」に基づき、毎年ローカルファイルと共に税務調査並みの対価性の裏付け資料を用意しなければならなくなり、国際税務業務負担が増えることを懸念している。	新規	・毎年提供する資料の簡素化をして頂きたい。	
8	JEITA	前払い法人税徴収の重い負担及び還付の長期化	・インドネシアでは製品を輸入する際、輸入価格の10%を前払い法人税として輸入時に納付することにより輸入が可能となるが、輸入が多い会社にとっては法人税の還付ポジションに毎年なる。この還付が1年以上先となりキャッシュフローが悪化すること、また、還付に向けた審査・交渉が厳しく数か月を要することが問題である。	新規	・前払い法人税の廃止、もしくは減額、還付ポジション時の審査の簡略化。	
9	日化協	前払い法人税徴収の重い負担及び還付の長期化	・当地では、前年度所得をベースに当年度法人税を前払する制度となっているが、前年度比で損益が悪化した場合には、前払法人税額が多額となる。還付には、還付申請→税務調査→税務裁判等のプロセスが必要で、最終的な還付受取まで長期間を要する。（最低3年程度。10年というケースも有り）これにより、資金が眠り、キャッシュフローへ悪影響を及ぼす。 加えて、税務裁判等では最終的に会社側が勝訴できる指摘項目が多い。すなわち、そもそもの指摘が、法的、税務的な合理性に欠けた指摘が多いと思われる。指摘金額が多額になることも、還付に時間がかかることで、同様にキャッシュフローへ悪影響を及ぼす。	継続	・期中に前払法人税の金額をより容易/柔軟に変更可能となる様な制度の導入を要望したい。 ・税務調査においては、合理的な調査や指摘をしてもらえるようにして欲しい。	・法人税法 ・他各種税法
10	日鉄連	前払い法人税徴収の重い負担	・石炭の輸出に関し、2015年8月8日以降、IUP（鉱業事業許可）事業者に対して、輸出FOB額に一律1.5%の輸出税を賦課。一方、当該輸出税分	継続	・税の撤廃。	・財務大臣令107号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		担及び還付の長期化	は法人税から控除できることから、事実上「法人税の前払い」として機能。サプライヤーのキャッシュフローへの影響が懸念される。なお、年度の最終損益が赤字で法人税を納付しない事業者にとっては、当該輸出税負担は純増。 2022年2月28日、2015年時点で導入検討するも、2022年2月現在までの間において、未だ導入されていないことを確認。			
11	日機輸	前払い法人税徴収の重い負担及び還付の長期化	・インドネシアでは物品を輸入する際、輸入価格の10%を前払い所得税として納付する必要がある。 業績悪化等により前納した所得税が過払いとなった場合、還付請求ができるが、一般的に還付されるのは申告から1年以上後となるため、企業のキャッシュフローに大きな影響がある。 還付申請の場合は、例外なく税務調査がはじまるため、還付までのキャッシュ拘束期間がより長期化している。	継続	・多額な資金負担となるため、制度を撤廃していただきたい。	・インドネシア所得税法22条(PPH22)
12	日機輸	前払法人税徴収の重い負担及び恣意的な追徴課税	・前年度の納税額相当は毎月予定納税をしているにも拘わらず、輸入に対して2.5%～10%という法外は前払法人税を徴収され、還付請求すれば監査を実施して逆に追徴してくる。	継続	・予定納税制度があるので、前払い法人税は不要。制度廃止を強く要望する。 ・前払法人税制度は廃止が望ましい。	・所得税法22条
13	自動部品	税金対象項目増による税のアップ、BPJSの保険料引き上げ	・2025年、会社が購入する物に新たに税金が課せられ、税金が上昇（昨年比約132%）。また社会保健機関（BPJS）の保険料値上げも2026年予定している（率は未定）。	新規	・各種税率、保険料など会社負担費用の軽減。	・NOMOR 58 TAHUN 2023
14	日機輸	税務訴訟に対する不規則な判決	・インドネシアは判例主義を採用していないため、同一内容の税務訴訟に対し、裁判官によって異なる判決が下されている。	継続	・同一の訴訟内容に対しては一貫した司法判断が下されるようにして頂きたい。	
15	日機輸	VAT税率変更に関する制度詳細の不明確さ	・税制改正やそれに伴う細則の通知が遅れる傾向がある。例えば、2021年に交付されたVATに関する税制改正では、2025年1月1日以降にVAT率を12%へ引き上げる方針が示されていたものの、その後長らく具体的な運用や対象範囲に関する詳細な言及はなかった。改正時期が目前に迫った段階になってようやく、2024年12月に大統領および財務大臣から言及がなされたものの、その内容は大枠の説明にとどまり、どの取引・業種が増税対象となるのか明確にならない状況だった。このような状況は税務実務に携わる者として看過しがたい問題である。	継続	・細則などの制定をもってより明確に制度範囲を示すことを望む。 ・新制度の導入時の通知タイミングについて、もう少し納税者側に配慮することも望む。	・2021年2月2日発表政令2021年第9号
16	日機輸	不当な税金未還付によるリスク	・インドネシア国内の税收減少に伴う不当な還付否認（税還付申請書におけるミスインプットに対する修正否認、海外への支払いに対する還付否認等）、それに伴う税務コンサルへの費用負担拡大、また内部管理工数の増大。	継続	・税務局への対応強化と妥当な税務判断実施の促進。	・インドネシア税制
17	日機輸	統括会社への合算課税のメリット不足	・統括会社を設立しても、グループ会社全体での合算課税のメリットが無い。	継続	・新政権の自由化の流れを受けて、合算課税を実現することで、統括会社設立のメリットを得る。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
18	日機輸	過少資本税制による損金算入の不可	・純資産の4倍を超える借入金部分に対する金利の損金算入が認められていない。2016年1月以降の開始事業年度より適用されている。	継続	・規制緩和または撤廃していただきたい。	・ Ministry of Finance
19	日機輸	OECDガイドラインよりも厳しい移転価格文書化要求	・インドネシア財務省規則No.213/PMK.03/2016（PMK-213）においては、一定のインドネシア企業は移転価格文書化規定に従ってローカルファイル・マスターファイル・国別報告事項（CbCレポート）をインドネシアで提出することが求められている。 ローカルファイル・マスターファイルについては、事業年度末から4ヶ月以内、CbCレポートについては12ヶ月以内に作成することが求められている。	継続	・マスターファイルの4ヶ月以内の提出期限は、他国と同様の12ヶ月以内に延長していただきたい。	・インドネシア財務省規則No.213/PMK.03/2016(PMK-213)
20	日機輸	OECDガイドラインよりも厳しい移転価格文書化要求	・マスターファイル(MF)は事業年度終了後4か月以内に作成し、同文書作成日を記載したステートメント・レターを申告書に添付することが規定されており、他国に比べ非常に短期間での作成を要求している。また、言語はインドネシア語でなければならない。	継続	・期間の宥恕規定やペナルティが課されないような手当てを要望する。 ・また、言語は英語も可として欲しい。	・財務省規定213号(PMK-213)
21	日機輸	OECDガイドラインよりも厳しい移転価格文書化要求	・2016年12月に税源浸食および利益移転（BEPS）のガイドラインが適用され、移転価格文書化に関する新たな財務大臣規則が公布、即日施行された。移転価格文書の作成範囲が拡大されると共に、マスターファイルやローカルファイルの作成期限が、課税年度終了後4か月以内とされた。	継続	・書類準備期間4か月は日本（1年）と比べても著しく短く、特に親会社で作成することになるであろう、マスターファイルについては対応極めて困難。納税者側の状況や実務を考慮した法令の制定・施行を望む。	・2016年12月30日付公布、「OECD税源浸食および利益移転」ガイドライン ・2016年12月30日公布、財務大臣規則No.213/PMK.03/2016
6. 雇用						
1	日鉄連	現地人の雇用義務	・現地に進出する企業は、外国人労働者1人につき、インドネシア人3人の雇用が義務付けられている。	継続	・規制の撤廃。	
2	日機輸	外国人従業員への処遇	・外国人従業員は複数のポジションを兼務できない一方、ローカル従業員には特に制限がない。	継続	・差別をなくしていただきたい。	・インドネシア外務省
3	日機輸	柔軟性のない解雇条件	・従業員が重大な過失を犯した場合（犯罪行為等）でも、労働裁判所の決定なしに解雇することができない。	継続	・本規制自体を撤廃していただきたい。少なくとも重大な過失の場合には労働裁判所での決定までのプロセスを簡略化する等、是正していただきたい。	・労働法158条及び159条 ・労働紛争解決法7条
4	自動部品	上昇率の高い最低賃金	・労務費増による収益悪化。 2021年に施行した新法（オムニバス法と政令）によって最低賃金の計算方法が見直しされるも、2022年は新たに労働大臣令（2022年第18号：11月制定・施行）にて新たな計算方法が決定された。インドネシア経営者協会等の団体は、オムニバス法など複数の上位法令に反するとの主張によりこの大臣令の撤廃を求め憲法裁判所に提訴している。最低賃金については規定が二転三転とし、長年にわたり迷走が続いてきた経緯があるが、2023年以降も変わらずその決定には混乱が生じている。2024年については州及び市において最低賃金が提示されたが、それに反発する組合等によるデモも度々発生し、デリバリー問題も発生している。	継続	・最低賃金計算方法の見直しは、（今後の選挙を見据えた）政治的背景による影響が大きい。安定した会社経営においては、一貫した政策に基づく法規制の正常且つ早期における整備を強く望む。	・オムニバス法(雇用創出法)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日機輸	上昇率の高い最低賃金	・バタム島の2020年最低賃金は月額4.13百万ルピア（約300米ドル）であり、昨年から8.51%の上昇となった。この水準はシンガポール除くASEAN域内諸国と比べて高い水準にある。これまではルピア安が進行したため、米ドルベースの賃金水準は抑えることができたが 近い将来において競争力低下が懸念。	継続	・賃金上昇率を決定する現行の政令2015年第78号（インフレ率とGDP成長率を足し合わせて計算）の改正を検討いただきたい。	・政令2015年第78号
6	自動部品	上昇率の高い最低賃金	・労務費負担増による収益悪化。	継続	・最低賃金上昇の抑制。	
7	日機輸	過激な労働組合運動と賃上げ要求	・毎年実施される最低賃金交渉に関して、労働組合の過度なデモ、交渉活動により製造活動を混乱させ生産性と効率性に悪影響あり。	継続	・年間賃金増分の決定に向けた交渉管理及び仲裁手続の改善。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	不明確な到着ビザ(VOA)の運用	・工場へ立ち入る場合には無条件でビザが必要とされており、工場内での商談・視察程度であってもビザが必要。 ・商業目的でのVOA運用が開始されたが、工場への立ち入りを含めてVOAでカバーされるのか、明確になっていない。	継続	工場への立ち入り含めてVOAでカバーされるかどうか明確にいただきたい。	・インドネシア外務省
2	医機連	ビザ選択の不合理と活動範囲の制限	・講演活動用のビザと商談用のビザが異なり、どちらかのビザしか選択ができず現地での活動も取得したビザの範囲に制限がされる。	新規	・規制の緩和。	
3	日機輸	生産法人訪問時のアライバルビザ、APECカードの使用不可	・ジャカルタ近郊の日系企業において、入国管理局から「アライバルビザ及びAPECカードでは工場訪問は認められない」と指導を受けるケースが散見されるため、シングルビザを取得している。	継続	・会議目的のみである場合は、アライバルビザあるいはAPECカードでの入国を認めて欲しい。	
4	日機輸	日本人支援者の労働許可取得義務、支援ビザ取得手続の煩雑・遅延	・日本人支援者（設備導入、設備改修、品質改善等）に労働許可取得が義務付けられており、時間的制約がある場合にタイムリーな支援に支障をきたしている。	継続	・左記の支援者に対する労働許可取得の免除を要望。	・政令NO.31
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	模倣品取り締まりの不十分	・商標権侵害（模倣品の製造・販売等）が親告罪のため、権利者が自ら告訴をしなければ刑事事件として立件されない。権利者が告訴をしなくても取り締まりが積極的に行われ、侵害者への抑止力が働く仕組みの導入が望まれる。	新規	・商標権侵害（模倣品の製造・販売等）を非親告罪にいただきたい。	・商標法(Undang - Undang No.20/2016)103条
2	日機輸	税関総局登録システムの登録要件	・税関総局登録システムへの登録は、インドネシアに現地法人を持たない権利者は税関登録ができないが、内国民待遇を定めるTRIPS協定第3条にも反する可能性がある。	継続	・インドネシアに所在する法人という登録要件を廃止し、インドネシアで知的財産権を保有する権利者としていただきたい。	・2017年度インドネシア共和国政令第20号第5条3項
3	自動部品	特許権者の特許国内実施義務	・特許権者の特許の国内実施義務に対する義務履行猶予申請の負担がある。	継続	・実施義務を廃止していただきたい。特許権者に実施義務を課し、違	・インドネシア特許法20条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		務の厳格	【実施の猶予申請】 2019年30号施行規則により、以下の決定がなされた。 －特許権者は、インドネシアにおける物の製造又は使用をする義務について、理由を付した申請の提出により最大5年猶予することができる。 －前記猶予の申請は、特許付与日から3年以内に提出しなければならない。 －大臣は前記猶予の申請を承認する場合、特許権者にその旨を通知する。 －前記義務の履行の猶予はその決定の日から与えられ、理由があれば更に延長可。 特許権者は、インドネシア国内において、その特許を実施する義務があり、特許付与から36か月以内にこの義務を果たさない場合、強制実施権設定又は裁判所決定に基づく特許取消の対象となり得る。		反した場合に特許の取り消し等の対象とする規定は、主要特許庁ではなく特異である。発明の内容等によっては早期に特許発明を実施できない場合もあるので、権利者が実施義務を果たさない場合に、取り消し等の対象とされるのは酷である。 ・事務的にも、実施の有無の確認やその管理に過度な負担がかかっている。	
4	日機輸	特許権者の特許国内実施義務の厳格	・特許権者は、インドネシア国内において、その特許を実施する義務があり、特許付与から36か月以内にこの義務を果たさない場合、強制実施権設定又は裁判所決定に基づく特許取消の対象となり得る。	継続	・実施義務を廃止していただきたい。特許権者に実施義務を課し、違反した場合に特許の取り消し等の対象とする規定は、主要特許庁ではなく特異である。発明の内容等によっては早期に特許発明を実施できない場合もあるので、権利者が実施義務を果たさない場合に、取り消し等の対象とされるのは酷である。また、事務的にも、実施の有無の確認やその管理に過度な負担がかかっている。	・インドネシア特許法20条
5	日機輸	国内実施義務に対する義務履行猶予申請の負担	・【実施の猶予申請】 2019年30号施行規則により、以下の決定がなされた。 －特許権者は、インドネシアにおける物の製造又は使用をする義務について、理由を付した申請の提出により最大5年猶予することができる。 －前記猶予の申請は、特許付与日から3年以内に提出しなければならない。 －大臣は前記猶予の申請を承認する場合、特許権者にその旨を通知する。 －前記義務の履行の猶予はその決定の日から与えられ、理由があれば更に延長可。	継続	・規則2019年30号の猶予手続きは、企業等に負担が大きく、イノベーションと投資を停滞させる。現に日本の企業が猶予手続きについて負担が大きいと嘆いている。したがって、義務履行猶予の申請手続きを不要にし、または簡素化いただきたい。	・特許の国内実施義務免除期間の延長手続きの詳細を公表 https://www.aoyamapat.gr.jp/news/1713
6	日機輸	特許実施報告書提出義務の実施細則の不明確・未公表	・登録後の発明実施報告義務の課題として、特許権者は、特許実施に関する報告書を、毎年年末までに特許庁長官に提出しなければならないとされている。	新規	・法制度の明確化。	・2024年10月のインドネシア特許法改正に伴い、インドネシア特許に関する実施報告書の提出が義務化された。しかしながら、2025年10月末現在までに施行規則が公表されていない状況。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	日機輸	特許実施報告書提出義務の実施細則の不明確・未公表	・法改正により、特許発明の実施報告が義務化され、報告書の受付も開始されているが、運用等を定めた実施細則（施行規則）がいまだに公表されておらず、どのように対応してよいか詳細がよくわからない。	新規	・現在、実施細則を準備されていると伺っているので早期に作成・公表していただきたい。	・特許法20条A
8	自動部品	特許実施報告書提出義務の特異性、不明確	・特許権者に対し、特許発明のインドネシア国内での実施状況に関する詳細な報告書を提出する義務が課されているが、他国の主要特許庁には見られない特異な制度であり、提出期限や運用が未確定で実務負担が大きい。さらに、報告項目の定義が不明確であるため、実務上どの程度詳細に記載すべきか判断が難しく、代理人との調整を含めて多大な工数が発生している。	新規	・提出期限、対象範囲、非公開取扱い等の運用詳細を早期に明確化して頂きたい。	・インドネシア特許法20条等
9	日機輸	特許査定時および拒絶査定時の分割出願不可	・出願人は、特許査定時および拒絶査定時に分割出願することができず、査定後に適切な特許権獲得のための手段が限られる場合がある。	継続	・特許査定時および拒絶査定時に分割出願できるようにしていただきたい。	・インドネシア特許法38条2項
10	時計協	商標不使用取消し手続の立証の困難	・商標不使用取消し手続においては、請求側が相手側の「不使用」を立証しなければならないとされているが、「使用」の立証はできても「不使用」の立証は困難である。	継続	・請求側の立証義務をなくして欲しい。 ・多くの国のように、被請求人が「使用」を立証するような制度を望む。	
11	製薬協	安易な強制実施権発動の懸念を含んだ法改正	・インドネシアの改正特許法（No.13/2016）には、強制実施権一般についての81条～92条に加えて、ヒトの疾患の治療のために国内で特許医薬品を製造する強制実施権の発動を許容する第93条が設けられた。2020年12月9日に公布されたMinistry of Law and Human Rights Regulation(No.30/2019)は、国内不実施を理由とする強制実施権の申立は国内実施義務の延期が許可されている場合には拒絶されることや、第93条の強制実施権は緊急事態の場合に限定されることが明確にされた。安易な強制実施権発動の懸念を払拭するため、特許法（No.13/2016）自体の改正が望まれる。 また、新型コロナウイルス感染症治療薬としてアビガン錠（favipiravir）が注目される中で、インドネシア政府の要請に応じて特許権者が2020年3月以降、同政府指定の現地企業に緊急輸出を行い、9月の緊急承認以降は現地企業に製品を供給して協力しているにもかかわらず、2020年10月に同政府から109～120条に規定される政府による特許の実施を通知された。2021年11月26日にfavipiravir関連特許5件の3年間の政府による実施の大統領規定2021年第101号が公布された。同日にGilead社のremdesivir関連特許4件の政府による実施の大統領規定2021年第100号も公布された。Gilead社はインドネシアを含む127か国を対象にジェネリック企業9社にremdesivir関連特許のvoluntary licenseを許諾している。	継続	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく、特許を保護して頂きたい。 ・アビガン錠の政府使用への対応について、在インドネシア大使館及び関係省庁のいっそうの支援をお願いする。	・インドネシア改正特許法 No.13/2016 ・インドネシアMinistry of Law and Human Rights Regulation(No.30/2019) ・大統領規定2021年第101号 https://setkab.go.id/en/president-jokowi-issues-regulation-on-implementation-of-favipiravir-drug-patent/ ・大統領規定2021年第100号 https://setkab.go.id/en/govt-issues-regulation-on-patent-implementation-for-remdesivir-medicine/
12	日機輸	特異な特許年金の支払期限	・年金の支払期限が保護期間の出願相当日の1か月前と規定されているが、出願日や登録日が支払期限として規定されている米国や欧州、中国等、他の主要国の支払基準と異なるため年金管理の負担が大きい。	継続	・年金の支払期限を出願相当日としていただきたい。	・インドネシア特許法第126条

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13	日機輸	特許維持年金についての不明瞭な過去分債務請求	・過去に、保有特許について年金不払いによる放棄をした出願人に対し、インドネシア特許庁が未納年金の債務があるものと認識し、出願人に支払い請求をしている。しかし、対象特許が不明確であり、また特許庁が未納と認識する年金の額についても不明確であるため、出願人として正確な債務・リスクを把握できない。	継続	・明らかな未納分の年金については支払うべきものであるが、過去分の年金を支払う手続き・窓口については明確になったが、対象特許の特定や、インドネシア特許庁が未納と認識する年金の額の明示や法規則、手続きの明確化は未だ改善されていない。当社から当局には再々度の未納納付指令を出さないよう要望はした。是非、明確化を進めていただきたい。	・インドネシア特許 未納年金に関する庁通知 https://shigapatent.com/topics/%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%89%e3%83%8d%e3%82%b7%e3%82%a2%e7%89%b9%e8%a8%b1-%e6%9c%aa%e7%b4%8d%e5%b9%b4%e9%87%91%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%ba%81%e9%80%9a%e7%9f%a5/
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	安全規格K3L認証テストレポートの不合理	・安全規格K3L（商品登録義務）の認証テストレポートについて： －認証テストは原則インドネシア国内での実施だが、国外でのテスト機関使用も認められている。しかしながら、「インドネシア語でのテストレポート提出」が義務付けられているため、現実的に国外テスト機関使用は不可能。 －国際的な製品安全性試験結果レポートであるCBレポートすら、認められていない。 －CBレポートはK3L内容を包括しているにも関わらず「インドネシア語でない」という理由だけで受領拒否される。 インドネシア認証機関はもっと国際的になるべき。	継続	・K3L内容を包括する国際製品安全性試験結果レポートの受領を認める。	・K3L
2	日機輸	SNI強制規格の強化	・自国産業保護のための非関税障壁として、インドネシア国家規格（SNI：Standar Nasional Indonesia）対象拡大（品目及び対象輸入者）傾向にあるほか、海外メーカーにも商標登録義務やインドネシア国内公式代表の設置など追加要件が課され、実質的に輸入参入障壁が高まっている。既存証明書の再申請や移行措置が短期間に求められ、輸入事業者・製造業者ともに大きな影響を受けている。 また、突然の法令改正・準備期間の少なさ及び規定条件が現実的ではない(※)ため対応に追われている。 (※)SNI当地代理者保有の倉庫に全ての輸入製品を保管し、SNI条件に合致していることを確認・認証を受けた上で、国内流通させる義務。	継続	・前広でクリアな情宣と、準備期間の確保。 ・安価な中国製品の流入阻止が非関税障壁の根底にあり、本来、同問題に該当しない日本及びその他国からの輸入製品もHSコードによる分類により影響を受けている。HS以外の分類方法の確立を希望。	・2025年工業大臣令22号（鋼板）
3	日鉄連	鉄鋼製品への強制規格の実施	・2009年1月1日、建設向け亜鉛めっき鋼板の強制規格化を実施。 ・2009年5月6日、厚板を含む熱延鋼板類の強制規格化を実施。熱延鋼板類に関しては、自動車用途、電機・電子用途、1.8mm未満もしくは25mm超などの製品については、工業省の認可があれば除外。 ・2009年7月6日、亜鉛アルミめっき鋼板の強制規格化を実施。 ・2010年10月11日、ブリキ、形鋼、燃り線、PC鋼線に対する強制規格導入をWTO TBT通報。 ・2011年6月1日、冷延鋼板類の強制規格化を実施。SNI規格と異なる仕	継続	・制度の撤廃。 ・手続き(除外制度を含む)の明確化・簡素化。	・工業大臣規定 ・テクニカルガイダンス

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			様を有している鋼材、自動車とその部品産業、家電品・電機電子とその部品産業向けの原材料として利用される鋼材は、工業省の技術的判断書を取得することを要件として、本制度の適用を受けないことを規定（適用対象外リストとして別表に日本鉄鋼連盟規格や、一部のユーザー規格・メーカー規格を記載）。 ・2012年2月21日、形鋼の強制規格化を実施。 ・2014年12月3日、棒鋼の強制規格化を実施。 ・2015年1月20日、厚板を含む熱延鋼板類の新テクニカルガイダンスを施行。自動車用途、電機・電子用途、板厚1.2mm以上1.8mm未満もしくは25mm超などの製品については、工業省の認可があれば除外。 ・2016年8月22日、水配管用鋼管（めっきなし/あり）の強制規格化を実施。 ・2017年1月6日、冷延ステンレス鋼板に対する強制規格導入をWTO TBT 通報。 ・2025年12月9日、工業省主催の説明会において、SNI取得製品を対象とした総合認証（倉庫認証）制度の導入検討が示された。			
4	日機輸	工業規格・安全認証(SNI)取得の煩雑・遅延	・工業規格・安全認証（SNI）の承認を得るため輸出入工場の安全規格検査で、頻繁に中国等への出張要請がある。 ・SNI取得自体も、上記出張監査も含めて2ヶ月超という非常に長いリードタイムを要する。 ・このSNIの適用対象品目が拡大傾向になり、2012年度からはエアコン、冷蔵庫、洗濯機等の大型商品も対象となってくる。これら大型商品だけではないが、監査対象に製造現場の視察も当然含まれるが、新商品等の場合は発売の数ヶ月前に監査を受けることが困難な場合がある。しかしながら、SNI対象品目でありながら認証を取得していない場合、輸入・通関自体が出来ない為、その他の各種ライセンス取得や営業サンプル輸入が滞り、新商品立上が思い通りの期日までに実施できないリスクが想定される。	継続	・要望としては、特に新商品立上に際して長大且つ不安定なリードタイムを要するようになる為、これを現実に即した基準・手順とする働きかけを実施頂きたい。 ・新しい規制についての早急な情報開示。	・ Water Pump : SNI 04-6292.2.41:2003 ・ Electric Iron : SNI 04-6292.2.3:2003 ・ CRT TV : SNI 04-6253:2003 ・ Tax Treaty Regulation ・ BSKJI's Letter No.B/1027/BSKJI.4/IND/XII/2021 ・ MINISTER OF INDUSTRY OF REPUBLIC OF INDONESIA REGULATION NUMBER 58 YEAR 2020
5	日機輸	新工業規格・安全認証(SNI)認証・認定要件の複雑・遅延	・新しい国内製品向け工業規格・安全認証（SNI）認証・認定要件： ①申請プロセスが、従来のSNIプロセスよりも長期化している。 ②義務付けられた監査作業日数が増加し、コストが高騰している。また監査スケジュールも効率的とは言えない。 ・新しい輸入製品向けSNI認証・認定要件： ①SIINasウェブサイトでの登録プロセスが、従来よりも多くのステップを要し時間がかかる。 ②必要書類が増加し、特に ODM/OEMメーカーにとってより複雑になっている。 ③輸入製品向けCB（認証機関）のアサイン頻度が低下している。 ④対象製品の範囲が以前よりも広がっている。	新規	・企業が新規規制に適合するための移行期間として、最低2年を設けること。 ・国内製品・輸入製品の双方において、SNIプロセス全体の期間を短縮すること。	・ Permenperin No. 7 Tahun 2025 ・ Permenperin No. 75 Tahun 2024
6	日機輸	新工業規格・安全認証(SNI)	・新インドネシア国家規格SNI（75/2024）では、OEM/ODMがインドネシア国内に法人を有していない場合がある中で、複数のブランドが製造	新規	・新SNI（75/2024）の義務化に対応するため、海外の外部委託生産会社	・ SNI(Standar Nasional Indonesia＝インドネシア国

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		制度の登録に関する不合理な要求	委託しているOEM/ODMでも1法人しか認定代理人として登録できないため、グローバルブランド複数社における調整が必要となる制度となっており、サプライチェーンに大きな混乱が生じることが懸念される。また商標と認定代理人の登録に1年以上かかると見積もられていることから、インドネシア市場に高付加価値かつリーズナブルな電気電子製品をタイムリーに導入できなくなる可能性が高い。		が製造している製品について、要件を緩和していただきたい。 例：自社ブランドを持たない委託生産会社の商標登録及び自社ブランドの認証取得を不要とする、認定代理人の登録を1法人に限定しない等。 ・また、サプライチェーンや輸出の混乱を防ぎ、必須認証を取得するため十分な移行期間を設定いただきたい。	家規格)、産業省規程2018年15号 ・商業大臣規則2024年第75号
7	日機輸	新工業規格・安全認証(SNI)制度の登録に関する不合理な要求	・2025年5月にAV/ICT機器、2025年7月に家庭用電気機器の新SNI規則が施行され、新たな強制認証制度が開始。 インドネシア現地に新たに公式代理人の設置要求と外部生産委託会社（ODM/OEMメーカー）のブランド登録義務化が導入され、公式代理人は1つの海外生産者のみを代表でき、重複代理は不可のため代理人設置が困難。併せてブランドを持たないODM/OEMメーカーにもブランド登録を要求。インドネシアへの輸出製品の認証取得が大幅に遅延。	新規	・ ODM/OEMメーカーのブランド登録、及び、ブランドの強制認証書取得要件の撤回。 ・ 公式代理人が複数の海外生産者を代理可能とする。 ・ 十分な猶予期間設定。	・ AV/ICT機器：インドネシア産業大臣規則No. 75 of 2024 ・ 家庭用家電機器：インドネシア産業大臣規則No.7 of 2025
8	JEITA	新工業規格・安全認証(SNI)制度の登録に関する不合理な要求	・ インドネシアにはSNI認証という国家規格に基づく認証制度（日本で言うJISのようなもの）があるが、そのなかに生産委託会社（EMS）に生産を委託する場合、その生産委託会社が自社ブランドを保有し、その製品のSNI認証を持っていなければ、委託元のSNI認証を取得できない、という内容がある。通常生産受託会社は、生産の受託のみを行っており自社ブランドを持っていないので、生産委託を行う上で支障となっている。	新規	・ 生産委託会社での自社ブランド取得要件の削除。	・ PERATURAN MENTERI PERINDUSTRIAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 75 TAHUN 2024
9	時計協	新工業規格・安全認証(SNI)制度の電池規制	・ インドネシア工業省は、一次電池の品質と安全性を確保するため、新しい安全SNI（インドネシア国家標準）規制を制定。2025年5月20日から施行。基準を満たさない電池は、インドネシア国内で製造、輸入、販売が禁止され、時計電池も影響を受ける可能性。	新規		・ 工業省令第69号/2024年
10	日機輸	異なる担当省庁の認証の同時取得の煩雑	・ 安全規格SNIとエナジーラベル規格SKEMの同時取得プロセスについて、現時点で両認証の取得必要なのはエアコンで、近い将来に冷蔵庫、扇風機が対象となる予定。 SNIとSKEMは担当省庁が異なるため、認証申請手続きに時間がかかる。テスト機関での認証テストは平行に進めることができるが、省庁へのSKEM認証申請はSNI認証取得後にしかできないため、テスト終了後、SNI認証取得までに2週間、さらにそこからSKEM認証取得までに1か月の時間がかかる。エアコン（EERからCSPFへの変更）、冷蔵庫、炊飯器、扇風機などの製品を管理する新しいSKEM規制がある。テレビのSKEM規制は、現在も議論中。	継続	・ SNIとSKEMの担当省庁間で連携し、同時取得の場合は申請手続きを同時に進めることができるようにプロセス簡略化。	・ SNI ・ SKEM ・ The Minister of Energy and Mineral Resources Republic of Indonesia Decree Number: 103.K/EK.07/DJE/2021; 113.K/EK.07/DJE/2021; 114.K/EK.07/DJE/2021; 115.K/EK.07/DJE/2021
11	製薬協	審査基準の特異な要求、対応の困難	・ 薬事審査において国際基準、ICH基準のみならず、ASEANガイドラインと比較しても特異な要求が多い。 原薬の製造所や製法変更の際に原薬安定性のみならず製剤安定性が求められ、変更実施時期が大幅に遅れる。	継続	・ 審査基準の国際標準化。 ・ その他のアセアンと同様にASEAN Variation Guidelineに則りコミットメント・レターのみで可として欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
12	製薬協	各審査トラックの規定時間の不遵守	・①簡略審査バス120WDのものは160WDほどで承認されたが、通常審査300WDバスのものは500WD経っても審査中。 ②簡略審査120WDでは日本も参照国となったが、包装場所が日本承認品と異なるだけで300WDバスに指定されうる規定となっている。これは現地化推奨とも相反する要求である。	継続	・①各審査トラックの規定時間を遵守頂きたい。 ・②製剤の製造所が日本承認品と同じである限り包装サイトに関わらず簡略審査120WD対象として審査して欲しい。	
13	日化協	ハラール保証制度(SJPH)の物流サービス分野へのスコープ拡大	・インドネシア政府は、ハラール保証制度（SJPH）の適用範囲を拡大し、食品・飲料、医薬品、化粧品等に関連する保管、包装、流通といった物流サービス分野にも同制度を適用する規制案をWTOに通報している。 本規制案では、物流事業者に対し、ハラール方針の策定、工程管理、施設要件、ハラール品と非ハラール品の分離管理、文書化、教育訓練、トレーサビリティ、内部監査等、製造工程と同等に近い水準のハラール保証体制を求めている。 しかし、食品・飲料、医薬品、化粧品等は、通常、製造工程においてすでに密封包装されており、物流段階で動物由来成分または副産物による汚染が生じるリスクは極めて低いと考えられる。 それにもかかわらず、物流段階まで一律にSJPHを適用した場合、以下のような課題が生じるおそれがある。 －国際物流・第三者物流事業者（3PL）に対し、インドネシア特有のハラール要件への対応を求めることによる、実務負担およびコストの大幅な増加。 －化粧品自体はハラール認証済みであるにもかかわらず、物流段階で追加的な認証・監査対応が必要となることによる、重複規制。 －規制の適用範囲（国内物流と国際物流の区別、海外倉庫や輸出国側物流の扱い等）が必ずしも明確でなく、事業者にとって予見性が低いこと。 －WTOにおけるコメント期間が短く、十分な影響評価や意見反映の機会が限定的であること。 これらにより、食品・飲料、医薬品、化粧品等においては、円滑な貿易・物流活動や安定供給に支障を来す可能性が懸念される。	新規	・完成品は密封包装されており物流段階での汚染リスクが低いことを踏まえ、SJPHの物流サービス分野における適用対象から除外、または簡素化された取扱いとすることを検討していただきたい。 ・物流分野にSJPHを適用する場合であっても、製品自体のハラール認証が取得済みである場合には、物流段階での重複的な認証・監査要求を回避する制度設計としていただきたい。 ・国際物流の実態を踏まえ、適用範囲（国内物流／国際物流、第三者物流事業者の扱い等）を明確にしたガイダンスを提示していただきたい。 ・この件に関わらず、制度導入にあたっては、十分な移行期間の設定および事業者との継続的な意見交換の機会を確保していただきたい。	・政令案2025号 https://members.wto.org/crn_attachments/2025/TBT/IDN/25_07967_00_x.pdf
14	医機連	ハラール認証制度の不明瞭	・ハラール認証の対象範囲の不明瞭： －医療機器へのハラール認証導入が進む中で、その対象範囲が不明瞭である点が大きな課題となっている。 －金属や樹脂製品など、本来ハラール認証の対象外とすべき製品の取り扱いの明確化を要望。 －生物由来以外の製品にも「非ハラールである旨の表記」が求められ、製造所への負担や販売への懸念が生じている。 －生物由来でない製品についても非該当証明が求められ、対応困難。	継続	・ハラール認証制度の対象外製品の明確化を要望。 ・対象外製品については非ハラールである旨の表記も不要として頂きたい。	
15	医機連	ハラール規制適用の困難	・患者と接触する医療機器も対象となり、クラス分類別に段階的な導入日程（クラスA製品は2026年10月～）も示されているが、対応困難な製品があるため、GAKESLAB（インドネシア医療機器工業会）を通じてハラール関係機関と協議中。	新規	・医療機器の適用除外。	・大統領令No.6/2023 (Presidential Decree No.6/2023)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16	製薬協	ハラール規制適用の困難	・医薬品を対象とするハラール規制は、2034年まで延期されたが、全製品をハラール対応するには費用と時間がかかる。 ハラール認証を得るには多くのハードルと弊害： －既存の製造施設とは別の生産ライン増設。多くの原材料があり、ハラール認証された原材料の代替品を見つけるのが困難。 －切替には時間が掛かり、コスト増、薬価上乘せの結果、医薬品アクセスを阻害。 －医薬品流通のステークホルダーへ混乱と負荷。 －市場ではeカタログ等の入札時にハラール認証取得品が優位。	継続	・医療、健保並びにドラッグロス回避した患者早期アクセス確保の観点からハラール規制適用免除を恒久化して頂きたい。	・Halal Product Assurance (UU Jaminan Produk Halal No. 33/2014)
17	医機連	薬事申請時の商標登録エビデンス要求	・薬事申請時に使用商標の登録証の提出を求められた。要求される背景が不明。	継続	・薬事申請時の商標登録証の提出を不要にして欲しい。	
18	医機連	医療機器登録及び輸入手続きの課題	・医療機器申請時にファミリー登録ができず、同一シリーズ内であっても各モデルごとに個別申請が必要となっており、市場投入の遅延とコスト増を招いている。	継続	・ASEAN医療機器指令（AMDD：ASEAN Medical Device Directive）に基づくファミリー登録制度の導入。	
19	医機連	医療機器登録及び輸入手続きの課題	・安全性・有効性に影響しない軽微な変更でも新規申請を要求されるケースがある。	継続		
20	医機連	医療機器登録及び輸入手続きの課題	・審査官によって承認取得までの期間にばらつきが見られる。	継続	・審査基準の統一。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	法制度・規定変更の突然の変更、及び各機関への徹底不足	・外貨使用規制、非居住取締役労働許可・入国VISA取得免除・損害保険タリフ等の多くの法制度・規程が近年も変更されたが、突然の変更も多く、また執行機関への徹底が不足しており担当者により解釈に差異あり。	継続	・外資企業及び担当執行機関への十分かつ妥当な説明と導入までの時間的余裕を確保して頂きたい。	
2	日機輸	規制の不確実性と過度の政府規制	・インドネシアの規制は異なる解釈が可能で、不確実性あり。いくつかの改革が実施されているが、インドネシアにおける税金、免許、税関の管理は依然不透明。 多くの規則は煩雑であり、また新たな規制の実施、現場への徹底に相当の時間が必要なため解釈に齟齬が発生。	継続	・規制の簡素化。数を減らすだけでなく、透明化が必要。 ・また、要求事項、担当機関、必要な期間、費用に関する一般情報公開の実施。	
3	日機輸	契約・覚書でのインドネシア語の使用義務	・2009年7月9日、Law No.24において、インドネシア法人との契約は、インドネシア語を使用することが義務付けられ、2015年8月、インドネシア最高裁判所は、英文契約書のみで締結されたローン契約が当該義務に反し無効であるとしたジャカルタ高等裁判所の判断を支持する判決を出した。 法令・判決を踏まえ、英文契約はインドネシア語での併記を原則としているが、本体国際契約で使用する言語は当事者間の自由に委ねられるべき。インドネシア文の不必要な外注コスト含めた負担が生じる。	継続	・インドネシア語の使用強制制度の撤廃を望む。もしくは、併記は任意としていただきたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	異なる事業番号登録から生じるリスクの不明確	・事業許認可オンラインシステム（OSS：Online Single Submission）登録にある法務人権省（AHUシステム）とインドネシア投資調整庁（BKPM）システムへのKBLI（インドネシア事業分野基本分類）番号の登録を1年以内に2017年版に一致させないとNIB（事業基本番号）が凍結され、事業が継続できなくなると公布された。各所に問い合わせをしたが、リスクがあるとの回答のみで、実際に停止となるか不明確なままだった。	継続	・事業継続の凍結はリスクのため最優先で対応を行ったが、実際に期限を越えても問題なかったとの声も聞き、期日は明確にしてもらいたい。	・ Online Single Submission（OSS）
99. その他						
1	自動部品	外資企業による土地保有制限	・土地保有はインドネシア国民(個人)のみ認められ、法人は個人から利用権を取得する形態。会社対個人のやり取りとなり、トラブルになるリスクあり。	継続	・土地保有制限の緩和。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	外資規制 (FIRBの認可)	・豪州に外国企業が参入する場合、外国投資審査委員会（FIRB）の認可が必要となっている。FIRBの認可には相当の時間とコストがかかるため、豪州への投資時の負担となっている（一部投資については審査基準額緩和の方向だが、探鉱・採掘権を含む土地関連の権利取得には、ほとんどの場合FIRBの認可が必要）。	継続	・基準の緩和。	・ Foreign Acquisition and Takeover Act
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日商	事前教示制度のHSコード／FTA判断の遅延	・日本とオーストラリアの自由貿易協定（FTA）にはJAEPA、CPTPP、RCEPがあるが、HSコードの判断により優遇税制の使用可否が異なる。故にHSコードで判断がつきにくいものに関し、オーストラリア国境警備隊（ABF：Australian Border Force）の事前教示制度（Advance Ruling）を活用申請しているが、時間がかかる。	継続	・スピードアップ。	・オーストラリア国境警備隊(ABF)サイト内事前教示制度(Advance Ruling) https://www.abf.gov.au/imports/Pages/How-to-import/advance-rulings.aspx
2	時計協	輸出入許可の煩雑	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・輸入許可取得の時間短縮を希望。 現状1.5～2か月かかっている。	・ワシントン条約
3	時計協	輸出入許可の煩雑	・ATAカルネを使った時計のサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
4	日商	輸入許可書取得要否判断の困難さ	・卵・乳成分を含む商品はその使用割合及び調理方法により輸入許可書が必要となるが、その計算方法算出が複雑。またアイテムにより参照すべき項目が多岐にわたり分かりづらい。	継続	・分かりやすさの改善。 ・問い合わせ時の対応のスピードアップ。	・ Biosecurity Act 2015
5	日鉄連	輸入モニタリング	・2002年4月、輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施。	継続		
6	JEITA	輸入品への燻煙処理提示の要求	・「Packing Declaration」という梱包材に関する資料（=パレットの燻蒸処理がされているか否か）の提示が要求される。	継続	・木製パレットを使用していないことが明らかな場合は資料提示を省略したい。	・病害虫が輸入貨物の梱包材に付着して国内に侵入することを予防するためのオーストラリア独自のルール。
7	時計協	木製品・梱包材への燻蒸処理実施義務	・木製品の輸入に際し、全て燻蒸処理を輸出前に完成品レベルで実施しなければならない。	継続	・規制撤廃。	
8	日商	肉製品・肉エキスを及び肉由来の油脂使用製品の輸入規制	・肉製品・肉エキス及び肉由来の油脂使用製品の規制の厳しさと、輸入可否をチェックするに必要となる証明書、書類、工程の多さ。	継続	・規制強度の見直し。	・ Biosecurity Act 2015 ・ Imported Food Control Act 1992 ・ FSANZ Food Standards Code

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2013年10月24日、日本、韓国、台湾、タイからの形鋼に対し、アンチダンピング調査が開始。 －2014年3月14日、日本、韓国、台湾、タイに対し、暫定措置を発動。 －2014年11月20日、日本、韓国、台湾、タイに対し、クロの最終決定。日本:12.15～12.23%、韓国:2.52%～3.24%、台湾:2.20～7.89%、タイ:18.28～19.48%のアンチダンピング税賦課決定。 －2019年2月11日、措置延長調査開始。 －2019年11月11日、措置延長決定。 －2023年11月22日、第2回アンチダンピング措置延長調査開始。 －2024年10月10日、措置継続の決定（アンチダンピング税率日本12.2%、韓国5.2～7.9%、台湾9.0～12.3%、タイ7.7～7.8%） －2025年4月24日、豪州AD委員会が、適用されるAD税の見直しを公示。見直しによる、AD税は日本:15.5%、韓国6.8～12.5%、台湾7.0～10.8%、タイ5.7%。	変更	・措置撤廃。	
10	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2014年1月8日、日本、スウェーデン、フィンランドから輸入される合金鋼厚板に対し、アンチダンピング調査が開始。 －2014年5月19日、日本、スウェーデン、フィンランドに対し、暫定措置を発動。 －2014年11月5日、日本、スウェーデン、フィンランドに対し、クロの最終決定。日本：24.5～26.1%、スウェーデン：9.6%、フィンランド：10.8%のアンチダンピング税賦課決定。 －2019年2月11日、措置延長調査開始。 －2019年10月2日、措置継続の最終決定。 －2023年12月4日、第2回措置延長調査開始。 －2024年10月4日、措置継続の決定。（アンチダンピング税率日本：5.2%、スウェーデン：8.6%、フィンランド：8.6%）	継続	・措置撤廃。	
5. 税制						
1	日機輸	ATOによるガイドライン(PCG)への具体的なターゲット利益率の記載	・オーストラリア国税庁（ATO：Australian Taxation Office）から公表されたPractical Compliance Guideline 2019/1)によると、業種ごとに利益率をLow risk、Medium Risk及びHigh Riskの3つに区分している。 ・納税者は、税務申告書において自らの移転価格（TP）リスク評価を開示することが求められている。 - 例えば、ディストリビューターの場合、EBIT（Earnings Before Interest and Taxes＝利払前・税引前利益）の率が2.1%以下の場合は、High Riskとされている。 - また、2.5億豪ドルを超える売上の場合でHigh Riskの利益レンジに入っている場合は、RTP（Reportable Tax Position＝開示の必要とされる税務ポジション）表を移転価格文書とは別に提出することを求められる内容となっている。	継続	・移転価格調査や修正申告を求める場合の具体的なターゲット利益率は、機能リスク分析と異なる結果を招く可能性があり、合理性を欠くため廃止していただきたい。 ・またはベンチマークの裏付けとなる資料を開示いただきたい。	・Practical Compliance Guideline 2019/1
2	日機輸	ATOによるガイドライン(PCG)の負担大・不明確	・オーストラリア国税庁（ATO）はハイブリッドミスマッチルールとそれに伴うコンプライアンス実務指針（Practical Compliance Guidelines、PCG）を制定し、納税者のコンプライアンス責任をリストアップした。これらのルールはオーストラリアの企業以外に対しても非常に負担が大	継続	・オーストラリアでPillar2や国内ミニマム課税が導入されることを踏まえると、多国籍企業はいずれにせよ一定レベルの税金を現地で支払う必	・Practical Compliance Guideline (PCG) 2021/5, 2019/6, 2019/3, 2018/7

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			きい。例えば、「企業グループや一連の取引によるハイブリッドによって直接的または間接的に課税を逃れた」収入はハイブリッドミスマッチ（輸入ハイブリッド）とみなされ、影響を相殺するための非常に複雑な調整計算が求められる。 定義があいまいで明確でないため、納税者は多国籍企業のグループ構造について非常に詳細なトップダウンとボトムアップの分析を行い、意図せずにこれらの規制に抵触しうる構造があるかないかを特定する作業が必要となっている。		要がある。意図的かどうかは問わずハイブリッド構造による税回避もこれらでカバーされると想定されるため、このルールは撤廃頂き、オーストラリアで多国籍企業に課されている多大なコンプライアンス・事務負担を軽減していただきたい。	
3	日機輸	過少資本税制による支払利息の損金不算入	・ 2024年7月のDebt deduction creation rule（DDCR）導入により、グループ会社への配当支払い、ロイヤリティ支払いのために行われた借入に係る支払利息の損金算入が恒久的に認められなくなった。	新規	・ DDCRを撤廃していただきたい。	・ Subdivision 820-EAA of the ITAA 1997
4	日機輸	クイーンズランド州における高額な石炭ロイヤリティ賦課	・ 石炭生産者に対して、石炭価格に応じて最大40%のロイヤリティが課される制度（世界で最も高いロイヤリティ税率）。制度導入過程も一方的かつ唐突感が否めないもので、売上課税である（利益課税ではない）点も手伝い、市況下落局面では中小系の生産者が操業停止・自主再建断念等に踏み切る事態が出ている。	継続	・ 税率見直し、制度構造見直しをいただきたい（一方、QLD州政府は現政権下での制度見直しはしないと名言している）。	・ Queensland Revenue Office：石炭ロイヤリティの決定 https://qro.qld.gov.au/resources/mra001/
6. 雇用						
1	日機輸	クイーンズランド州の労働者過保護の厳格な労働条件	・ クイーンズランド州の厳格な労働条件Best Practice Industry Conditionsにより建設工事の生産性低下・遅延・コスト増加が生じている。 2024年にクイーンズランド州政府（当時の労働党政権）が導入したBest Practice Industry Conditionsは州政府の大型建設案件に適用されるもので、悪天候時・高温時・時間外の作業制限、これらの条件下で作業する場合の賃金増加、外国人臨時労働者の雇用制限など、国内労働者を過剰に保護する労働条件が定められているため、建設工事の生産性低下・遅延・コスト増加を招いていた。 なお、2024年10月に発足したQLD州の新政権（Liberal National Party）は上記の問題点から同年11月に同ルールの新規案件への適用を暫定的に停止、2026年1月1日を以て恒久的に廃止となった。	変更		・ クイーンズランド州 Best Practice Industry Conditions
8. 知的財産制度運用						
1	日鉄連	石炭に対するロイヤルティーの増額	・ 2023年6月、QLD州政府が2023年7月からの石炭への以下ロイヤルティー増額を発表。 ≤A\$100/t 7%→7% ≤A\$150/t 12.5%→12.5% ≤A\$175/t 15.0%→15.0% ≤A\$225/t 15.0%→20.0% ≤A\$300/t 15.0%→30.0% A\$300/t ≥ 15.0%→40.0% ・ 2023年9月、NSW州政府が2024年7月からの石炭へのロイヤルティー増額を発表。 （露天掘 8.2%→10.8%、坑内掘7.2%→9.8%、深地下坑内掘	継続	・ ロイヤルティーの見直し。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			6.2%→8.8%) 同時に、国内発電所向け備蓄義務化&上限価格制は廃止。			
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	現地薬事登録の不合理	・日本の医療機器の届出は現地で通じず、CEマーク等がないと現地で登録できない。届出というのは他国で使えないことが多い。多くの国で日本は参照国5か国の1つとして入ることが多い（アメリカ、EU、カナダ、オーストラリア、日本）。しかし、医療機器クラス1を登録しようとしてもせっかくの参照国なのにそれを活用することができない。どうにか整備してもらえれば、オーストラリアだけでなく、各国の薬事登録がスムーズにできる。	継続	・各国で連携して簡素化してもらいたい。	
2	医機連	適合性評価方法の硬直性・非効率	・適合性評価方法（薬機/医療機器単一調査プログラム（MDSAP：Medical Device Single Audit Program）等利用）として使用可能な品質マネジメントシステム（QMS）のエビデンスは1製造業者に対して1つと定められており、当該QMSのエビデンスに対する製品評価として相互活用が認められているエビデンスが定められている。 そもそもQMSのエビデンスが1つしか認められないため、使用可能な製品評価のエビデンスが限られてしまっており、製品ごとにエビデンスを選択することができない。 かつ、1申請で使用可能なエビデンスも1種類（例えば、薬機認証書とカナダや米国のライセンスの混在はNG等）とされており、融通が利かないため相互活用の妨げとなっている。	新規	・カテゴリ毎に使用できるエビデンスを複数設定できるようにしたい。	・ Use of market authorisation evidence from comparable overseas regulators and assessment bodies for medical devices (including IVDs) https://www.tga.gov.au/resources/guidance/use-market-authorisation-evidence-comparable-overseas-regulators-and-assessment-bodies-medical-devices-including-ivds
3	医機連	適合性評価方法の硬直性・非効率	・適合性評価方法の製品評価として薬機認証書や承認書を用いて申請する場合、エビデンスとして輸出証明（FSC）は受け入れられず、認証書等の写しを求められる。また、当該写しには公証認証済みの翻訳証明付きの英訳を求められる。	新規	・薬機情報としてはFSCをエビデンスとして認めて欲しい。	・ Use of market authorisation evidence from comparable overseas regulators and assessment bodies for medical devices (including IVDs) https://www.tga.gov.au/resources/guidance/use-market-authorisation-evidence-comparable-overseas-regulators-and-assessment-bodies-medical-devices-including-ivds
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日農工	取締役就任に関する手続きの煩雑	・豪州企業に取締役として就任した場合、オーストラリア証券投資委員会（ASIC：Australian Securities Investments Commission）への取締役の登録に加えて税務当局（ATO）/商務登記官（ABR）へのAssociateとしての登録、オーストラリア事業登録サービス（ABRS：Australian Business Registry Services）への取締役識別番号（DIN：Director Identification	継続	・ABRへのAssociate登録時において、豪州非居住者取締役においてはTFN取得を免除頂きたい。 ・ビザ保有があればNotice of Assessmentは求められないなど代替	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			Numbers) 取得の2つの手続きが必要となる。 これらの手続き上、豪州非居住者取締役のABRへのAssociateとしての登録並びにDIN取得の手続きが非常に煩雑となっている。非居住者取締役の不正防止強化の必要性は理解できるが、一定の条件下において手続きの緩和を豪州政府に働きかけて頂きたい。 具体的にはABRへのAssociate登録時において豪州非居住者取締役においては納税者番号 (TFN : Tax File Number) 取得を免除頂きたい。非居住者がTFNを利用する可能性はないにも関わらず、TFNを取得する為には運転免許証の豪州大使館での原本証明やNAATI (National Accreditation Authority for Translators and Interpreters : オーストラリアの翻訳・通訳の国家規格及び機関) 資格者による翻訳が必要となる。またDIN取得について豪州赴任予定者について着任前に非居住者取締役として手続きを行うまでは仕方がないものの、その後着任し住居を構えた場合、規定では速やかに登録変更を行うことが求められるが、その変更を行う為には、Medicare NumberもしくはNotice of Assessmentが求められる。駐在員の多くはMedicare Cardは持てないことからNotice of AssessmentのみがエビデンスとなるがNotice of Assessmentは個人所得の納税が終わらない限り手に入らないものとなり、住所変更の迅速性に相反するものとなっている。		的手段を検討頂きたい。 ・ ASICとABRの情報の共有化についても検討頂きたい。	
2	日機輸	製品セキュリティ規制	・ IoT製品に求められる法的な要件が各国・地域で異なっており、法令や対応内容の調査、各輸出国で必要な要件や試験への対応負担が増加している。	継続	・ 政府間の連携・交渉により、セキュリティ要件の国際的な調和を進めていただきたい。	・ EU CRA ・ EU RED ・ 英国 製品セキュリティおよび通信インフラストラクチャ法規制(PSTI : Product Security and Telecommunications Infrastructure Act)等 ・ 米カリフォルニアSB327 ・ 米オレゴンHR2395 ・ 豪Cyber Security Act 2024等
99. その他						
1	日機輸	電力網の脆弱性・不安定な電力供給・電力価格高騰	・ アルミ製錬所の安定稼動には、十分なベースロードを担保する安定的な電力供給が必要だが、石炭火力発電所の撤廃や再生可能エネルギー発電への急激な移行により、特に夏場においては電力需給が逼迫、急激な電力需要増に対応できないことによる送電網トラブル等を原因として停電が発生するリスクがある。過去には2016年12月及び2019年11月には送電トラブルを背景に工場が瀕死状態となるレベルの停電が発生、大きな損失を被った。 加えて、ビクトリア州の送電コストは電力使用量をベースに配分されているため、VIC州の巨大バッテリー計画他再生可能エネルギー導入に伴う送電コストに対する多額負担をアルミ製錬所が強いられている状況。 送電コストは毎年改悪しており、国際的にみた競争力下落につながっている。	継続	・ 当地産業への出資を継続するためにも、安定的な電力供給及び送電価格低減をお願いしたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	ハイブリッド自動車に対する不公平な関税	・周辺国ではCO2排出量によりxEV車の輸入税優遇を実施しているが、カンボジアはそうでなく税率の設定根拠がなく、電気自動車(BEV)がハイブリッド車(HEV)よりも極端に優遇されていることから、中国製BEVが市場を席捲している。HEVはガソリン車と比べてCO2を半分程度削減できることがトヨタの調査で分かっており、HEVも国のCN計画に貢献できるはずだが、相対的にBEVよりも高価になることから、BEVほど販売が進んでおらず、BEVよりもHEVに乗りたい客の足かせになっている。	新規	・周辺国と同様、CO2排出量に沿ったxEV優遇税制の制定。	
2	日機輸	代理店保護法の不完全な運用による不正輸入	・正規代理店以外は新車が輸入できないルールだが、中古車と称して新車を並行輸入する業者や、個人用途と称して新車を並行輸入する業者があり、代理店が不利益を被る。	変更	・抜け穴を塞ぐ新たな新車定義の制定。 ・個人用途による新車輸入制度改定。 ・並行輸入業者取締りの行政執行。	・代理店保護法
3	日機輸	並行輸入業者の車両安全基準の未遵守	・並行輸入業者は安全基準を満たさず販売できる、などユーザーの安全確保が徹底されていない。	継続	・法令の厳格化。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	米国の武器禁輸措置	・米国は2021年12月8日にカンボジアに武器禁輸を課した。これは、当社製品に影響を与える可能性のある米国の技術の輸出禁止にさらに発展する可能性がある。	継続		
5. 税制						
1	日商	二国間租税条約未締結による二重課税の発生	・日本とカンボジア間に租税条約が締結されていないため、二重課税が発生またはそのリスクがある。 －駐在員の所得税（Salary Tax）を企業が支払う場合、当該所得税にFRINGE BENEFIT TAX（FBT）として更に所得税が課税されている。 －駐在員事務所にも、営業活動をしているとみなしてPE認定され、事業所得税が課されるケースがあり、リスクと認識している。	新規	・二重課税を避けるべく、日本とカンボジア間の租税条約の締結を進めて頂きたい。	
2	日機輸	二国間租税条約未締結による二重課税の発生	・日本とカンボジア間に租税条約が締結されていないため、二重課税が発生している点。 －駐在員の所得税を企業が支払う場合、当該所得税にFRINGE BENEFIT TAXとして更に所得税が課税されている。 －駐在員事務所には当てはまらないが、定款に登録されている非居住者の役員に対して、役員登録されているというだけで就労の事実があると判断されて、見做しで所得税が課税される。	継続	・二重課税を避けるべく、日本とカンボジア間の租税条約の締結を進めて頂きたい。	・税法
3	日機輸	クメール語での財務諸表作成の義務付け	・駐在員事務所・NPOに対しても会計監査局（ACAR）に対して、通常の税務申告に以外に、クメール語での財務諸表の提出が義務付けられた。法人税が発生しない企業にとっては事務上の手間だけがかかり、意味の無い制度となっている。また、制度そのものの運用についても曖昧な点が多く、組織運営上の妨げとなっている。	継続	・駐在員事務所及びNPOに関しては対象から除外することを希望する。	・ The circular009 on use of language and currency in accounting records and financial statement

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6. 雇用						
1	自動部品	人材育成不足	・ アルファベットを知らないことにより製造指導が困難。	継続	・ 義務教育の拡充。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	自動部品	タイとの国境紛争による影響	・ 紛争地域拡大に伴うサプライチェーン混乱、製造拠点操業停止のリスク。	新規	・ 継続的な停戦合意の締結。	
2	日機輸	タイとの国境紛争による影響	・ タイとの軍事的衝突によりポイペト地区での稼働に影響が生じるとともに、駐在員は退避。完成車輸入ルートに影響。タイプラスワンとしての、新規投資呼び込みが不可能に。	新規	・ 事態の沈静化。	
3	日機輸	国境閉鎖による物流の混乱・コスト上昇	・ 国境物流の閉鎖による、流通の混乱と物流コストの上昇。タイ・カンボジア間の物流はトラックによる陸路が基本だが、通常2日間のリードタイムが10日間に伸び、且つコストも2倍かかっている。	新規	・ 国境物流の正常化を他国と一緒に なって両国政府に働きかけて欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	輸出管理該非判定情報の取得の煩雑	・同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが負担。	継続	・国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備。 (例えば、CISTECのグローバル版)	
2	医機連	未検査品の第三国からのネット通販による流通	・シンガポールではコンタクトレンズの販売に関して有資格者（オプトメトリスト）の検査・対面販売が義務となっているが、昨今、検査を受けずに規制のない第三国（香港等）からの廉価販売がネット上で多々見受けられる。当地では正しい検査や説明を行っているため、その分販売価格に転嫁されている市場価格となっており、他国からの安易なネット通販での購入が進むと市場崩壊、検査未受診に繋がる危険を有している。	継続	・第三国からのコンタクトレンズの購入規制を法律上明記して頂けると、法的根拠を持って販売先に対して通知を行う事が可能になる。また、総額400SGD以下の個人輸入であれば輸入許可無く商品購入も可能だが、同国内に同機能を持つコンタクトレンズが存在する場合は個人輸入を禁止とするなど法整備を検討頂きたい。	・ Optometrists & Opticians Board(検眼士・眼鏡技師局) https://www.oob.gov.sg/publications-and-newsroom/announcements/advisory-verifications-of-contact-lens-prescriptions-for-registered-optometrists/
3	医機連	港湾荷役の慢性遅延	・海運の中継地点として、弊社の取引先工場（東南アジア・ヨーロッパ）からの輸入物流に際してもシンガポール港を経由しているが、慢性的な港の混雑による入出港遅延が頻発しているため、輸入計画および在庫計画に影響が続いている。 場合によってはシンガポール港を経由しない物流網への転換等、コスト含めて負担が発生する。	継続	・港湾荷役の効率強化。	
5. 税制						
1	日機輸	優遇税制のステータス維持の困難性	・当社は当地の優遇税制であるGlobal Trader Program（GTP）について2021年4月～2026年3月（5年間）の適用を受けており、トレードビジネスに対して10%の軽減税率が適用されている。 GTPの適用を受けるに当たっては、トレードビジネスに携わる人数（Trading Professionals）を徐々に増加させていくことが求められることがある。 なお、当社はGTPのステータスを得ることでCOMPASSにおいて10ポイントを得ている。この10ポイント取得の適用要件として人財多様性、ローカル人財雇用割合が追加されたが、当社はこれらを達成できない可能性がある。そして、もしこのポイントを失うとCOMPASSで40ポイントを得られなくなりEmployment Pass（EP、就労ビザ）を取得・更新できない社員が出てくる恐れがある。	継続	・GTPの適用を受けるための要件を緩和して頂きたい。	・ Global Trader Program
2	日機輸	国際最低課税制度の導入による最低法人税率の引上げ	・シンガポールの法人税率は17%であるものの、寄付を含む政府への協力を要件として、トレードビジネスに対して10%の軽減税率が適用されるGlobal Trader Program（GTP）が当社現地法人に適用されている。然しながら、最低法人税率を15%とする国際最低課税制度が2024年度から日本で導入されている。これにより、会社の所在国に関わらず実質的な法人税率は15%以上となる。また、シンガポールでは2025年度から同制度が導入された。同制度の導入によりシンガポールでの税メリットが希薄化している。	継続	・優遇税制のステータスを保持している会社に対しては、国際最低課税制度の導入に伴う税メリット希薄分の補助金等によるサポートが受けられると有難い。	・ 国際最低課税制度 ・ Global Trader Program

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6. 雇用						
1	日機輸	シンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制	・シンガポール政府は、引き続き外国人材を歓迎しているが、外国人材の移民および雇用政策をますます強化している。シンガポールは熟練労働者の不足に直面しており、入国管理と雇用政策の強化により、採用活動は困難であり、企業は人件費の上昇を管理し、それに直面する必要がある。	継続	・シンガポールにおける製造コストと人件費の上昇を製造会社が維持できるように、外国課税を見直し、引き下げる。	
2	日機輸	シンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制	・就労ビザ（EP：Employment Pass）の発行条件がコロナ禍以降厳格化され、以降もビザ要件を満たす給与水準の引き上げなど、年々厳格化が進んでいる。ただし、卒業大学の要件に慶応大学と早稲田大学が追加されることは大きく緩和された点。	継続	・日系企業にとって駐在員派遣の選択を狭める厳しい条件であり、さらなる緩和を要請したい。	
3	日鉄連	シンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制	・2016年より、シンガポール人の雇用促進及び役職の高度化を狙って政府が外国人就労ビザ（以下、EP：Employment Pass）発給を厳格化。EP発給を管轄するMinistry of Manpower（以下MOM）は、外国人比率の高い企業を「Whatchlist企業（＝ブラックリスト）」として認定し、外国人に対するEPの発給を滞らせた。（Whatchlist企業となった場合、従来はEP申請から2週間ほどで取得出来たが6ヵ月程掛かるケースもあり。） 当社は2016年12月～2017年10月までWatchlist企業と認定された。 現在は、シンガポール人の雇用促進やインターンの受け入れなどを実施する事でWatchlist企業から除外されたものの、明確な除外理由が不明なため現在も不安な状況が継続。	継続	・EPの円滑な支給。 ・或いは、Watchlist企業となることやWatchlistから除外される為の諸条件（外国人比率％等）ルールの明確化。	
4	医機連	CPF(中央積立基金)年金	・55～65歳のCPF（中央積立基金）拠出率引き上げ（2026年1月1日より）。高齢期の老後資金形成を強化する目的で、55歳超～65歳以下の従業員を対象に、CPF拠出率が引き上げられる。 ・CPF普通賃金（Ordinary Wage）上限の引き上げ。 月額上限：S\$7,400 → S\$8,000（2026年1月より） 高給与者は、より多くの給与部分がCPF計算対象になる。 日本本社への影響（経営視点） 【コスト面】 ー55～65歳社員の人件費が増加 ー月給がS\$8,000超の社員は、CPF計算対象額が拡大 ー中長期的には、政府補助終了後のコスト上昇リスク	継続		・2026年1月1日からのCPF拠出金の変更点 https://www.cpf.gov.sg/employer/infocenter/news/cpf-related-announcements/new-contribution-rates
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	医機連	就労ビザ取得要件の厳格化・困難	・2025年1月よりEP（Employment Pass）の取得要件が厳し目に変更となっており、海外への人材派遣にあたり、新規・更新いずれの場合も制約が増えハードルが高まっている。\$5,600 (increases progressively with age from age 23, up to \$10,700 at age 45 and above)	継続	・取得要件緩和の働きかけを要望する。	・人材開発省 就労許可証の資格 https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility
2	日機輸	就労ビザ取得手続の厳格	・2023年9月にEPの要件として導入されたCOMPASS（Complementarity Assessment）は、外国人材の高度化とローカル人材の雇用促進を目的と	継続	・COMPASSにおける人材多様性、ローカル人材の雇用割合、出身大	・Complementarity Assessment

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		化・困難	しているが、その影響は当初の予想を大きく上回り、事業運営に深刻な影響を及ぼしている。 特に人材多様性、ローカル人材の雇用割合、出身大学・報酬などの条件の厳格化は、高度人材の就労を著しく困難なものとしている。当社は、シンガポールを重要な戦略拠点として長年重視してきたが、現状の政策が継続される場合、他国への拠点移転を検討せざるを得ない状況に追い込まれる可能性もある。これは当社だけの問題ではなく、シンガポールの国際的競争力にも負の影響を及ぼすものと懸念される。 については、COMPASSシステムの柔軟な運用、特に多国籍企業の地域統括拠点の機能を維持するための特別措置を検討頂きたい。		学・報酬の各条件に関して緩和頂きたい。 ・特に多国籍企業の地域統括拠点の機能を維持するための特別措置を検討頂きたい。	
3	日機輸	就労ビザ取得要件の厳格化・困難	・外国人に対するワークパMISSIONの発給が厳しく、必要なポジションに対しての組織マネジメントに支障が生じている。 学歴や賃金要綱が基準以上に厳格化され、若くて優秀な人材の戦略的配置が困難。	継続	・アフターコロナにおける、外国人向けビザ発給の適正化。	
4	日機輸	COMPASSにおけるTop大学の定義拡大	・Employment Pass取得のために、2023年9月から導入された、COMPASSは主に4つの軸で条件がある。そのうちの1つである「学歴」は、Top大学であれば20点、大卒以上であれば10点、それ以下は0点となる。 ー現時点で、日本でTop大学と認められているのは東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学、東京工業大学の5大学のみ。 ー短期大学、高専卒は大卒とみなされず、10点取得できない。	継続	・Top大学と認められる日本の大学を増やしていただきたい。 ・短期大学・高専卒も10点の取得対象としていただきたい。	・人材省 https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility
5	日機輸	家族帯同条件の厳格化	・2018年1月より、就労ビザ（Work Pass）を持つ外国人の家族帯同条件（収入条件）が、月収6,000SGD以上となった。	継続	・当該要件を撤廃していただきたい。	・人材省
6	日機輸	家族帯同条件の厳格化	・2019年2月より、12歳以下の子供の滞在ビザを申請する際、ジフテリア及び麻疹ワクチンの接種が済んでいることを必須とし、それを証明する書類の提出を義務づけられた。 ージフテリアの予防接種は日本では最低20日間隔だが、シンガポールでは4週間隔が義務付けられている。 ー4週未満間隔の接種履歴がある場合、個別に保健省への説明が必要であり、特に承認に時間を要する。2021年11月以降承認が滞っており、書類不備等の無いケースで3ヵ月程度時間を要するケースが現地日本大使館へ複数報告されている。	継続	・申請手続き全体の簡素化・迅速化していただきたい。	・保健省
7	日機輸	家族帯同条件の厳格化	・家族帯同時、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合がある。また、家族帯同時、子どものビザ申請用に予防接種の記録の英訳が必要となる。	継続	・帯同家族のビザなので本人のビザをもとに発行頂く事をして頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	製薬協	医薬品分野で期待できない知財保護(第一国出願義務、特許期間延長)	・特許法34条の第一国出願義務の対象（"resident in Singapore"の定義、その判断時）が不明確で、かつその違反が刑事罰対象にもなっているため、確認および安全を見越した手続き等のために時間と作業を要している。 また、特許期間延長制度があるが、新薬の販売承認申請日と承認日の間隔が2年を超えることが条件とされているため（特許規則51A(5)(b)(ii)）、実際に延長登録された例はほとんどない。	継続	・第一国出願義務の撤廃または簡素化、および刑事罰の対象から除外して頂きたい。 ・臨床試験期間も含めて2年を超えるとするか、2年の足切を撤廃して頂きたい。	・特許法34条 ・特許法36A条
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	医療機器の許認可申請手続の煩雑・遅延	・医療機器の許認可申請後のシンガポール保健科学庁（HSA：Health Sciences Authority）からの照会は、最初に全ての照会事項が提示されるのではなく、毎回異なる内容の照会が入るため、やり取りの回数も多くなり、認可まで時間が掛かる。また、照会に回答しても、新たな照会が入るため、終わりが見えぬ忍耐力が必要。	継続	・最初に全ての照会事項を提示し、追加の照会は回答内容によるものとして欲しい。	・HSAによる審査方法
2	製薬協	医薬品評価の不透明・遅延(基準・透明性)	・製品の性質や技術革新、国の治療インフラ全体へのインパクトではなく、コスト抑制に強い重点が置かれている。薬剤価格決定基準の透明性も欠如している。 現在の市場構造は革新的な医薬品を評価する目的に適しておらず、Car-Tや遺伝子治療のような革新的な治療法については、サポートされていない。 また、多くのがん治療製品において、既存の枠組みはイノベーションを軽視しており、多くの場合、企業が特殊なニッチがん治療製品を発売することは商業的に実現不可能である。	継続	・革新的な医薬品が適切に評価される“薬剤価格決定基準の設定・透明性の確保および市場構造への変革”を希望する。	
3	製薬協	医薬品評価の不透明・遅延(ACE)	・現在は抗腫瘍薬にfocusしており、その他領域の薬剤の評価は遅く、既存の枠組みはイノベーションを軽視されている。 抗がん剤は医薬品リスト(CDL)に掲載されるためには価格を下げざる負えない状況である。今後は抗がん剤以外にも拡大されとの予測があり注視が必要。	継続	・医療技術評価機関であるThe Agency for Care Effectiveness (ACE)での候補品選定プロセスの透明化、ACEと業界団体との対話機会を増やしていただくことを希望する。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	締約国のストックホルム条約審議途上での独自規制の前倒し	・シンガポールやスイスなどの条約批准国がCOPで廃絶勧告され、国連事務総長がレターを発行する前段階のPOPRC最終段階において、突如、早期に前倒しで規制を行う場合が散見される。	継続	・少なくとも条約批准国は条約の審議の流れに則った規制スケジュールを順守頂くように要望いただきたい。産業界は条約の審議状況に応じて、サプライチェーンへの連絡や製品への含有規制をコントロールしているため、逸脱した動きに困惑また、対応に苦慮している。都度、当局へ意見書を送付しているが、認められる場合とそうでない場合があり、個別対応を強いられるなど、過剰対応を迫られることとなる。	・ストックホルム条約

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	サービス業の外資参入規制	・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入制限が残存する（2010年度回答）。 電機・機械製品などの製造販売のみでなく、有料メンテナンスサービスなどのサービス業を同時に行うことは外国企業（株式数の過半数を外国人または外国企業が占める会社）は不可。	継続	・外資規制の即時撤廃。	
2	日鉄連	サービス業の外資参入規制	・タイの会社に外国籍企業（タイにある企業を含む）がタイで技術指導を行い対価を得る場合、外国資本の参入を規制する外国人事業法により、ライセンスを取得しないと活動できない。	継続	・制限緩和。	・外国人事業法
3	日機輸	外国人事業ライセンス取得の不透明・困難	・外国人事業法により、外資として案件毎にタイで進出する場合、外国人事業ライセンス（Foreign Business License）の取得が必要となるが、限られた工期において同Licenseの取得に数か月単位で時間を要し工期を圧迫する。 また、プロジェクト中に相当金額の現地預け入れが必要となり、建設終了後も保証期間が満了するまで当該資金を本邦に回収できず、大きな資金負担となっている。	継続	・外国人事業ライセンスの取得の簡素化・短期化を検討頂きたい。 ・また、期中預け入れ金額の減額、本邦回収の早期化の仕組み導入働きかけを検討頂きたい。	
4	日機輸	グループ会社へのサービス業務の許認可取得義務	・グループ会社に対して柔軟に支援など行う事が困難。（サービス業規制） ⇒一部の業務では改善があったが全体としては不十分、更なる規制緩和が必要。	継続	・タイの地場産業もかなり発展して来たので、サービス業も先進国並みの規制緩和を望む。	・外国人事業法
5	日機輸	Gearing Ratio 規制	・在タイ金融子会社にGearing Ratio(負債比率)が課されており、短期借入金÷資本金の比率が7以下になるよう要求されている。	継続	・同規制を撤廃していただきたい。 ・少なくともGearing Ratio規制が必要な場合は、タイ・トレジャリーセンター単独ではなく、タイにおけるグループ会社連結ベースとしていただきたい。	
6	日機輸	工場拡張規制	・ゾーニング法により工業団地外にある製造会社では、敷地内であっても工場の拡張が認められない。	継続	・ゾーニング法の基準見直し。	
7	日機輸	投資奨励制度における自己資本規制	・タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）の投資奨励制度によって、法人税免除等の恩典を受けるためには、当該投資の負債と登録資本金の比率が3：1以内でなければならないという条件がある。	継続	・当該規制を撤廃、または緩和していただきたい。	・タイ投資委員会（BOI）
8	日機輸	長期間を要するBOI廃却審査	・タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）恩典を利用した部品、設備等を廃却する場合のBOIの承認までの時間が実働30-45日かかる。 ⇒①治工具・装置関係はシステムでの手続き可能に。LTも実働15日程度に短縮。 ⇒②部品についてもシステムでの手続きが可能に。LTも実働15日程度に短縮。	継続	・電子化／簡素化と、承認までのプロセスを迅速化していただきたい。	・BOI恩典での廃却手続き運用

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9	日機輸	長期間を要するBOI返却審査	・タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）恩典を利用して輸入した部品や設備を不具合などの理由で返却輸出する場合、BOIの承認までに実働15日程度かかる。 ⇒承認プロセス改善済み。実働1-2日で承認可能に。 ⇒継続案件	継続	・申請から許可の手続き簡素化。	・BOI恩典での返却手続き運用
10	日機輸	BOI投資優遇措置の縮小	・2015年より、新投資優遇制度（クラスター制）が運用開始となった。電機産業の新投資プロジェクトにとって新制度は、従来のゾーン制で享受していた優遇措置に比べ大幅に低いものとなっている。 ⇒新奨励などは随時発令されてはいるものの、既進出企業として臨むようなレベルではないため、継続案件。	継続	・既進出企業/新投資への、従来恩典継続を加味した奨励策への見直し。	・投資委員会布告第2 / 2557号 第10/2558号 => 第8/2565号 第9/2565号
11	製薬協	医薬品の価格抑制および保険償還のハードルによるアクセス障害	・医療費高騰による医療財源ひっ迫の為、2010年頃から医療費抑制対策としてGEファーストポリシーが導入、2014年頃からは政府系病院への納入価の上限価格（Median Price）制度が導入。不定期に実施され、事前予告もない上、加重平均や特許等も一切考慮されず、価格がGE薬と同等の価格設定提示をされるため、販売中止の医薬品が増加し、アクセス障害に繋がっている。 オリジナル薬は高額のため基本的に公務員医療給付制度（CSMBS）でのみ保険償還されるが全体の7%と限定的である。また2018年1月以降はOCPA（抗癌剤、血液癌製剤）、Wor21で保険償還リストに収載されていることが条件とされており、保険償還されなければ全額患者負担の為、新規医薬品へのアクセス障害に繋がっている。	継続	・予見性・透明性の高い価格決定制度、およびラグロスも含めたアクセス障害に繋がらない保険償還制度を希望する。	
12	自動部品	EV優遇政策によるEV市場と販売価格の懸念	・EV優遇策は時限的措置との施策だったはずが延長や緩和などによりEV市場が更に加速しつつある。 また、この優遇措置によってEV販売価格が25%～30%押し下げられているとの情報もあり、中古車市場を含めて自動車業界の混乱を招く可能性がある。	継続	・市場の公平性や中長期的な経済発展を考慮した政策への転換をお願いしたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	高輸入関税	・一部の部品種類（HSコードによる）に対する高い輸入関税（30%）がある一方で中国EV関連に対する優遇税率にて競争の公平性が損なわれている。	継続	・タイ国内に利益をもたらす部品、製品に使用される輸入品に関しては一律の基準の適用をお願いしたい。	
2	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2003年3月10日、ステンレス冷延鋼板へのアンチダンピング税賦課（日本、韓国、台湾、全EU）。 －2008年3月13日、ステンレス冷延鋼板サンセットレビュー開始。 －2009年3月19日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定。 －2014年3月18日、上記アンチダンピングの2回目のサンセットレビュー開始。 －2015年2月25日、タイ商務省外国貿易局（DFT：Department of Foreign Trade）がクロの最終決定を公示。 －2020年2月24日、上記アンチダンピングの3回目のサンセットレビュー	継続	・措置の廃止。 ・措置長期化に反対。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			開始。 －2021年2月17日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定。			
3	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2003年5月27日、熱延鋼板へのアンチダンピング税賦課（日本、韓国、台湾など14カ国）。除外品目は輸出用、TF鋼、TMBPなどで、リロール用に関しては、年度毎に輸入枠を設定。 －2004年3月19日、上記熱延鋼板アンチダンピング課税の一時的適用除外（半年間）。 －2004年9月20日、上記熱延鋼板アンチダンピングの除外期間終了、課税再開。 －2008年5月27日、上記熱延鋼板アンチダンピングのサンセットレビュー開始。 －2009年5月26日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定、併せて自動車用リロール鋼板等を除外。 －2010年6月30日、熱延鋼板アンチダンピング事情変更見直し最終裁定。アンチダンピング措置継続中。 －2014年5月22日、上記熱延鋼板アンチダンピングの2回目のサンセットレビュー開始。 －2015年1月12日、タイ商務省外国貿易局（DFT：Department of Foreign Trade）がクロの最終決定を公示。 －2020年5月23日、上記アンチダンピングの3回目のサンセットレビュー開始。 －2021年6月21日、DFTがクロの最終決定を公示し、措置継続。	継続	・措置の廃止。 ・措置長期化に反対。	
4	日機輸	課税価格へのロイヤルティ上乗せ	・関税額を決める際、契約上はロイヤルティが生じないのに、ロイヤルティが生じたと思なした上で課税価額を決められている。同じ契約内容でも、他国ではロイヤルティが生じたと思なされていない。	継続	・WTO協定に照らし、ロイヤルティを課税価格に含めるべきかを適切に判断して欲しい。	・WTO関税評価協定
5	自動部品	HSコード解釈の不統一	・HSコードに関して、以下の問題がある。 ①HSコードの解釈が担当者によって異なる。さらに、責任ある職員が使用するHSコードの全桁数に関する公開情報がない。 －HSコード変更通知命令として、弊社は日本から輸入しているブレーキ部品のHSコードを定期的に変更するよう指示を受けている。 自動車組立部品（HSコード：8708.30.90から8708.99に変更）となり、税率が10%から30%に変更となる。 ※弊社日本拠点はブレーキアセンブリー部品（HSコード：8708.30.90）と同じ部品を輸入中 ②同項のHSコードに関して中国と日本の税関で矛盾がある。	継続	・HSコードの判定基準を統合・判定基準の開示。 ・輸入開始時同一HSコード：8708.30.90（関税10%）の適用。	
6	自動部品	HSコード解釈の不統一	・税関職員によってHSコードの判断結果に差異ある。 2010年ごろSHIM A,B SHIM INNER,SHIM OUTERで、最初はHSコード8708.30.90 税率10%適用していたが、その後税関から税率が10%から5%に関税率を下げる通知書を発行されたため、申請書を税関に提出してHSコード8708.30.90 税率10%から5%に関税率を下げることを承認を受領。しかし、2023年の税務調査で税関の違う部門の職員はそのHSコードは間違いと判断し5%⇒30%と指摘され、受差額の税金と罰金を要求された。	継続	・HSコード判定基準の統一化。 ・判断基準の情報公開。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			同じ税関でも違う部門により同じHSコードの決定基準の結果が違っている。			
7	自動部品	HSコード解釈の不統一	・担当官によりHSコードの解釈が違う。 また、担当官が使用するHSコードの全桁数の公開情報が無く、担当官の判断により適用区分が異なる判定をされることがある。 弊社が中国から定期的に輸入している部品において、HSコードの変更をするようにとの指摘をタイ税務局から受けた（HSコード：8413.91から7616.99.90への変更）。 この結果、関税率0%から10%へ変更された。 ※弊社のインドネシア拠点でも同一部品の輸入しており、関税0%である（HSコード：8413.91） 中国日本税関で同じ部品のHSコードに対する見解が不一致である。	継続	・ HSコード判定基準の統一化。 ・ 判断基準の情報公開。 ・ 輸入開始当時と同じHSコード：8413.91（関税0%）の適用。	
8	自動部品	貿易局と関税局の法令・恩典対応の不統一	・ 貿易局では、FTA恩典（E-Form D）の新規法令が反映されているが、関税局は、最新情報に即した告示や規定を発行しておらず、両局で対応が異なる。 その結果として、弊社の部品輸入に遅れが生じている。	継続	・ 関連局間で最新情報の反映と整合をし統一した運用をして頂きたい。	
9	自動部品	輸入法の変更箇所把握の困難	・ 輸入新法または特権に関する変更がある場合、税関は法規制の新バージョンをウェブサイトアップロードするが、どこが変更されたのかまでは明示されない。 その結果、輸入者は慎重に確認する必要があり、誤解発生や違法を犯してしまうリスクがある。	継続	・ 新バージョンと旧バージョンの変更点を明記して頂きたい。	
10	自動部品	通関手続の煩雑・遅延・不統一	・ 部品輸入の際、輸出入規制ルールに従ってTISI（タイ工業規格協会）より輸入許可承認を得るためにTISIシステムに登録しているが、TISIは電子承認のプロセスに加え、紙ベースで回覧承認するプロセスもあり、処理に時間が掛かる。このため、輸入品が計画通りに受け取れず、生産遅延に繋がるケースがある。	継続	・ TISIの承認回覧時間短縮化をして頂きたい。	
11	医機連	通関手続きの厳格、短い指摘期限	・ 申請において生データ、原材料の分析証明書（COA）、非接液部材のSDS（安全データシート）提出が求められるなど、要件が厳格化。	新規	・ これらの要件緩和と指摘期限の延長を要望。	
12	自動部品	税関担当者の頻繁な交代、業務引継ぎの未実施	・ 税関担当者への入替が多く、人事異動による仕事の引継ぎも無いように見られる。追徴課税支払い申告、恩典申請など手続きに時間が掛かり、計画していた恩典取得は遅れてしまう。	継続	・ 申告処理の遅延を防ぐため、税関担当者の交代や人事異動に伴う業務引継ぎが滞りなく行われるよう対応して頂きたい。	
13	日機輸	原産地規則判定基準の不明確	・ 米国との相互関税交渉において、中国など第三国からの迂回輸出（転輸）を防ぐため、RVC（Regional Value Content：地域付加価値）を約50%に引き上げることを受け入れた。しかし、輸出企業側の準備・申請プロセスが定まらず、混乱が継続している。	新規	・ RVC算定ルールや「実質的変更基準（substantial transformation）」の詳細ガイドの公表。 ・ ウォッチリスト（監視対象）品目の審査基準の明確化。 ・ CO（原産地証明書）の発行について、一本化後の申請窓口体制の確立。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
14	自動部品	電子原産地証明書e-COの未整備	・原産地証明書の電子交換方式(e-CO)の運用について、日本側では設定されていない移行期間中との報告を受け、都度原紙郵送をリクエストされコストと工数が圧迫されている。	新規	・タイ側の状況整理及び早急なe-COへの切り替えを頂きたい。	
15	医機連	原産地・英文品名表示義務	・医療機器用保守パーツの現品への原産地・英文品名表示義務も作業負担となっている。	継続	・これらの要件緩和と指摘期限の延長を要望。	
16	日機輸	特定原産地証明書免税手続きの電子と紙の併用および電子の閲覧不可	・ASEAN域内（タイ・マレーシア・ベトナム等）では、ATIGAに基づく特定原産地証明書により相互免税を享受できるが、2024年1月よりe-Form Dが正式運用され、電子版が原則となった。一方で、ASWシステム障害時には紙のForm Dが再度使用されるため、紙と電子が併用される状況は2026年時点でも完全には解消されていない。 また、税関が紙と電子の内容相違を指摘する事例も発生しており、電子データは政府機関のみが閲覧可能なため、輸出者・輸入者は内容を確認できず、修正や反論の余地がなく、免税拒否となれば通常関税を支払うしかない。相違箇所は税関が教えてくれるものの、なぜ差異が発生したのかは政府機関側から情報が得られず、事業者では改善策を講じることができない状況が続いている。	継続	・紙ベースでの手続きを止めるべく、タイの税関当局に働きかけを行っていただきたい。	
17	日機輸	特定原産地証明免税手続きの煩雑・取得困難	・包括的な承認制度ではなく、輸入の都度、対象となる貨物について、タイにおける製造工程や、自動車用の部品であることを証明する各種の詳細な書類（タイの顧客から提出頂く必要があるものも含む）を添付して申請しなければならない。 輸入貨物到着前に申請しても、承認手続きに時間がかかるため、輸入時には、後日返金手続きを取る権利を留保しつつ、満額の輸入税を支払って輸入しなければならない。タイの顧客には、減税前提の価格で販売するため、一時的に当社の持ち出しとなる。 ①関税手続きには標準的な処理期間が定められているが、承認までに予定期間を超えて遅延することが多々ある。条件に変更がないことを前提に、1年間の期間内に複数回の輸入を認めるといった承認手続きが望ましい。 ②返金手続きも煩雑。輸入時のインボイス・Packing List、輸入申告書控、承認通知を揃えて、対象となる商品を明示しながら返金申請をしなければならない。（すべて紙ベース）返金申請書を提出してからも、年単位の時間がかかっているのが現状。	継続	・自動車生産用の構成部品は、一定期間、繰り返し輸入されることが多いため、包括的な承認制度として頂きたい。（1年ごとの更新が必要とされても、現状の輸入の都度申請するよりは歓迎）	・Automotive Parts Reduction Scheme under Section 12
18	日機輸	特定原産地証明免税手続きの記載間違いによる過大なペナルティー	・特定原産地証明書の記載間違いによる過大なペナルティーを要求（2022年度）された。 税関職員の報奨金分配制度に起因するトラブルが継続されているとの情報もあるが、指摘事項は承知してはいるものの超過費用発生の妥当性が不明。	継続	・海外税関とのトラブルに関して本邦で相談出来る窓口の開設。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
19	日機輸	中古部品輸入許可取得の煩雑	・環境配慮の目的でリユース部品を輸入する際、当該品が廃棄物とみなされ輸入許可を受けるための手続きが煩雑で、リードタイムを要する。 また、タイ工業省工場局（DIW）と税関の連携もなく、輸入者としては体制の整備をお願いしたい。 ⇒継続案件	継続	・迅速な輸入許可。 ・DIWと税関の連携。	・有害物質法2562
20	自動部品	化学物質の輸入審査の遅延	・タイ工業省工場局（DIW）の審査時間が長く、新規材料（化学物質）の輸入手続きに時間が掛かる。	継続	・タイ工業省工場局の審査時間の短縮化をして頂きたい。	
21	日鉄連	鉄鋼製品への強制規格制限	・国内ミルの圧力により、規格制限。 －1993年12月、棒鋼規格厳守化(TIS規格) －1998年5月、形鋼 “ (“) －1998年12月、線材 “ (“) －1999年1月、熱延鋼板類 “ (“) －2002年5月、冷延鋼板類 “ (“) －2008年9月、熱延鋼板TIS528(2548)が一部変更となり旧ライセンスは無効となる。 －2008年12月、強制規格認証にあたり厳格な運用が開始。 (2009年1月26日に一度新規規定が公示発効され、即撤廃された後に、新たな製品検査規定が公示された) －2009年3月4日、上記規定発効。 －2014年12月、TISIが一部品種（熱延、冷延鋼板）に対するミル監査の緩和。 －2016年8月1日、（1回/1年→1回/2年）を官報告示。 －2017年3月16日、タイ工業省工業規格局（TISI：Thailand Industrial Standards Institute）が輸入許可及びフォローアップのための監査基準と方法を2016年7月8日付で改訂、同年8月1日に発効。 －2017年3月16日、形鋼に対する強制規格(TIS1227)が更新。 －2017年3月20日、電気亜鉛めっき鋼板に対する強制規格が導入。 －2017年6月19日、鉄筋用棒鋼に対する強制規格(TIS20)が更新。 －2020年8月27日、溶融亜鉛めっき鋼板に対する強制規格(TIS 50)が導入。 －2021年7月20日、QRコード表示を義務化。	継続	・制度の撤廃。 ・手続き(含む 除外制度)の明確化・簡素化。 ・監査工程の軽減。 ・監査回数の頻度軽減。	・工業規格法 ・各々の強制規格 ・製品検査規定
22	印刷機械	全体的な物流コスト高止まりと予測不能性	・欧州直行便終了の要因の複合で運賃・保険料の高水準継続、港湾混雑（ハブ港での沖待ち）、地政学リスクによる急変動が常態化。輸出数量の横ばい傾向や設備投資の必要性も加わり、収益圧迫の懸念が強い。	新規	・安定した輸送環境の構築。	
23	日工会	海上コンテナ船の確保困難	・EC取引の増大による影響でコンテナ船が確保し難い状況となっている。特にタイ向け貨物は遅延や抜港が常態化している。	継続	・港湾施設が充実すれば、貨物やコンテナの回転がスムーズになり、解消されるのではと考えている。	
24	日農工	船便輸送時の遅延	・日本からの船便での輸入もしくは日本向け船便出荷時に、何度もスケジュール変更の連絡があった。 また、レムチャバン港に船が到着してからコンテナ開封までに1週間以上	新規	・港到着からコンテナ開封迄の待機時間を短くして欲しい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			待つこともあり、部品の納品が遅れ生産スケジュールに影響が出ている。（以前は港到着後1～2日程度でコンテナ開封。）			
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	輸入規制該当品の許可申請の煩雑・遅延	・輸入規制該当品の場合、その規制を管轄する各機関への個別許可申請が必要で、許可までの手続きが煩雑かつリードタイムも異なり苦慮している。ワンストップサービスのような形に体制の整備をお願いしたい。 ⇒継続案件	継続	・税関、各機関と連携強化。 ・申請～許可の手続き簡素化、LT短縮。	・税関告示131/2561
2	日機輸	輸出規制該当品の新ルールの不明確	・2025年11月10日に大量破壊兵器拡散関連物品管理委員会が開催され、デュアルユース品目（DUI）に関するライセンス制度の概要が説明されたが、具体的な開始時期が不明確である。荷主側の準備期間を設けてほしい。また、許可取得に最長で実働45日間かかるがあるとあるが、短縮できる仕組みを検討してほしい。	変更	・セミナー開催などによる企業側への詳細説明。 ・申請～許可の手続き簡素化。	・商務省告示
3	日機輸	"Possible DUI"の基準の曖昧・不明確	・輸出貨物について、HSコードによって、"Possible DUI"（安全保障輸出管理法制上、規制対象の貨物）に分類されると、機微な貨物かそうではないかという確認を、製造者から書面で入手しなければならないが、なんの変哲もない自動車部品（ボルト等）が"Possible DUI"に分類されることがあり、基準が不明。また、常にその製品が"Possible DUI"となるわけでもない。安全保障輸出管理法制を導入しているが、実態は非常に未熟。現在は、まだ国の許可を取得するというプロセスは始まっていないが、現在のような基準で、許可取得が必要になるかと思うと、輸出ビジネスには大きな障害になると懸念する。 外務貿易省内の担当部局は関係手続に関する初期ガイドラインを公表したが、スコープは非常に限られている。現時点で確立された制度・プラットフォームが無いため、事業者はライセンス取得手続きの潜在的な遅れを懸念。	継続	・世界標準の「安全保障輸出管理」を導入して頂きたい。	
4. 為替管理・金融						
1	日農工	急激な円安・パーツ高	・2025年に入って為替変動が大きく、特に12月には1パーツ＝5円となったため、部材の調達や製品の輸出に影響が大きい。	新規	・パーツの高止まりを是正して欲しい。	
2	日機輸	国外グループへの貸付困難	・余剰資金のグループ内活用の為、親会社への貸し付けを行いたいが、貸付ライセンスの取得が困難かつ高コスト。 ⇒タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）恩典の国際ビジネスセンター（IBC：International Business Center）ライセンスでの規制緩和があったが、限定的。	継続	・欧米などの金融先進国並みの資金移動への柔軟な対応を望む。	・外国人事業法
3	日機輸	タイ国内への外貨持ち込みに関する課税強化	・タイ歳入局は、課税回避対策の一環で、2024年1月1日以降にタイ国に持ち込まれるタイ国の税務上の居住者の海外源泉所得について、その所得がいつ稼得されたかにかかわらず、タイ個人所得税を課税するようタイ税務調査官に通達。 稼得された年にタイ国の税務上の居住者であった個人に限り、タイ国に持ち込まれる※たびに、その年のタイの個人所得税が課税される。 例：2024年タイ駐在。'25年以降に'24年に稼得した国外所得をタイに持ち込んだ場合、課税される。（従前は稼得と国内持ち込みが同課税年度の場合	新規	・具体的な課税のルールが不透明なため、ルールの明確化・透明化をお願いしたい。	・タイ歳入法第41条第2項 (Section 41, paragraph 2 of the Revenue Code)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			合) ※「タイ国に所得を持ち込む」とは、銀行口座を通じた課税対象所得の送金、オンラインシステムを通じた課税対象所得の送金、物理的な手段で課税対象所得をタイ国に持ち込むなど、あらゆる方法による行為を指す。			
4	日機輸	外貨規制緩和措置と税務行政との不整合	・2010年に入り外貨規制緩和が発表され、基本的には改善の方向で動いているが、中銀による規制緩和と税務面での整合性がとれていないので、実質的にワークしていない。 付帯条件のうちオペレーション上支障となりうる細則について、さらなる改善を求める。 為替管理： －外貨講座の原資別口座管理規則の撤廃 －国内外貨決済における下記条件の撤廃 ①輸出で得た外貨のある企業のみが以下支払可 ②実需確認資料の銀行への提出 ③歳入庁からの外資インボイス発行許可の取得	継続	・国内外貨決済につき、中銀と税務当局が調整を行い、課税リスクを排除してほしい。	
5. 税制						
1	日鉄連	法人税務調査・更生の恣意性	・タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）認定企業（＝非課税）の通関業務をコイルセンターが代行するケースで追徴課税が発生した（法解釈の恣意性）。	継続	・追徴課税中止。	
2	日機輸	長期を要する税還付	・税金の還付に時間がかかる（通常の法人税還付で約2～3年）。事業終了した会社の清算もなかなか完了できない。	継続	・税務手続きの早期化。	
3	日機輸	還付申請における税務調査の長期化	・過納付となっている源泉徴収税の還付申請を行っているが、税務調査が全く前に進まず、長期間に渡って還付が実現していない。過納付金額も大きいので相応のリスクとなっている。	継続	・還付申請を行った際の税務調査に対して期限を設けるなどして還付作業が円滑回するような仕組みを構築頂きたい。 ・それが難しいようであれば、建設業における一般的な利益率を考慮頂き、そもそもの源泉徴収税率を軽減（例：3%→1%）することで過納付となる金額が下がるような配慮をして頂きたい。	
4	日機輸	源泉所得税の厳格な制度運用、還付の困難	・日本法人がタイ国内でタイ法人に対する役務提供を行った場合、15%の源泉税が課される場合が多い。租税条約で課税が免除される取引であっても、タイ法人は源泉徴収漏れのリスクがあるため源泉徴収を免除することはできないと主張しており、また、過誤納付分についてもタイ課税当局は還付には応じない可能性が高く、タイ法人に対する税務調査を誘発することになるため対応が難しいとされている。 租税条約で免除される外国法人税であるため、日本における外国税額控除の対象とはならず、二重課税の問題が生じている。	継続	・租税条約で課税が免除される取引について、タイにおける過誤納付が生じているのであれば、タイ法人に対する税務調査を誘発することなく、スムーズに還付手続きを行っていただきたい。	・日タイ租税条約 ・JP-TH DTA

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日工会	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており、現地子会社から日本の親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・現地子会社から日本の親会社への親子間配当への源泉所得税を免税(0%)にして頂きたい。	・租税条約
6	日機輸	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本の親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・現地子会社から日本の親会社への親子間配当への源泉所得税を免税(0%)にしていきたい。	・租税条約
7	日機輸	曖昧な税法解釈と高額な延滞金利(サーチチャージ)	・税法が曖昧であり、担当官の解釈により過年度の税務申告額の修正を求められる場合がある。また過年度修正の場合には納税延滞金として1.5%の金利(サーチチャージ)も求められる。	継続	・より詳細な税法制定と、担当官に左右されない均質な運用。 ・またサーチチャージについては、修正内容に応じた利率設定を求める。	・タイ国税法典第27条 etc.
8	日機輸	税法解釈の曖昧・不統一	・税務当局の税法解釈の相違や未熟さで、正規の税法が運用されないケースがある。	継続		
9	日機輸	Special Business Taxの課税	・為替及び資金取引に対してVAT/SBT(Special Business Tax=特別法人事業税)がチャージされる。	継続	・課税を撤廃していただきたい。	・関税法
10	日機輸	ロイヤリティの拡大解釈	・通常、役務提供や事業所得に該当すると思われるような事案についても、タイ国内法のもとロイヤリティに該当するとする運用がされており、役務提供料や役務提供と合わせて実施される資産の譲渡についてもロイヤリティの15%源泉徴収が必要と判断されるケースがある。	継続	・日タイ租税条約に準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるようにしていきたい。	・日タイ租税条約 ・ Section 587 of the Thailand Civil and Commercial Code Section 40 (3) of the Thai Revenue Code
11	日機輸	BOI恩典の税制上の扱いの難解	・タイ投資委員会(BOI: Board of Investment) 恩典については、歳入局と所管が異なり、税法上の解釈が難しい。 恩典の使用方法によっては、1つの恩典のメリットが、税法上で別の恩典のデメリットに繋がるケースがある。 例えば、光熱費・国内輸送費の二重控除とBOI事業利益からの配当源泉税免除の関係等。	継続	・投資奨励の思想に基いた税法上の運用を行って欲しい。 ・また、使用方法によっては投資した会社が後から損失を受けるような恩典については、具体的かつ分かり易いガイドラインを作成して説明するなど、事前に注意を促して欲しい。	・投資奨励法 ・歳入法典
12	日機輸	国別報告書の提出要請	・タイでは現地法人に移転価格文書の提出が求められているが、FY21より記載要件が大幅に増加している。これらの情報は日本で提出する国別報告事項(CbCレポート)に記載される内容でカバーされている。更に提出期限が事業年度終了後150日以内となっており、日本でCbCレポートを提出する12か月より先に提出期限が設けられてしまっている。	継続	・MCAA (Multilateral Competent Authority Agreement=権限ある当局による多国間合意)にサインされたため、CbCレポート上で既に内包されている情報に関しては、CbCレポートの提出期限に先立ち、別途国内法にて関連データの提出義務を課すことは不要としていただきたい。	・内国歳入法第71

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13	日機輸	グローバルミニマム課税制度の実施細則の不明確	・タイ政府によりグローバルミニマム課税の導入が決定されたが、グローバルミニマム課税制度が実際に施行された場合のBOI恩典の取扱いが不明確である。 例えば、BOI恩典の税制メリットを享受することによって、国際最低課税額を下回った場合、国際最低課税額の基準税率に未達の部分に対して日本側で課税されるリスクが存在する。	継続	・タイ政府(歳入局とBOIの双方)の「タイにおけるグローバルミニマム課税への具体的な対応方法」の早期明確化を望む。	・投資奨励法 ・歳入法典 ・BEPS包摂的枠組み(OECD/G20)
14	日機輸	日タイ租税条約の高い配当源泉税率	・日タイ租税条約の配当源泉税率とロイヤリティの源泉税率が15%と他国との条約に比べて高く投資効率が悪い。(配当はタイ国内法の10%が適用されるため実質的には10%が適用される)	継続	・他国との条約と同等の水準まで引き下げていただきたい。	・日タイ租税条約 ・JP-TH DTA article 10 and 12
15	日機輸	日タイ租税条約の高い配当源泉税率	・日タイ租税条約の配当源泉税率とロイヤリティの源泉税率が15%と他国との条約に比べて高く投資効率が悪い。(配当はタイ国内法の10%が適用されるため実質的には10%が適用される)	継続	・他国との条約と同等の水準まで引き下げて頂きたい。	・日タイ租税条約第12条
16	日機輸	移転価格税制にかかる第二次調整の源泉税負担	・独立企業間価格レンジを外れた際に行う補償調整や対応的調整の際に行われる第二次調整によりみなし貸付利息やみなし配当にかかる源泉税の負担が生じる。	継続	・補償調整や対応的調整に際して、源泉税負担が生じることがない様、第二次調整にかかる制度を見直していただきたい。	
17	日機輸	単年度検証のみの移転価格事前確認	・移転価格事前確認(APA: Advance Pricing Arrangement)の利益検証期間として、単年度検証しか受け入れない。	継続	・状況によっては、APAの利益検証期間として、複数年期間検証を受け入れる柔軟性があるとより良い。	
18	日機輸	相互協議にかかる対応的調整	・タイでは、APA等での対応的調整(二次的調整に対する源泉税課税について)において、送金が行われるか否かにかかわらず、みなし配当に係る源泉税が課せられる(二次的調整)。また本源泉税は、日本における外国税額控除の対象にならず二重課税になると理解している(法人税法施行令同142条の2第8項五号)。	継続	・実際に現地へ送金がなされた場合については、みなし配当源泉税を免除していただきたく要望したい。	・タイ歳入内国法 ・DGN400
6. 雇用						
1	日農工	最低賃金の急激な上昇	・2025年1月より最低賃金が一律400バーツ/日に引き上げられる方向で政府が動いていたが、首相交代により現在据え置きとなっている。しかし、今後の政局次第で変わる可能性が高い為、注視が必要。 (2025年12月現在: プーケット、チョンブリ、ラヨーンなど一部地域が400、バンコク周辺は372バーツ、その他67県は337バーツ)	継続	・最低賃金の急激な値上げではなく、もう少し緩やかに、かつ段階的に上げるようにして欲しい。	・労働者保護法 ・賃金委員会通達
2	日機輸	最低賃金の急激な上昇	・現政権は選挙公約で、2027年までに600バーツまで最賃引上げを掲げたが、実態経済を考慮せず、最賃引上げが実行されれば、タイにおける生産コスト優位性が失われ、企業は雇用を控えるどころか、生産拠点をタイ国外に放出することも検討せざるをえなくなる。	新規	・労働者保護の観点から、最賃引上げは必要だが、実体経済を無視した引上げは、経済を冷え込ませ、タイ国内の雇用機会を減少させるため、結果的にタイの労働者のためになっていないので、慎重に検討をしてほしい。 ・また、政府発表から施行まで数日しかない非現実的なスケジュールは	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					企業に大きな管理負荷を強いていたため改善していただきたい。	
3	日機輸	最低賃金の上昇、減額不可	・最低賃金は、不定期的に上昇。労働法により賃金の引き下げができず、労務費コントロールが困難。	継続	・段階的、計画的な最低賃金の改訂 ・柔軟な賃金改定を可能とする労働法の改訂。	・労働省など
4	日鉄連	外国人/現地人雇用比率規制	・駐在員事務所の外国人の人数が制限されている。	継続	・制限緩和。	
5	日機輸	外国人/現地人雇用比率規制、労働者保護規制	・ビザ取得/更新にあたり、駐在員1名に対して、タイ国籍の従業員4人という雇用上の比率を守らなければならない。そのため、必要な駐在員数を確保できない、あるいは過剰にタイ国籍の従業員を雇用しなければならない。 処遇においても、法制上、労働者保護が強く、能力が不足している従業員の解雇や降格処分などの選択肢が限られている。企業として人事面で裁量を発揮出来る余地を容認願うべく、制度変更を要望したい。	継続	・規制の緩和。	
6	日機輸	労働保護法改正による工場、労働者への影響の懸念	・労働保護法改正について、2025年内施行予定であったが、週休2日制と週40時間制は1年間延期され、2026年以降に再審議・段階的導入の見込みとなっている。 改正がなされた場合、工場の稼働計画やコストについて大きく影響を及ぼす。	新規	・ワークライフバランスの観点で、必要性は理解できるものの、企業の実情を考慮しない改正は、タイ経済へ大きく影響を及ぼし、結果的に労働者へも悪影響を及ぼしうる。 企業側の事情を十分に把握した上で、改正案自体の見直しや適用時期を慎重に議論していただきたい。	
7	日機輸	エンジニア・管理職の人材確保の困難	・人事・経理・ITなどの管理者層、即戦力のエンジニアなどが慢性的不足。	継続	・国家をあげての人材育成取組み強化。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可取得・更新手続きの煩雑・遅延	・出張者と赴任者の現地での就労許可の申請手続きが同じであり、準備に負担がかかっている。会社が準備する書類（認証対応含め）の多さに加え、出張者本人の卒業証明書や戸籍謄本の取得が必要とされている。 (※) 赴任者に対する現地での就労手続きについてはこれまでと同じであるが、日本国籍の出張者については、2024年1月より3年間、30日以内の出張では商用ビザが不要になった。但し、タイ入国時にはInvitation letter等、商用目的を証明できる書類を担当官に提示する必要がある。	継続	・出張者の申請手続きを簡素化して頂きたい。	
2	日機輸	労働許可取得・更新手続きの煩雑・遅延	・出張者と赴任者の現地での就労許可の申請手続きが同じである。	継続	・出張者の申請手続きを簡素化していただきたい。	
3	日機輸	e-Visa申請時の必要書類見直し	・2025年1月より、ビザ申請から受領までをオンラインで行うe-Visaの運用が開始された。これ自体は大使館での手続き省略ができ大変喜ばしいものだが、制度導入直後ということもあり、必要書類の案内が混乱して	継続	・e-Visa申請時にマイナンバーカードを提出する場合は、個人を特定す	・査証制度の運用

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			いる。 特に懸念している点としては、申請者の現在の滞在場所を証明する書類として、マイナンバーカードまたは運転免許書の両面コピーを求められている点である。マイナンバーカード裏面には個人番号が記載されており、この管理はマイナンバー法に基づき厳重に行わなければならない。		る表面のみの提出で可として欲しい。	
4	日機輸	外国人の居住報告	・ 入国管理法においてTM30（外国人の居住報告）が規定されており、土地の所有者、アパートメント、ホテルその他の住居の所有者は外国人を滞在させる場合に、外国人がタイ国内に入国してから24時間以内（再入国含む）にイミグレーション（移民局）又は居住地区に、イミグレーションが無い場合には警察署に、報告をする義務があるが、特にアパート・コンドミニアムのオーナーは制度を理解していない人が多く、実態としては、うまく運用されていない。その中で、2019年4月より手続きの厳格化の通達があり、ビザの延長手続きの際に支障が出ているとの情報もある。実質的に運用に無理のある制度である。	継続	・ TM30(外国人の居住報告)を廃止もしくは手続きの簡略化していただきたい。	・ 入国管理法など
5	日機輸	駐在員の90日間ごとの通知義務	・ 駐在員が1年間の査証を持っているにも関わらず、90日間以上の滞在をする場合には90日間ごとに入国管理局への通知義務がある。	継続	・ 90日間ごとの通知を簡素化して欲しい。	・ 移民法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	知的財産権保護の不十分	・ 模倣品への政府の対処は、以前に比べると改善はされたもののまだ不十分。知財保護条約（PCT、マドプロ等）への加盟が進んでいない。ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品が依然として流通している。 取分け、昨今伸長してきているECサイトを通じた模倣品販売やブランドの不正使用の増加がみられる。	継続	・ 取り締まりの強化。	
2	自動部品	中国資本企業との取引を通じた技術情報流出の懸念	・ 取引先の中国資本企業の中国籍従業員を介して、技術情報が中国へ流出する。（タイに限らず第三国への中国資本企業の進出増加による懸念）	継続		・ 中国個人情報法 ・ 反スパイ法
3	自動部品	世界公知公用の未規定	・ 新規性の要件として、出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されている。そのため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題がある。	継続	・ 世界公知公用を採用して頂きたい。	・ タイ特許法5条、6条
4	日機輸	世界公知公用の未規定	・ 現在審議中の法案に含まれてはいるものの、新規性の要件として、出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されている。そのため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題がある。	継続	・ 世界公知公用の採用はグローバルスタンダードになってきており、最近では中国でも世界公知公用が採用されている。世界公知公用を採用していただきたい。	・ タイ特許法5条、6条
5	日機輸	優先権証明書の提出義務	・ 優先日から16月以内に優先権証明書の提出が必要である。	継続	・ 優先権証明書の提出を簡略化するために、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（出願人等は所定の手続きを行うことにより、外国への特許出願等について優先権主	・ 特許法第19条の2 ・ 特許法に基づく省令第10条

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					張をする際に、DAS（Digital Access Service）を通じて日本国特許庁から優先権書類の電子データを取得するよう、外国特許庁／期間に対して請求することができる）を導入していただきたい。	
6	日機輸	自発的な特許分割出願不可	・現在審議中ではあるが、審査官が複数の異なる発明があると判断した場合しか分割出願をすることができず、出願人は自発的な分割出願を行うことができない。	継続	・出願人が自発的に分割出願できるようにしていただきたい。 ・また、拒絶査定時、特許査定時にも分割出願できるようにしていただきたい。	・タイ特許法26条
7	自動部品	出願公開時期に関する規定の不備	・タイでは、出願公開時期の明確な規定がない。また、審査請求時期は出願公開公報発行日から5年以内と規定されている。そのため、出願した後に審査請求期限を容易に把握できない。	継続	・ほとんどの国で出願公開時期は出願日が基準として規定されており、更に審査請求時期も出願日基準になっている。出願公開時期を明確する規定の新設と、審査請求時期を出願日基準にする改正を検討して欲しい。	・タイ特許法29条
8	日機輸	出願公開時期に関する規定の不備	・現在審議中の法案に含まれているが、出願公開時期の明確な規定がないが、審査請求時期は出願公開公報発行日から5年以内と規定されている。審査請求期限を把握するのが難しい。	継続	・優先日から18カ月経過後速やかに公開する規定を定めていただきたい。この規定設立は、タイに義務付けられている、RCEP発行後5年以内に国内法で担保するという内容にも含まれているので、早期に実現していただきたい。	・タイ特許法29条
9	日機輸	コンピュータ・プログラムの不特許事由	・コンピュータ・プログラムは不特許事由である。	継続	・コンピュータ・プログラムを保護対象にしていきたい。	・特許法9条
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	煩雑で長期を要するTISI規格認証取得手続	・TISI（タイ工業規格）の認証取得における運用上の問題について、モデル毎の申請要、工場審査の手間、書類審査の所要時間長大等で製品の生産、出荷に支障を来すこともある。かつコストも馬鹿にならない。安全規格（TIS）の係官の工場審査が義務付けられ、販売金額が少ない海外からの輸入品に対しても必要（費用対効果から一部商品は輸入を中止せざる得ない）。	継続	・認証手続きの簡素化。	・外貨管理局規則 ・税務細則
2	日工会	モーター高効率規則(TISI認証)運用の猶予期間不足	・モーター高効率規則について、2026年4月18日より広範囲にわたる電動機が対象となり、機械付属では問題はないが、保守などで電動機を単体で発送する際にはTISI認証が必須となり、対応メーカーが少なく保守作業に苦慮。	新規	・規制施行日までの日数が少なく、実行時期延期を希望。	・高効率規制(TIS 866)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	医機連	審査官により異なる該当性判断・変更申請	・医療機器該当性判断や変更申請の取り扱いが審査官によって異なるなど、タイFDA（食品医薬品局）側の判断にばらつきが見られる。 また、タイFDAからの指摘に対する回答期限が1週間と短く、対応できない場合は新規登録扱いとなる。	継続	・これらの要件緩和と指摘期限の延長を要望。	
4	医機連	医療機器製品登録の申請手続きの不明確	・ASEAN医療機器指令（ASEAN MDD(AMDD)）に基づく新しい規制が施行、通常の製品登録はスムーズに進んでいるが、変更管理が課題となっている。申請手続きが必要な変更の範囲や申請後のリードタイムが不明確で（取扱説明書の小改訂、原材料やサプライヤの軽微な変更など）、製品供給や販売に影響が出ている。	新規	・変更管理ルールや申請リードタイムの明確化。	
5	製薬協	特異な安定性要求	・安定性要求について、以下の問題がある。 －タイで二次包装を行う場合、二次包装品に対する安定性データが求められる。 －二次包装サイトがMAHになるため（リパックライセンスが必要）、二次包装サイトでの安定性データが要求されているのが背景ではないかと推察。 －二次包装は品質に影響がないにも関わらず追加安定性取得のために申請遅延・ラグにつながる可能性、さらにはタイでの二次包装受託ビジネスにも影響する可能性もある等のマイナスの影響がある。	継続	・一次包装サイトの安定性データを二次包装サイトで受け入れ可能と判断したら使用してよい等、品質に影響を及ぼさない二次包装での安定性試験実施要件を緩和いただきたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	環境保護の不十分	・タイでもWEEE（廃電気電子機器）が施行されようとしているが、詳細は依然不明。 そもそも、ゴミの分別等の制度や、国民の環境意識も決して高くないタイで、新法の公平な運用が行なわれるのか、真面目に対応するメーカーの負担だけが増えるのではないかと懸念あり。 （最近タイ工業連盟などを通じて環境省に働きかけ、民意が多少反映される様にはなってきたが）	継続	・WEEE法制化にあたっては、周知な準備期間を用意すること。 ・WEEE以前に、国民への環境意識の啓蒙、教育。	
2	日機輸	大気汚染問題	・2019年以来、大気汚染（PM2.5 など）問題が深刻化。	継続	・早期の対策を望む。	・環境省など
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	法制度の未整備	・輸出管理法、個人情報保護法など、最近新しい法律が施行されているが、施行後も諸細則が未決定なことが多く、実運用面に対応に困ることがしばしばある	継続	・運用細則まで含めた法の施行。 ・解釈の余地のない法律の整備。	・各省庁、関係機関
2	日機輸	行政手続き・文書保管のペーパーレス化の未整備	・タイにおいても、歳入局に税務証票の電子保管の許可を得ることが認められているが、実際には税務調査官に紙での証拠書類提出の要求が認められているため、電子化出来ない状況にある。	継続	・紙保存から電子保存に切り替えられるよう法整備等を整えていただきたい。	
3	製薬協	非効率な審査	・承認可否に影響を与えるような重大な照会事項がいつ発出されるか不明であり、審査終盤に重大照会事項が出て非承認となることがある。 また、当局相談は可能であるが、公式な記録は作成されず、審査時に相談結果が覆されることがある。	継続	・承認可否につながるような重要照会事項は、日本のように、審査の早期段階で申請者に共有される審査プロセスの構築を希望する。 ・効率的な医薬品開発につながると	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					共に照会事項の削減など審査効率化・審査期間の短縮にもつながるような”申請前相談が効率的に審査に反映される強固な相談制度”の構築を希望する。	
4	製薬協	審査期間の遅延等による簡略審査制度のメリットの乏しさ	・簡略審査制度は、参照国承認後2年以内（当局が認めた場合は3年以内）と規定されていたが、2023年に撤廃されたことにより適用対象は拡大した。 しかし、ガイドラインで規定されている審査期間が順守されておらず審査が長期化していること、どの審査Pathwayで審査されているか不透明、参照国との差異がどの程度認められるのかの要件が規制に明記されておらず不透明であること等、多くの課題があり、簡略審査制度が十分利活用できていない。	継続	・規制に記載されているTimelineを遵守頂きたい。 ・申請者、当局ともにどの審査Pathwayで審査されているか、また現在どの審査段階にあるか等が確認可能なe-trackingシステムの導入を希望する。 ・簡略審査適用時、参照国との差異がどの程度認められるのか等を含め、詳細な規定の規制への明文化を希望する。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	タイ・カンボジア紛争による撤退リスク	・2025年、タイ・カンボジア国境付近での軍事衝突により、緊張感が高まっている。現在は渡航制限などは国境付近のみとなっているが、今後戦火が激しくなった場合には、日本人やその家族や国外退避、また事業活動そのものを停止する必要がある。	新規	・情勢安定に向けた国家間の建設的かつ精力的な議論を期待する。	
2	日機輸	タイ・カンボジアの国境紛争による問題	・タイ・カンボジアの国境紛争により、人流・物流に影響が生じている。 陸路における国境開放が軍事・治安上も困難なことは認識している。 カンボジアはサプライチェーンにおける生産・組立拠点の一部を占めており、タイへの回帰という観点から、タイ投資委員会には、助成策等の策定を要望したい。	新規	・助成策の策定。	
99. その他						
1	自動部品	電力インフラの未整備	・予期せぬ停電や瞬断が年に何度か起こる。 自衛(自家発電及びUPSを設置)しないと生産活動に影響。	継続	・電力インフラの整備。	
2	自動部品	電気料金の上昇	・2023年に電気代の値上げがあり、足元で基本料金が60%増加したが、足元ではFTレートがピーク時から右肩下がりの傾向。ただしコロナ以前のレートにはまだ戻っていない。	継続	・電力インフラの整備。	
3	日機輸	洪水・治水対策の不十分	・政府が洪水対策のために治水工事を施しているが、想定を上回る降雨量次第では、工場運営に支障をきたす恐れのある洪水被害に再度見舞われる可能性がある。	継続	・ダム現在の貯水量と放水量だけでなく、長期的な貯水量予測と放水計画、対策の見通しを随時発表する。 ・チャオプラヤ川の氾濫対策、治水工事。	
4	自動部品	洪水・治水対策の不十分	・治水対策がほとんどされていない。 ・雨季は、工業団地、居住地域近辺道路が冠水。	継続	・国家レベルでの治水対策。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・生産、輸送や通常生活に支障が出るケースあり。			
5	日機輸	洪水・治水対策の不十分	・2011年10月に発生した未曾有の大洪水に対し、政府の事前のリスク対策が不十分だったため、直接間接に甚大な被害を受けた。	継続	・タイ政府の治水対策の継続と、マネジメントも含めた水資源運用体制の適切な運用。	
6	自動部品	洪水・治水対策の不十分	・過去、大洪水による操業の一時停止あり。	継続	・恒久的な治水対策の実施。	
7	自動部品	家計債務超過問題に伴うタイ国内の景気後退	・タイ国内では家計債務が超過している家庭が多く、新車購入時の融資審査が厳格化している。それに伴い、タイ国内の景気が後退し、結果として4輪・2輪の生産台数が落ち込んでいる。上記状況に対して、タイ政府も対策を検討している。一例としては、債務者援助措置を閣議決定し改善を図ろうとしている。	新規	・より一層の景気対策の策定、実施。	
8	日機輸	大麻解禁による従業員への影響	・タイ大麻産業は、2022年6月の医療用大麻合法化、世界的大麻製品需要増で急拡大。一方、実効性ある明確な基準・規制が整備されていないため、市中では大麻販売店が急増し、誰もが容易に入手できる環境が拡大。これら環境は従業員の健康被害や、健康被害から引き起こされる業務品質の低下等が懸念される。	変更	・実効性のある明確な規制、これら規制を遵守するための取り締まり体制等のインフラ整備、消費者教育の強化。	・2025年1月から新律で規制する方針は発表したが、具体的基準・規制が明確化されていない。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	就労ビザ申請に関する複雑さ	・NZ就労ビザを申請する際、NZ移民局に認可されたNZ国内の代理人（ビザ申請代行業者または弁護士）経由、またはNZ移民局HPネット経由で申請する必要がある、日本国内から申請する事が困難である。この為、新規で駐在員派遣を目指す企業にとっては参入障壁となっている。	継続	・ 商工会議所や大使館経由でも要望しているが、日本の旅行代理店や日本在NZ大使館の窓口経由でビザ申請が可能な申請形式に変更して頂きたい。	・ NZ移民法 https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas
2	日機輸	就労ビザ申請に関する複雑さ	・ 就労ビザ（および家族ビザ）の申請要件には、「原則として健康な者にのみビザを付与する」という大原則がある。この要件は駐在員本人に限らず、同行する家族にも適用されるため、家族に難病を抱える者がいる場合、企業としては海外派遣の判断が極めて難しくなり、結果として企業活動に支障を来す可能性がある。 他方で、ニュージーランド側においても医療財政には限界があることは十分に理解できる。したがって、派遣企業が派遣期間中における派遣員およびその家族の医療費等を全面的に負担することを確約する場合には、一定の条件の下でビザ要件を緩和するなど、柔軟な対応がなされることを希望する。	新規	・ 左記の通り派遣企業が派遣期間中における派遣員およびその家族の医療費等を全面的に負担することを確約する場合には、一定の条件の下でビザ要件を緩和するなど、柔軟な対応がなされることを希望する。	・ NZ移民法 https://www.immigration.govt.nz/process-to-apply/applying-for-a-visa/providing-evidence-and-documents-to-support-your-visa-application/health-requirements/
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	ファストトラック法案	・ 大規模開発やインフラプロジェクト案件の政府許認可の迅速化を図る Fact Track Act2024が制定された。 申請された案件の9割以上が却下されて形骸化している。現実問題として、新法制度が機能不全に陥っている状態。	継続	・ 所管行政機関による手続きの簡素化が求められる。	・ Faxct Track Approval Act 2024 https://www.legislation.govt.nz/act/public/2024/56/en/2024-12-23/#LMS943260
99. その他						
1	日機輸	不安定な電力供給と割高な電力料金	・ ニュージーランドは発電の80%以上が水力・地熱等の再生可能エネルギー由来であるが、水力発電所の水位が低位である場合など、老朽化した石炭火力発電に依拠するため、電力供給が不安定且つ電力料金が総じて割高（豪州の約2倍）であり、産業の国際競争力の欠如に直結しており、日系製造企業の撤退や工場閉鎖が相次いでいる。 2025年に再生可能エネルギー比率を90%にまで引き上げる政府方針であるが、エネルギー安全保障の観点からも、環境に配慮しつつ安価なエネルギー供給源の確保が肝要と考える。	継続	・ 大手商社等による地熱発電事業参入が見られるが、より多岐にわたった企業によるニュージーランド発電事業への参入を奨励頂きたい。	・ New Zealand Energy Strategy2011-2021(NZES) https://www.mbie.govt.nz/building-and-energy/energy-and-natural-resources/energy-strategies-for-new-zealand/new-zealand-energy-strategy/
2	日機輸	土地取得手続きの煩雑・遅延	・ 植林地用途として、外国企業がNZ国内の農地を買収する際、NZ Overseas Investment Committee(OIC)による"Farm Land Benefit Test"を申請する必要がある。Resource Consent（資源利用許認可）と共に手続きが複雑かつ膨大な時間を要するため、投資開発案件に関する行政許認可の簡素化と迅速化が急務であり、対外投資を呼び込むに当たっての参入障壁となっている。	継続	・ 所管行政機関による手続きの簡素化が求められる。	・ Farm Land Benefit Test https://www.lin.govt.nz/guidance/overseas-investment/overseas-investment-tests/benefit-new-zealand-test/farm-land-benefit-test

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	土地取得手続きの煩雑・遅延	・植林地用途として、外国企業がニュージーランド国内の農地を買収する際、NZ Overseas Investment Committee (OIC)による"Farm Land Benefit Test"を申請する必要がある。Resource Consent（資源利用許可）と共に手続きが煩雑かつ膨大な時間を有する為、投資開発案件に関する行政許認可の簡素化と迅速化が急務であり、対外投資を呼び込むに当たっての参入障壁となっている。 なお、足元ではNZ政府が制度緩和・手続き簡略化を検討している模様との報道あり。	変更	・所管行政機関による手続きの簡素化が求められる。	・ Farm Land Benefit Test https://www.linz.govt.nz/guidance/overseas-investment/overseas-investment-tests/benefit-new-zealand-test/farm-land-benefit-test

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	通貨規制	・パプアニューギニア中央銀行による通貨規制は継続しており、パプアニューギニアの輸出顧客からの支払いが疎外されている。顧客はオーストラリア・ニュージーランド銀行と良好な関係を築いているが、割り当てられる米ドルの「1日の割り当て」がまだあるため、これは支払いの取り決めにある程度の影響を与える。	新規	・通貨規制は我々の管理では改善し難い。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	電機工	フィリピン建設業許可証(PCAB)取得手続の厳格	・外資100%で工事請負ライセンス(PCAB)を取得する場合の条件である「払込資本金2000万ドル以上」が厳しすぎる。また外資40%以下の現法の場合でも、国際入札のプロジェクト用ライセンス発行に限られている。比国企業と同様の工事請負ライセンスの発行へ緩和すべき。フィリピン建設業許可証(PCAB)につき、最近の外資規制の緩和に合わせ、外資100%であっても、すべての工事付き案件において、国内企業と同様に工事請負ライセンスを付与して欲しい。	継続	・工事請負ライセンス(PCAB)の発行条件緩和。 ・PCAB取得資格の規制緩和。	
2	日機輸	フィリピン建設業許可証(PCAB)取得手続の厳格な運用	・フィリピン建設業許可証(PCAB)につき、最近の外資規制の緩和に合わせ、外資100%であっても、すべての工事付き案件において、国内企業と同様に工事請負ライセンスを付与してほしい。	継続	・PCAB取得資格の規制緩和。	
3	医機連	外資出資比率規制	・事業の拡大をするにあたり、多くの業態で外資の資本比率の規制があり、新規参入しづらい。	新規		
4	日機輸	運転資金(Assigned Capital)規制	・先端技術を使用せず、50人以上の直接雇用をしない外国企業のフィリピン支店設立の際には200,000ドル相当以上の運転資金(Assigned Capital)が必要となる。	継続	・運転資金規制を撤廃して頂きたい。	
5	日機輸	有価証券の預託規制	・外国企業がフィリピン支店を設立する場合、証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange Commission)へ市場価値で500,000ペソ以上の有価証券を預託しなければならない。また、本社の財務諸表の数値が要件を満たしていない場合、追加の預託が必要となる。	継続	・有価証券の預託制度を撤廃して頂きたい。	
6	日機輸	PEZA企業の優遇税制縮小	・CREATE法(Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act-企業復興・税制優遇法)の制定と関連規則の改正により、エコゾーンに進出している多くの日系企業に12%のVATが賦課。還付制度も現在効果的に機能していない。	継続	・CREATE法施行以前の運用へ復帰。	
7	日商	CREATE法発布による課税リスク	・企業復興税優遇法の改正法(CREATE MORE法)の施行により、いつまで現行の特権を享受できるのか未確定要素が大きい。PEZA企業特別税率(GIT: Gross Income Tax)5%がどうなるのか? PEZAの優遇税制をいつまで享受できるか? また、その内容について不安に感じる。	継続	・過去のルールに従い、PEZA登録中に特権の内容は変わるべきでない。	・CREATE MORE法(共和国法第12066号)
8	自動部品	CREATE法発布による課税リスク	・CREATE法適応によるPEZA及びBOI企業でのVAT課税額等の優遇措置が減少するリスク。	継続	・PEZA/BOI優遇処置の継続及びVATの適正かつ迅速な還付の実施。	
9	医機連	CREATE法による優遇政策縮小、利益回収等の懸念	・CREATE法(Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act-企業復興・税制優遇法)で優遇税制が受けられなく可能性がある。	新規		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10	製薬協	医薬品の価格抑制	・ 2020年にフィリピン政府よりExecutive Order No.104が通知され、133の医薬品が市場実勢価格から最大50%の強制的な価格引き下げの対象となった。2022年3月には、Executive Order No.155の発令に伴い、最大医薬品小売価格（MDRP：Maximum Drug Retail Price）制度の対象医薬品が拡大され、さらに204品目の医薬品に価格の上限が設定された。 MDRP設定に対して事前に保健省と協議する場が設定されておらず、製薬企業の介入が困難である。 また保健省は、MDRPメカニズムを監督し、薬価を規制する薬価規制委員会（DPRB：Drug Price Regulatory Board）の設立に関する法案も提案している。	継続	・ MDRP制度について透明性の高い価格決定プロセスの開示を求めるとともに、MDRPの対象薬に関して製薬業界や製薬企業と事前協議の場を設けて欲しい。	・ Executive Order No.104
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	関税評価における設定単価	・ フィリピン税関(BOC)が定める設定単価(Reference Value)と比較して輸入価格(FOB)が下回った場合、輸入企業は関連書類の提出や説明、申告額の修正等を求められる。設定単価については、定期的にBOCが公表するMemorandumに記載される。2018年12月19日、最新のMemorandumが公表。HSコードベース196品目が対象製品。	継続		・ mem-2019-01-001_Reference_Values_for_the_Shipments_of_Iron_and_Steel
2	日鉄連	付加価値税の煩雑・過重負担と関税の精算	・ 入荷時、VAT12%支払(Invoice Amountベース)。 関税の精算(Invoice Amount/SGS'S Clean Report of Finding上のHome Consumption Value/輸出国における実際のHome Consumption Value〔税関は主要国の価格リストを所有〕の内、一番高いものをベースとして再度関税を計算、また入荷時の為替レートをファイナルとして再計算し差額を精算する)。	継続	・ 制度の撤廃。	
3	日鉄連	付加価値税の煩雑・過重負担と関税の精算	・ 付加価値税(VAT)を徴収。税率は12% on Invoice Amount。 支払時期：貨物入着時（Invoice Amountを入着時の為替レートでPESOに換算、その12%をPESOベースで支払う）。	継続	・ 制度の撤廃。	
4	電機工	関税支払いの荷受人のみの限定	・ フィリピンでは、現地法令により関税を支払えるのが荷受人（Consignee）に限定されており、第三者（輸送業者や現地法人）側での立替払いや代理処理ができない。そのため、通関手続きにおいて柔軟性を欠き、運用上の負担や調整コストが発生している点が課題。インドネシアやベトナムでは第三者での支払いが可能なのでフィリピン特有の事象と思われる。	新規	・ 規制緩和。	・ Customs Modernization and Tariff Act（CMTA, Republic Act No.10863） ※CMTA 自体は「誰が支払えるか」を名指ししていないが、BOCの運用上、貨物の権利者＝輸入申告者＝Consignee が納税義務者と扱われているのが実態。
5	印刷機械	EPA特惠関税適用の事務負担	・ お客様からの問合せは定期的にあるが、資料作成のための調査にコストと手間が非常にかかる。また、お客様によっては無償対応が当たり前とのスタンスの方もいらっしゃる。EPA対応ができるからといって販促になるわけではない一方、手間とコスト・時間を考慮した際に輸出側のメリットがほぼない状態となってしまった。	継続	・ 資料作成や申請のプロセスの簡易化を希望する。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日鉄連	船積前検査義務	・2010年1月4日、行政命令（AO243-A）発効。コンテナ以外の貨物（Bulk, Break-bulk cargo）には出港地での船積み前検査を行わなければならない。 －2010年5月12日、税関令公布。検査を受けていない貨物は揚げ地検査を行う等のハイリスク積荷に関する規程が盛り込まれ、運用が厳格化された。 －2014年5月、適用対象外となっていたコンテナ船に対する船積み前検査の導入を検討しているとの情報があり。 －2015年7月、フィリピン税関発行Custom Memorandum Order（CMO）NO.23-2015（689KB）に基づき、Philippine Economic Zone Authority（PEZA）向けバルク、およびブレイクバルク貨物は船積み前検査の除外対象になった。 －2017年、CBW（Custom Bonded Warehouse）の日系企業が適用除外されていないため、対象企業が貿易産業省（DTI）に対応中。 －2019年10月、MOFの委員会である貨物検査会社認定委員会（CACSC：Accreditation of Cargo Surveying Companies）で検討された結果、CBW企業をPEZA企業のように除外すること出来ないと判断された。	継続	・工期の長期化や費用の増大等の運用面での課題改善。（貿易産業省へ運用改善要望レターを発出済み） ・CBW企業に対する除外認定。	・行政命令(AO243-A) ・税関令(CMO18-2010)
7	日機輸	フィリピン向け貨物ラベルの厳格化	・2019年フィリピン税関の通達(CAO) NO.02-2019において、貨物ラベルへの必須記載項目として下記情報がアナウンスされたが、本通達の本格運用開始後にコロナ禍となったため税関職員による検査・確認が実施不可能となっていた。 コロナ禍の終息により現在は上記通達事項の運用が厳格化されたため、弊社フィリピン法人が中国サプライヤーからの輸入LCL貨物につき貨物ラベルに不具合（記載項目欠如）の指摘を受け荷受に非常に時間を要するなどの問題が発生している。 ラベル必須項目のうち特にINVOICE NO.の発番は、貨物準備と並行した作業である為、現在の時間軸では対応が厳しく、要求を満たす為にはリードタイムの引延しが必至である。 【BOC Current Requirement (November 2022)】 1. CONSIGNEE'S NAME: 2. CONSIGNEE'S ADDRESS: 3. SHIPPER'S NAME: 4. SHIPPER'S ADDRESS: 5. COUNTRY OF ORIGIN: 6. INVOICE NO.: 7. P.O NUMBER: 8. CARTON NO./PALLET NO.: 9. DESCRIPTION:	継続	・対応/要求事項に関するプライオリティを明確にして頂きたい。 【理由】 ①フルコンテナの海上貨物は、シールがされた状態で荷受人の軒先まで配送される等、税関が実質確認出来ない輸送経路がある。 ②ケースマークと重複する内容や、貨物確認に直接的には不要だと思われる項目がある。 上記内容は、弊社フィリピン現法側でも、輸入業者を介して、貨物ラベル必須化要求範囲を確認中。	・フィリピン税関通達(CAO) NO.02-2019
8	電機工	危険品・ケミカル品輸入手続きのCAS番号開示要求	・フィリピンはケミカル品の輸入規制が厳しく、輸出時にSDSシート（安全データシート）のみならず、そこに記載されないこともあるCAS番号の要求がある。 このCAS番号はメーカーで機密扱いとなっているものもあるため、それらの開示をするために守秘義務に関する契約や合意書をベンダーとかわす	継続	・規制緩和して欲しい（CAS番号を要求から外して欲しい）。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			必要があり、さらにその要求が輸出車の当社ではなく、エンドユーザーのフィリピンの最終顧客に対して要求されるため、必要な納期までに間に合わないことも多い。この規制をせめて他国並みに緩和してもらいたい。CAS番号の開示を要求される国は中国を除くと他にあまりないと聞いている。			
9	日商	危険品・ケミカル品輸入手続きのCAS番号開示要求	・安全データシート上、成分の一部のCASを開示しない会社が多いが、それではフィリピンでは輸入が認められない。	継続	・含有率が低いものはCASが非開示でも輸入を認めて欲しい。	
10	電機工	不明瞭な配管の輸入規制	・2023年後半頃から言われるようになったが、鉄鋼製品、配線その他110品目に対して認証制度を適用することになり、その法律の施行が2024年の8月からとなる。すでに配管をフィリピンへ輸出する際に乙仲から指摘され始めたがその規制内容が不明瞭なため、今後出荷時に混乱することが想定される。また、納期や価格にも影響が出てくると思われるがその影響の大きさが不明。	継続	・明確なルール・適用開始時期などを示して欲しい。	
11	日鉄連	輸入ライセンス(Automatic Import License)認定制度	・2014年2月10日、フィリピン国税庁（BIR）は、輸入関係業者の認定に関するガイドライン（RMO No.10-2014）を公布・発効し、全ての輸入関係業者はBIRによる認定が必要となった。 ・2018年2月9日、フィリピン財務省（DOF）が輸入者認定手続き（Importer Accreditation）の変更に係る財務省令（DOF Department Order No. 11-2018）を公表し、輸入者に義務付けられていた内国歳入庁（BIR）からの輸入者許可証（ICC）の取得が不要となった。	変更		・RMO NO. 10-2014 ・DOF Department Order No. 11-2018
12	日鉄連	L/C輸入制度	・鉄鋼製品に関し、フィリピンでは原則L/Cによる輸入で、輸入者はL/C開設時銀行に対し、 ①L/C開設申請書及びImport Declaration Formを提出。 ②L/C開設用Deposit支払(輸入者の信用度によりDeposit金額は変わる)。 ③関税仮支払(成約金額ベース。L/C開設時の仮為替レート使用)。	継続	・制度の撤廃。	
13	医機連	公的医療機関の中古医療機器の購入解禁	・これまで禁じられていた公的医療機関による中古医療機器の購入が2026年から解禁される模様。中古品のアフターサービスや品質保証、また入札案件などへの悪影響が懸念される。	新規	・中古医療機器の流通制限や条件の厳格化（メーカー保証付き製品への限定など）。	
14	日機輸	交通インフラの未整備	・継続した交通渋滞。交通渋滞が深刻であり、10km移動に1時間要する場合もある。	継続	・インフラ整備加速。	
15	自動部品	港湾インフラ未整備	・マニラ港能力不足により慢性的混雑が継続。 また、港へアクセスするための陸路も不足しており、生産停滞のリスクあり。	継続	・マニラ港能力増強。 ・交通インフラ整備。	
16	日機輸	港湾インフラ未整備	・マニラ港の港湾処理能力の低さにより、港での滞留貨物が恒常的に発生し、生産・販売活動が停滞している。	継続	・港湾処理能力の拡大と効率化。	
17	医機連	物流の遅延	・港や道路のインフラ整備が物量と見合っていない。遅延期間が読めないで事業計画に支障がでる。土日が動かない。物流のシステムダウンが結構多い。	新規		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	歴史的なペソ安	・ 2022年9月に、過去最安であった56Peso/USDを上回る59Peso超の歴史的ペソ安により輸入商品・材料が高騰し、事業収益の低下を招く。 2025年最安更新・	継続	・ 安定的な為替相場の維持。	
2	日機輸	同一グループ企業間為替取引の困難	・ 現地通貨でのクロスボーダーのグループ内資金借入及び貸付が規制により認められていない。そのため、効率的なグループキャッシュマネジメントができない。 外貨のグループ内貸付は中央銀行の許可事項となり、さらに実需原則に則ってレポート提出が求められるため手続きが煩雑である。	継続	・ 規制緩和と資金取引の自由化をしていただきたい。	・ BSP(中央銀行)
5. 税制						
1	日機輸	日比租税条約の高い源泉税率	・ 親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており、現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・ 親子間配当の源泉税を免税(0%)にして頂きたい。	・ 日比租税条約第10条
2	日機輸	租税条約の適用申請の困難	・ 日比租税条約12条において限度税率10%とされる使用料について、現地では国内法による税率で課税される。そのため、租税条約軽減にかかる申請（TTRA）をフィリピン内国歳入庁（BIR）へ申請するが、審査期間が非常に長期化している実情がある。またBIRの審査基準が明瞭ではなく、納税者にとっては予測検討が困難な状況が続いている。 一方でRFCオプションを適用し、支払時に租税条約上の軽減税率にて源泉徴収した後にBIRへFORM0901を申請することも可能となったが、申請が却下されれば納付不足分につきペナルティとともに納付する必要がある、当局による承認基準が明確化されるとともに整合性ある運用がなされない限り、納税者としてはRFCオプションの適用は躊躇せざるを得ない。	継続	・ BIRによる審査期間の短縮化。 ・ 審査期限の設定。 ・ 承認基準の明確化と適正な運用を要望する。	・ 日比租税条約第12条 ・ BIR通達RMO(No.14-2021)
3	日機輸	税務調査の煩雑・非効率	・ 多大な書類の提出、一方的で論理性のない追徴連絡等、毎回多大な時間と費用を費やされる。举证責任は全て納税者側にあり、税務調査のあり方に課題。	継続	・ 税務当局の体制、調査のあり方を含めた本質的な改革。 ・ フィリピン日本商工会議所尽力もあり改善に向け前進。（2025年）	
4	自動部品	税務調査の否認・不透明・追徴課税の不合理性	・ 税務局の独自判断による不合理な課税通知が増加。一方的に経費の根拠が不十分とし、その経費の損金否認など合理性を欠いた指摘。	継続	・ 解釈の統一。 ・ 適切な課税判断。	
5	日商	税務調査の不透明・恣意性、追徴課税	・ フィリピン内国歳入庁（BIR：Bureau of Internal Revenue）は、根拠がないのに関わらず一方的に調査通知（LOA：Letter of Authority）を発行し、納税者の弱みに付け込んでいところ。	継続	・ 先進国の施策を参考に抜本的に業務のやり方を修正して欲しい。	
6	日商	税務調査の不透明・恣意性、追徴課税	・ 昨年（2024年）、2022年の事業年度に対するフィリピン内国歳入庁（BIR：Bureau of Internal Revenue）の税務監査が実施された。監査では、具体的な指摘事項は提示されず、追徴課税の金額と理解できない計算書だけが提示された。 当初の請求金額は法外な金額で、何度も会計資料を提出するうちに金額	新規	・ 監査のレポートの様式を統一し、何に対する指摘なのか、それに対する追徴課税がいくらなのか、が明確にわかるようにして欲しい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			は減り、当初の提示金額は24,300万ペソ、決着金額は96万5,000ペソとなったが、結局、最後まで何に対する追徴課税なのか理由は不明なままである。在フィリピンのTax Advisorに相談しても、BIRの監査はいつもこのようなもので、むしろ弊社は幸運なほうだとのこと。 ※BIRから届いた計算書のエクセルは、項目の記載あるが、その何が問題なのかの説明はない。			
7	日機輸	税務調査の不透明・恣意性、追徴課税	・税務調査において、根拠が不明確な課税が横行しており、また納税者による反論に対する合理的な説明もない。	継続	・根拠に基づいた調査結果の提示を確実なものとする。推計課税は、事実が認められたものの納税者の協力が得られない場合に限り認められるようにする。	
8	日機輸	税務調査の不透明・恣意性、追徴課税	・フィリピンでの税務調査においては、十分に議論・精査されないまま、妥結額ありきで強引な課税が頻発している。当局の指摘事項を受け入れず訴訟となった場合、最終的な結審までの期間が長く（(最高裁への上告まで進むと8年程）、その間の延滞利息も発生し続ける。	継続	・公正妥当な税務調査の執行を要望する。	
9	日商	BIRスタッフのサービス・対応の悪さ	・フィリピン内国歳入庁（BIR：Bureau of Internal Revenue）では、納税者を平気で待たせる。窓口の対応が悪い。	継続	・納税者を下に見ている態度を改めてサービスを向上すべし。	
10	日商	外資企業・外国人に対する割高なチャージ、不平等な規制	・外資・外国人に対し割高なチャージ、もしくはアンフェアな規制がある。	継続	・取れるところから取る姿勢はあらため、フェアな規制が求められる。	
11	電機工	付加価値税の還付遅延・未還付	・現地法人がVATの還付を行う際、1年程度で完了するインドネシアなどに比べてフィリピンは10年たっても還付完了しないプロジェクトがある。その手続きも、判断についても非常にグレーであり煩雑。否認されてもその理由が良くわからないことが多いため、そのリスク回避のためコストがかかり、価格競争力が著しく落ちる。	継続	・VAT還付を迅速に行って欲しい。 ・還付に関するガイドラインを明確にして欲しい。どのような場合に否認されるのかという基準をクリアに示して欲しい。	・ Republic Act No.10963
12	日機輸	付加価値税の還付遅延・未還付	・VAT（付加価値税）につき還付ポジションになっている場合、税法上は本来還付されるはずであるが、内国歳入庁（BIR：Bureau of Internal Revenue）から還付を受けることが著しく困難な状況が続いてきた。 2024年1月Ease of Paying Tax Actが施行され還付申請のリスクベースによる分類が導入され、6月には実務指針が公表された。還付業務の効率化を図るとされる。CREATE MORE法でも合理化方針が掲げられたが、これまで還付請求への税務調査から報復的課税などが見られており合理的な運用へ継続して改善の働きかけが必要。	継続	・VAT還付ルールが適切に運用されることは、当地で企業が安心して商取引を行うことが出来るために非常に重要な事項であるので、適切に運用されるように働きかけをして頂きたい。	・ Ease of Paying Tax Act ・ Revenue Memorandum Order No.24-2024

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13	日機輸	法人税前払いとしての拡大源泉税支払い	・フィリピンでは、拡大源泉税（EWT）として、納税トップ2万社または高額納税者から国内業者に対する物品・サービスの対価支払いに対し、法人税の前払いとして、源泉課税されてしまう（物品は1%、サービスは2%）。このため、キャッシュフローに大きな影響を与え、さらに還付を受けるまでに広範な書類が求められたり、調査が入ったりと時間がかかる。	継続	・多額な資金負担となるため、制度を撤廃していただきたい。 もしくは還付プロセスを緩和いただきたい。	・拡大源泉税
14	日商	PEZA輸出型企業に対するExcise Tax適用の不明確性	・PEZAに属する複数の日系企業が、製造工程で使用する石油をPEZA区域内に輸入した際、税関局（BOC：Bureau of Customs）よりExcise Tax（物品税）の納付を求められている。 Excise Taxは本来、国内販売または国内消費を前提とした税目と理解され、PEZA規則では、輸入原材料や消耗品は関税やVAT免除につき、税務当局（BIR）の解釈に依存している状況で、制度上の解釈の不一致が生じている。	継続	・PEZA輸出型企業に対するExcise Taxの適用について、関係機関間で統一された公式見解を示して欲しい。	
15	電機工	RE企業プロジェクトへのVAT免除の不適用	・フィリピンエネルギー省（DOE）にRE企業として登録済の独立発電事業者（IPP）がプロジェクトを実施する場合、そのIPPに対してはVATが免除（zero rated VAT）される。しかし、そのプロジェクトの契約者たちにはVAT免除が適用されないため、ベンダーから上がってきたinput VATを当社は客先であるIPPにOutput VATとして出せない。	継続	・REプロジェクトのコントラクターに対しても、IPPと同様のZero rated VATを適用として頂きたい。	・ Republic Act No. 9513 or Renewable Energy Act of 2008.
16	日機輸	税制全般の不透明	・交換公文にて免税が謳われている法人税及び日本人個人所得税に関し、免税適用に係わるルールが明確になっておらず、日本企業に納税負担が生じている事例がある。	継続	・免税適用に関する明確なルールを作成し、通達等で周知徹底を図って頂きたい。	・交換公文(Exchange Note)
6. 雇用						
1	日機輸	派遣業務の一律禁止、及び業務委託可能な業務の制限	・派遣業務が一律禁止されており、また業務委託できる範囲が制限されている（例えば正社員が行っている業務は業務委託できない）。	継続	・派遣業務の解禁、業務委託可能な範囲の拡大、罰則等について、制度を見直していただきたい。	・労働法106-109条
2	日機輸	派遣業務の一律禁止、及び業務委託可能な業務の制限	・一定期間以上の雇用の場合、正社員化が必要であり、生産活動の季節変動等への対応が困難。	継続	・期間工の再雇用制限の緩和。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日商	フィリピン人社員の日本滞在ビザ申請者向け結核検査の予約・実施上の問題	・セブのフィリピン人社員の日本滞在ビザ申請者向け結核検査の予約・実施上において以下の問題点がある。 －2024年3月より、日本に3か月以上滞在予定のフィリピン人ビザ申請には、結核非発病証明書の添付が必須となり、セブの指定健診機関は1施設のみ（Nationwide Health Systems Cebu, Inc.）の為、予約が取りづらい。 －検査まで約1週間を要し、X線の擬陽性による再検査の場合は、マニラに出向く必要が生じ、結果判明まで約2か月かかる場合もあり、企業派遣に遅延が生じている。 －費用も高い。	新規	・指定健診機関の増設。 ・申請手続きの企業負担軽減、手続き期間の短縮化。	
2	日商	外国人雇用許可申請・更新・取消しに関する手続きの厳格化	・労働雇用省（DOLE）が2025年1月21日に発行したDepartment Order No. 248の外国人雇用許可の申請・更新・取消しに関する手続きの厳格化による進出企業の負担が増えている。 －手続きが複雑かつ重複している（過剰な行政手続） －手続開始が「入国後」であることによる非効率 －リードタイムが不透明（予見可能性の欠如） －中央集約（マニラ集中）による実務負担 －過度な要求書類・運用変更による企業の負担増 －帰任時手続の非合理性	継続	・事前申請の導入。 ・ワンストップ化。 ・地方完結化。 ・処理期間の明確化および帰任手続の簡素化。	
3	日商	出国許可証手続き変更によるリスクと課題	・出国許可証（ECC：Emigration Clearance Certificate）手続き変更により、以下のリスクと課題がある。 －出国許可証（ECC：Emigration Clearance Certificate）手続き変更により、顔見せとインタビューが必須 －パスポート・ECCの出国当日受け渡し運用の導入 －申請者や申請する企業にとってリードタイムが不明確の為、出国トラブルリスク増大	新規	・手続き変更時の通知、面談の事前対応。 ・パスポート・ECC受け取りの柔軟化。 ・処理期間の明確化。 ・駐在員や企業の出国スケジュール管理の予見可能性を高め、トラブルリスク軽減を要望。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	ECサイトの偽造品の横行	・EC（LAZADA、SHOPEE）などに当社製でない商品を当社製と偽って販売されている。	継続	・取り締まりの強化。	
2	日機輸	司法制度運用の未整備	・模倣品に対し、意匠権の権利行使を行うものの、1審が出るまでに約3年、上級審に進むとさらに時間がかかり、裁判係属中に意匠権が満了する事態となり、模倣品業者の時間稼ぎにしかならない現状がある模様。	継続	・裁判遅延の原因解消と、権利者に不利益のない制度立案を要望する。	
3	時計協	商標権利維持の手続きの煩雑性	・約2、3年おきの頻度で使用宣誓を行わなければ権利を維持できず、期限管理や手続きが煩雑。	継続	・使用主義的制度の変更。	
4	日機輸	拒絶査定時の分割出願不可	・規則611には、出願人は、特許出願が取り下げられる、放棄される又は特許付与される前に係属出願について分割出願を行うことができると記載されており、拒絶査定時は、審判請求しなければ出願人は分割出願す	継続	・拒絶査定時に分割出願できるようにしていただきたい。	・フィリピン知的財産規則611

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ることができない。そのため出願人が意図する請求項で特許を取得する機会が少ない。			
5	日機輸	特異な図面余白の書式指定	・図面余白について特有の書式があり、他国とは別に図面を用意する必要がある。	継続	・他国と図面の書式を一致させていただきたい。	
6	日機輸	コンピュータ・プログラムの不特許事由	・コンピュータ・プログラムは不特許事由である。	継続	・コンピュータ・プログラムを保護対象にしていきたい。	・特許法22条
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	医療機器登録及び輸入手続きの課題	・医療機器申請時にファミリー登録ができず、同一シリーズ内であっても各モデルごとに個別申請が必要となっており、市場投入の遅延とコスト増を招いている。 2025年にASEAN医療機器指令（AMDD）に基づくグルーピングガイドライン（意見公募）が発出されたが、早期導入を期待している。技術的同等性に基づくファミリー申請制度の導入を引き続きご検討いただきたいと考えている。	継続	・AMDDに基づくファミリー登録制度の導入。	・ガイドライン案 https://www.fda.gov.ph/draft-for-comments-guidelines-on-the-qualification-criteria-for-grouping-of-medical-devices-in-product-registration/
2	医機連	医療機器登録及び輸入手続きの課題	・審査官によって要求される資料や規制解釈が異なり、先ほど申し上げた同シリーズ内で異なる機種種の申請においても、担当者が変わると追加資料を求められるケースが散見される。	継続	・審査基準の統一化と審査官トレーニングにより、担当者による判断のばらつきを最小化する改善を要望する。例えば、審査基準の文書化と内部教育による標準化に期待する。 ※文書化された審査基準等を公開して頂ければ、申請者側も確認し、双方にとって良い効果が得られるものとする。 ※この点で、PMDAのアジアトレーニングセンターの知見が活用できる可能性もあるかと思う。	
3	医機連	医療機器登録の機密情報の要求	・医療機器に使われている全材料組成の資料提出を要求されるため、準備により多くの時間が必要であり、また、機密事項等のため供給元からの情報入手が困難となるケースもあり、より柔軟な運用をご検討いただきたいと考えている。	継続	・柔軟な運用をご検討いただきたい。	
4	医機連	AMDD準拠新法動向に関する予見性	・体外診断用医薬品/医療機器（IVD）に関するASEAN医療機器指令（AMDD）準拠新法の発出予告がされているが、いまだに発出されていない。現行法下では申請免除の製品が大多数の場合、新法移行に際して膨大な工数が必要となる。施行の見込みやタイムラインを示していただきたく、また、施行の前に十分な移行期間を設定いただくことを要望する。	新規	・施行の見込みやタイムラインを示して欲しい。 ・また、施行の前に十分な移行期間の設定を要望する。	
5	医機連	薬事規制の厳格	・薬事規制に関して、障壁が高く、新商品上市に約1～2年もの月日を要する。	新規	・薬事規制の緩和。	・薬事法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日鉄連	PNS強制規格取得義務	・2008年6月、フィリピン貿易産業省は、亜鉛めっき鋼管、異形棒鋼、等辺山形鋼、棒鋼のフィリピン国家規格（PNS）取得を義務付け。 －2010年7月、冷延鋼板類へのPNS規格取得を義務付ける予定であったが、国内外からの反対により、同鋼板類への強制規格化は撤回され、任意規格制度に止まることとなった。 －2015年7月、DTIがDAO15-01を官報告示し、亜鉛めっき鋼板を強制規格対象から除外。Annex1にラベル表示として求められる情報（板厚、板幅、製造年月日、用途等）を規定。 －2019年8月、表処・GIの屋根材のPNS規格のドラフトを公示。 －2019年12月、対象を一般用途に拡大し、表処・GIに対するPNS規格ドラフト第2版を公示。 －2021年1月、対象を「屋根材用・一般用途向け」とし、DAOを公示。これにより表面処理鋼板・GI材のPNS規格取得を義務付け。公示から60日間は移行期間となっている。 －2021年5月、DTI/BPSがMemorandum Circular No. 21-13, Series of 2021「Amendatory and Supplemental Guidelines for the Implementation of DAO 20-10, Series of 2020」（以下、補足的ガイドライン）を公示。署名日は2021年4月16日。DAO 20-10の対象範囲を更に詳しく規定するとともに、自動車、電機・電子等の用途向けの適用除外品に対する2回目以降の製品検査の免除などを規定した。 －2021年5月、Pasig市のRegional Trial CourtでDAO 20-10の施行停止の仮決定が出された。それを受け、6月4日付けで税関より今後最終決定が出るまでフィリピン貿易産業省製品標準局（BPS）の強制規格の手続きを経る必要がないとの回覧文書が発出されている。 －2023年12月、Memorandum Circular23-07に基づき、生産者に対し、黒色縦型溶接軽量鋼管のPSマーク取得を義務付け。	継続	・強制規格の対象品種について、制度の撤廃、手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。 ・強制規格の対象品種、手続きの明確化、フィリピン国内で生産不可能な製品に対する除外(パブコメ提出済)。 ・PNS/CBW企業に対する適用除外の明確化、除外手続き運用の詳細開示。	
7	医機連	旧製品の製品登録の困難	・旧製品の修理（海外へ輸出のうえ実施の場合）にも製品登録（ライセンス有効期限5年）が必要なため、他国でまだ使用されているが、旧製品の製品登録が難しく、取扱い終了を余儀なくされているケースがあり、より柔軟な運用をご検討いただきたく考えている。	新規	・柔軟な運用をご検討いただきたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	医機連	非効率な行政手続き	・行政の手続きに時間がかかり過ぎる。	新規	・ワンストップで出来るものを増やして欲しい。	
2	日商	担当者により異なる指導・判断	・お役所監督官庁で働く社員は、人によって知見に差がありすぎる。担当者によって指導・判断が異なる。	継続		
3	日商	PEZA企業のFSIC取得審査の厳格化	・PEZA（Philippine Economic Zone Authority）に属する企業において、営業許可を取得するのに必要な消防局（BFP）が発行する消防検査適合証明書（FSIC：Fire Safety Inspection Certificate）取得の審査が厳格化している。 －基準の高さと審査の厳格さ －追加要求（指定の消火器購入、排煙機等の設置等）によるコスト負担が大きい	継続	・消防法の判断基準の明確化。 ・予算計画に沿った承認プロセス。 ・ワンストップサービスの徹底。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			- ー違反時のリスク（ペナルティや営業許可が取り消しのリスクにより事業継続に直結するリスクを伴う） - ーPEZAのワンストップサービスとの齟齬（BFPが独自に監査に来るケースがあり、企業側の負担増） - ー監査担当者による判断/裁量のばらつき（要求や解釈が異なり、同じ施設でも審査結果が変わることがあり、予測が難しいのが実務上の課題） - ー地域差（特にマクタン・セブ地域は厳格に思われる）			
4	製薬協	医薬品登録・変更・更新申請プロセスの遅延及び非承認	・ COVID-19の発生以降、あらゆる申請（登録・変更・許可更新）がスムーズに審査-承認されておらず、（日系企業ではないが）変更申請の承認が1年以上を要する場合には欠品といった事例もでていたが、COVID-19パンデミックの落ち着きと共に改善が見られている。 2022年6月には簡略審査制度（Order 2020 - 0045）の運用のためのFDA Circularが発出され、日本も参照国に含められた。当該Circularはフィリピン医薬品・健康管理協会(PHAP)等の業界要望も踏まえたドラフトからの大幅な改善も認められ、今後の早期承認及び審査の予見性に寄与することが期待される。 ただし、当局相談制度やpre NDA meetingなどの制度が無く、当局から申請資料提出前の事前のフィードバックが得られる機会がないことや、定期的にCitizen Charterの改訂版（最新版は2022年3月）が発出されレビュータイムラインが示されてはいるものの、審査遅延のリスクが存在するという課題が存在する。 ※pre NDA meetingは、NDA申請前にデータが承認審査に耐えうるか、あるいは承認審査のポイントとなる論点の整理を目的とした会議を希望することができる。	継続	・ 業界の要望を踏まえた簡略審査制度に関する運用ガイドライン発出を望むとともに、審査委員の増員、審査プロセスの透明化並びに申請前相談を受け付けるなど当局とのコミュニケーション体制の構築を望む。	・ FDA Circular No.2022-004 Implementing Guidelines on the Abridged and Verification Review Pathways for New Drug Registration Applications in accordance with Administrative Order No. 2020-0045 “Establishing Facilitated Registration Pathways for Drug Products including Vaccines and Biologicals” https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2022/04/FDA-Citizen_s-Charter-CDRR_Revised-28Mar2022.pdf
12. 政府調達						
1	医機連	医療機器の不透明な政府調達	・ どういうルートを通ったか分からないが、自社がフィリピンに納入していない自社製品が官病院に納められているケースがある。 医療機器の安全且つ適切な使用という観点からも、フィリピン国内において適切な購買活動をお願いしたい。	新規		
99. その他						
1	日機輸	外資企業への土地所有制限	・ 外資規制により外国法人は土地を所有することはできず、フィリピン人が60%以上の資本を有する現地法人のみが土地を所有することを認められている。また、コンドミニアムのユニット所有についても外国人が所有できるユニットの床面積の合計は、全体の総床面積の40%までに制限されている。日本からの不動産投資事業、土地を利用する事業への投資を制限するもので投資促進の観点からも同制度の制限撤廃を求める。	継続	・ 同制度の撤廃。	・ Foreign Investment Act
2	自動部品	外資企業への土地所有制限	・ 土地保有はフィリピン人60%以上の出資法人に限られる。	継続	・ 土地保有制限の緩和。	
3	日機輸	道路インフラの未整備	・ 頻発する道路渋滞による交通マヒで、社員が予定通り出社ができない、部品が予定通り搬入されないなどの問題が発生しており、計画通りの生産に支障をきたしている。	継続	・ フィリピン政府が進める「ビルド・ビルド・ビルド」計画により道路インフラの増強を図っていただい	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			特に遠距離から通勤する駐在員の通勤時間が道路渋滞により、片道3時間を超えることが頻発し、駐在員の心身に影響している。		ているのは理解し感謝する。しかし道路インフラが增強されていない場所では引き続き渋滞が発生している。その状況をきめ細かくモニターして頂き、効果的に道路インフラを增強していただきたい。	
4	日機輪	電力料金の高騰	・アジア諸国の中でも突出した電力量の高さが、生産コストを押し上げ、競争力低迷の要因となっている。	継続	・政府による早期かつ具体的な電力不足解消と低価格化への対策。	
5	日商	電力会社優位の使用電気量契約	・電力会社Mactan Electric Companyから、予定する1か月の使用電気量を契約書に明記し、それを上回った分は2倍の単価とし、下回っても明記した電気量分を支払うという契約書が2025年1月に送られてきた。説明会にも2度、足を運んだが内容に違いはなく、上記の代替え案として、毎週予定使用量を電力会社へ報告する事で、使用した分のみの請求とできるとの事。しかし、これには多大な時間を割く必要があり、人件費追加となり得る。弊社では契約書を敢えて結ばない事とし、現状は電力会社からの催促もなし。	新規	・原油価格の高騰等によりとの説明であった為、どうしても電力会社のハンドリングの不始末を顧客にさせているようにしか聞こえず、殿様商売的な考え方を是正して欲しい。	
6	日商	消防局からの排煙システム設置義務要求	・消防局から当団地内の企業へ排煙システムの導入を要求されている。R.A.9514の法令によると当団地のほぼ全てに設置義務があるようにも見えるが、曖昧な表現になっており、2024年7月30に消防局各地方局長向けに出された覚書では、一般的な工業団地企業には不要であると解釈できる。それに関わらず、今年に入って日系企業が設置要求をされている。弊社にはまだ消防局の監査が来ておらず、具体的な問題は存在しない。しかし、排煙システムの導入費用は1000万円近くなるとも言われており、弊社では警戒している。	新規	・現状、個々の交渉次第になっているので、明確に不要である事について消防局と協議し、公表して欲しい。	・ RA9514 Bureau of National Fire Protection Head Quarters Jul 30, 2024 MEMORANDUM(番号なし) Subject : Guideleines on the implementation of Section 10.2.7.3(Smoke Control System) Para A(7) of The RIAA of Republic Act 9514
7	日商	消防局の不正	・消防局（BFP：Bureau of Fire Protection）は、承認を立てに袖の下を要求する。	継続		
8	日機輪	治安の悪化	・2024年10月頃より、マニラ都市部での邦人に対する拳銃強盗事件の発生が多発。	継続	・犯罪への取り締まり強化、治安の維持。	
9	自動部品	火山噴火リスク	・マニラ国際空港から60kmの地点に活火山があり、AIR便キャンセルによる出荷停止、降灰による健康影響配慮の為、稼働停止となるリスクあり。	継続	・安全・復旧対策整備。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	製薬協	外資企業の輸入医薬品卸売販売事業の参入規制	・ベトナムに医薬品を供給するための条件は、ベトナム保健省が以下のように宣言した企業であることである。 ーベトナム保健省が輸出国当局から、ベトナムに医薬品、医薬品原料を供給するために登録する医薬品、医薬品原料の製造業者、貿易業者のリストを公表するよう要請する書簡を受領した場合。 ー輸出国の管轄当局は、現在保健省が公表している医薬品、医薬品原料の供給者の名称、事業所、事業範囲に変更があった場合、保健省に文書で通知する責任がある：通知は、輸出国の管轄当局が情報の変更を承認した日から1ヶ月以内に行う必要がある。 輸出国の管轄当局から、上述のようなレターを発行し、変更状況を通知する責任に対して承認を得ることは難しい。	継続	・ベトナムに医薬品を輸出するために、保健省が製薬分野での製造業免許または卸売業免許を受け入れるよう要請したい。 ・ベトナムの輸入業者は、保険省に対し許可証明の通知、また、変更がある場合の通知の責任を負う。	・ Decree 54/2017 ・ Decree 155/2018第91条
2	製薬協	外資企業の輸入医薬品卸売販売事業の参入規制	・一部（外資企業がベトナムで製造もしくは技術移転等によりベトナムで製造する場合）を除き、外資企業が医薬品流通業（ベトナム国内での医薬品卸売販売業及び小売業）に関する行為を行ってはならないことが明記されている。 また、医薬品輸入業許可を取得した外資から医薬品を購入するベトナムの現地卸売業者に関する事前登録制度を設けていること、当該現地卸売業者において外資企業からの指示等がなくても自社で医薬品流通を行う十分な能力を有することが要求されていることから、外資企業による医薬品流通行為への関与を排除していると解釈される。	継続	・外資企業への卸売販売事業を認めるよう、法令、規定の改正をして頂きたい。	・ Law 44/2024/QH15 53条 ・ Decree54/2017/ND-CP第91条10項-12項
3	製薬協	外資企業の輸入医薬品卸売販売事業の参入規制	・外資企業による医薬品流通行為を禁止されているが、「ベトナム国内で製造された医薬品を除く」と規定されている。しかし、実務上は輸入であるか国内製造であるかにかかわらず、医薬品流通行為は一律禁止されている。	継続	・外資企業への、ベトナム国内で製造された医薬品の卸売販売事業を認めて頂きたい。 ・法令、規定の改正をして頂きたい。	・ Law 44/2024/QH15 53条 ・ Decree54/2017/ND-CP第91条10項
4	日機輸	建設工事への外資参入規制	・外国の業者がベトナムで建設工事に従事している場合、ライセンスはプロジェクトごとに取得する必要がある。ライセンス取得には数ヶ月かかり、下記の問題が生じる。 ①ライセンスの申請には下請け業者や内訳のリストが必要とされる、 ②極端な場合は建設省が指定した下請け業者の使用が義務付けられ、 ③ライセンスは非政府のプロジェクト用に供給されるものであるため、免税措置が受けられるODAとは多くの点で互換性がないものとなっている。	継続	・建設省（MOC：Ministry of Construction）には以下を要求する。 ーライセンスはプロジェクトごとではなく、請負業者ベースでライセンスを発行して欲しい。 ーMOCの指定に関係なく、請負業者に下請け業者を自由に選択できるようにして欲しい。 ー特にODAプロジェクトに関してライセンスを免除または簡素化して欲しい。	・ Decree No. 63/2014/ND-CP ・ Decree No. 15/2021/ND-CP ・ Decree No. 24/2024/ND-CP ・ Decree No. 35/2023/ND-CP ・ Decree No. 175/2024/ND-CP ・ Decree No. 214/2025/ND-CP
5	日機輸	建設工事への外資参入規制	・建設省が外国業者の事業を管理する新しい規則を発表。この規制の対象分野は、コンサルティング事業、技術資料、機械装置及び建設工事の実行の構築、などで、外国事業者は、ベトナムで事業を始める前に請負業者の許可証を取得する必要があることを規定。外国事業者は、ベトナム	継続	・地元企業のパートナーとの提携または下請け契約の締結に強制要件を廃止して欲しい。	・ Decree No. 15/2021/ND-CP ・ Decree No. 35/2023/ND-CP

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ムのパートナーと提携するか、下請け契約を行う必要があるが、多くの場合、下請け業者の品質に問題がある。			・ Decree No. 175/2024/ND-CP
6	日機輸	EPE企業間取引の複雑性	・ EPE（再輸出を目的とした輸出加工業）企業間取引について －EPE企業への輸入販売の際、ベトナム内保税倉庫の使用が必要。 －EPE企業からの購入、輸出の際も同様、保税倉庫使用が必要。 ⇒保税倉庫を使用した免税取引か、関税・VATを申請した国内取引の2択を迫られ、いずれもコストが上がる。 －そもそもEPE企業間取引の仕組みが分かり難い。	継続	・ 保税販売ライセンスをFDI商社にも付与すべき。	
7	日機輸	現地企業への優遇制度の欠如	・ 当社はベトナム現地雇用創出のため、日本企業等と共に石油ガス掘削用鋼管（油井管）のネジ継手切削会社にて約30年間出資継続。現地の人材派遣会社が現地パートナーとして51%を保有。当社・日本企業はネジ切削前の素管を日本から輸出し、ネジ継手切削会社でネジ切り後に現地客先へ販売。 規模の経済が働かないため、相対的にコストは高くなるが、常に安価なネジ付き油井管の海外輸入品との競合に晒されており、ネジ継手切削会社の業績が低迷している。	継続	・ 現地ネジ切り業者への優遇制度を導入して頂きたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・ 「日越EPA」や「TPP11」により、日本原産の時計関税は撤廃された。しかし、その後の運用を見守る必要がある。	継続		
2	日鉄連	関税引き上げ	・ 度重なる輸入関税の修正による流通阻害。 －2009年4月1日、ビレット5%→8%、建設用条鋼類12%→15%、CR 7%→8%、めっき鋼板12%→13%の関税引上げ。 －2009年4月20日、ボロンが添加された条鋼類の関税を0%→10%に引き上げ。 －2010年2月、棒鋼、線材（一部）5%→15%、ブリキ3%→5%に関税の引き上げ。 －2011年8月25日、ボロンが添加されたその他合金の鋼板、棒鋼、線材、形鋼(HS7225,7226,7227,7228類、但し、熱延鋼板類は除外)のMFN関税を0%→10%に引き上げ。 －2012年6月11日、ステンレス棒鋼の一部についてMFN関税を0%→10%に引き上げ。 －2013年1月1日、冷延鋼板及び溶接鋼管の一部についてMFN関税を5%→10%に引き上げ。 －2013年5月19日、線の一部についてMFN関税を0%→3%に引き上げ。 －2014年1月1日、鋼板類・形鋼等についてMFN関税を引き上げ。 －2016年9月1日、半製品・線材等についてMFN関税を引き上げ。	継続	・ 関税率の引き下げ。	
3	日鉄連	セーフガード措置の濫用	・ 2015年12月25日、半製品・棒線に対するセーフガード調査を開始。 ・ 2016年3月7日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、競争庁が3月22日より最大200日間、半製品に23.3%、棒鋼・線材に14.2%の暫定税を賦課する旨、決定。 ・ 2016年7月18日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、商工省がクロの最終決定。	継続	・ 措置撤廃など。	・ No.918 QD-BCT ・ No.920 QD-BCT ・ No.2323 QD-BCT

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ー2016年8月2日～2017年3月2日半製品23.3%・棒線15.4% ー2017年3月22日～2018年3月21日半製品21.3%・棒線13.9% ー2018年3月22日～2019年3月21日半製品19.3%・棒線12.4% ー2019年3月22日～2020年3月21日半製品17.3%・棒線10.9% ・2018年7月26日、半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に関して、商工省が反迂回調査を開始。 ・2019年5月13日、商工省が半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に関する反迂回調査について最終決定クロを告示。対象品目すべてに対してセーフガード税率と同率の追加関税を課するとのこと。施行は告示の15日後とされている。 ・2019年8月22日、商工省がセーフガード延長調査を行う旨、告示。調査期間は6か月を超えないものとされている。			
4	日鉄連	セーフガード措置の濫用	・2020年3月20日、商工省が半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に対する延長調査で最終決定クロを公示(～2023年3月21日)。 ・2020年3月20日、商工省が半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に対する反迂回措置で措置継続を公示(～2023年3月21日)。 ・2022年11月4日、商工省がセーフガード延長調査を行う旨、告示。 ・2023年3月21日、商工省が棒線に対して3年間措置を延長する旨、官報公示(半製品は措置継続せず) ー2023年3月22日～2024年3月21日棒線6.3% ー2024年3月22日～2025年3月21日棒線6.2% ー2025年3月22日～2026年3月21日棒線6.1%	継続	・措置撤廃など。	・No.918 QD-BCT ・No.920 QD-BCT ・No.2323 QD-BCT
5	日鉄連	高率の輸出税	・石炭の輸出にあたり、輸出税が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。 継続したマーケット価格上昇の要因となっており、早期の制度撤廃が必要。	継続	・制度の撤廃。	
6	日鉄連	高率の輸出税	(対応) ・2013年7月、石炭及び関連製品の輸出税を10%から13%に引き上げ。石炭輸出企業からの要請により、2013年9月1日から13%から10%に引き下げ。	継続		
7	日鉄連	高率の輸出税	(改善) ・2012年11月より、石炭及び関連製品(HSコード：HS2701、HS2704)の輸出税を20%から10%に引き下げ。	継続		
8	JFS	輸出加工企業への輸出税賦課	・EPE企業（輸出加工企業）は、ベトナム国内発生スクラップを調達した場合、輸出元に輸出税が課税される。このためEPE企業の生産コストを圧迫している。	継続	・EPE企業に輸出する鉄スクラップ（HSコード 72.04）の輸出関税率17%の撤廃。	・政令No.122/2016/ND-CP
9	自動部品	原産地証明書発給手続の煩雑、コスト増	・原産地証明書（CO）の発給方法が地域・国毎に異なり、追加の発送費や工数を要している。（ASEAN：電子申請、インド・中国・EU：書面申請）	継続	・インド・中国・EUといった地域向けCOへの電子版の発給の検討をして頂きたい。	・2018年3月08日付政令31/2018/ND-CP号の原産地証明書(CO)発給手続き

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10	印刷機械	EPA特惠関税適用の事務負担	・お客様からの問合せは定期的にあるが、資料作成のための調査にコストと手間が非常にかかる。また、お客様によっては無償対応が当たり前とのスタンスの方もいらっしゃる。EPA対応ができるからといって販促になるわけではない一方、手間とコスト・時間を考慮した際に輸出側のメリットがほぼない状態となってしまった。	継続	・ 資料作成や申請のプロセスの簡易化を希望する。	
11	日鉄連	遡及発行された日越EPA原産地証明書の不受理	・ 日ベトナムEPAにおいて、遡及発行された原産地証明書（CO）が、ベトナム税関によって認められず徴税を求められるケースがある。日本では出荷日以降を遡及発行とするのに対し、ベトナムでは出荷後4日以降を遡及発行としていることが原因と思われるが、EPA協定上は双方の方式が認められており、末端の税関職員への制度運用方法の周知不徹底によるものと思われる。 2014年6月10日、ベトナム税関より、制度運用方法周知に関する通知がなされた。	継続	・ EPA協定に沿った徴税の実施。 ・ 税関への制度周知の徹底。	
12	日機輸	輸出加工企業のFTA適用手続きに関するルール不足	・ 輸出加工企業（EPE：Export Processing Enterprise）からベトナム国内非EPEが保税倉庫経由で輸入する際のFTA適用手続き・ルールの不在となっている。 ベトナムの現在の法律では、ベトナム国内で輸出用に製造された貨物を保税倉庫に移し、そこから再度国内に輸入することを認めているが、これまでのところ、これら保税倉庫に移した国内貨物の輸入に対するFTA適用に関するガイドラインがない。	継続	・ ベトナム国内のEPE（輸出加工企業）が保税倉庫に移した貨物を国内の非EPEに輸入する際のFTA適用について、特にATIGAのForm Dにおいて明確なガイドラインを確立していただきたい。	・ Guideline No. 4826/TCHQ-GSQL issued on 14 Nov 2022 by General Customs on exported goods stocked at bonded warehouse then will be imported back to domestic country.
13	電機工	免税品扱いの輸入プロセスの煩雑	・ ベトナムでの火力EPCプロジェクト（免税プロジェクト扱い）を通じて経験した事として貨物輸入の際にマスターリスト（ML）の事前登録以外にも事前に下記書類の準備と対応が必要。かなり煩雑で時間が掛かるのが問題。 ①Form3：MLの中ブレイクダウンの事前承認が必要である事。 ②Form4：Form3にてML承認金額の内数の内、いくら取り崩したのか？を年間を通して報告する義務がある。（毎年度末3/31起算で90日以内に報告要） ③Form15：輸入者（コンサイニー）の申請書類。免税扱いで輸入した際に税関からコメントを受けたバルク材等に関しては輸入個数と使用個数の管理（員数チェック）を実施し、税関の監査を受けてCloseしなければならない事。 ④Form16：Form15の輸入アイテムをForm3ベースで輸入が終了した際に提出しなければならない書類。 ⑤Form18：輸入品のモニタリングシート。毎年度末3/31起算で90日以内に税関に提出しなければならない書類。 ⑥Form20：Form16と同様にForm15を活用して輸入したものを現地で据付完了後に提出しなければならない書類。 上記プロセスがすべて終わったら輸入免税品のTax auditを現地税関と共に実施し、Closing する必要あり。 ⇒改善済（2026/2回答）	変更	・ ベトナム国内の各市・省レベルでやり方が違うという話もあり、すべて個別対応レベルの扱い。何か基本的なマニュアル・手法はないものか？	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
14	日機輸	通関手続きの煩雑・遅延	・通関時、出荷ごとに行う手続きにつき下記の課題がある。 ①通関申告前Quality registration 出荷毎に申請が必要であり、申請ではVNTA（ベトナム電気通信局）に全書類、紙ベースでの提出が必要。出荷毎に同じ書類を何度も紙ベースで提出する必要がある。 ②通関後15日以内 Self-Assessment 輸入した製品がベトナムの品質管理規制に準拠していることを証明するための試験報告書及び型式承認の提出が必要。またプロセスには広範で多くの文書が必要。 また、上記二つの手続きに共通して、リードタイムが安定せず(規制上の公式リードタイムは1日だが、担当官が1名しかいないため実際には3～5営業日で変動し確約されていない)、窓口で直接申請書を提出し直接承認を得る必要があり、ステータスの確認は窓口でしかできないため、申請者は1案件で何度も窓口に出向いてステータスの確認が必要になり、非常に非効率。	継続	・申請・許可手続きにかかるリードタイムの短縮と安定化のため、下記を要望する。 －出荷毎のハードコピーでの書類提出を不要にして欲しい。 －同じモデル(同一)の書類(アセスメントレター、製品ラベル・スペック、テストレポート、タイプアップル等)を出荷毎(複数回)に提出することを避けるため、モデル毎の品質登録(quality registration)の書類(記録)をオンラインで保存し、出荷毎＝申請毎に参照できるようにして欲しい。	
15	印刷機械	通関手続きの煩雑・重い負担	・オリジナルのインボイス・パッキングリスト（＋サイン＆捺印）を複数枚別途送る必要があり、時間と手間が掛かる。	継続	・オリジナルのインボイス・パッキングリストの不必要を希望する。	
16	製薬協	税関手続の不明瞭、法・規則の未周知	・医療機器及びそれに付随する製品を輸入し、保健省の基準に即したクラス分類に準じて税関に申告したところ、本来は輸入ライセンスが不要なクラスA分類の製品であったにもかかわらず、通関担当者より輸入ライセンスの取得を要請された。何度も不要である旨を説明したが、聞き入れてもらえず、明確な理由もなく拒否された。	継続	・保健省のガイドライン制定と通達、そして実施と徹底をお願いしたい。	
17	製薬協	税関手続の不明瞭、法・規則の未周知	・同じ製品を2回輸入し1回目は空輸で空港にて通関、2回目は船便で港にて通関した。空輸の際には輸入税がかからなかったが、港で通関した際に明確な理由もなく輸入税を取られた。	継続	・通関する場所や通関担当者の一存によって税率を定めるのではなく、全国一律に定めることを徹底して欲しい。	
18	日機輸	税関対応職員の割り当てルールの変更	・従来、各企業の申告業務には、担当税関職員が1名ずつ割り当てられており、一定期間後に交代しているが、2025年7月以降、税関職員は、申告ごとにシステムによって船荷証券単位で自動的に割り当てられることとなった。 これにより、下記のようなリードタイムが3～4日追加となる可能性が生じている。 ①船荷証券ごとに異なる税関職員が割り当てられ、それらの船荷証券の貨物が同じコンテナに積載されることがある。中国向け貨物の場合、1つのコンテナに複数の異なる船荷証券が積載されることがあるが、その際船荷証券ごとで通関完了のステータスがばらつく可能性が発生する。すべての船荷証券が通関されるまで積み込み手配を完了させることができないため、通関全体の時間が長くなる可能性がある。 ②税関職員がランダムに割り当てられるため、担当税関職員の経験にばらつきが出る。(過去に電子機器製品を扱った経験がなく、HS、ライセンス、製品説明に精通していないなど) 担当者によって、処理時間が増減する可能性がある。	新規	・以下を要望する。 ①同一荷受人宛のコンテナ1個につき、すべての船荷証券申告に1人の税関職員が割り当てられるようシステムを強化していただきたい。 ②電子製品、食品、医薬品、化学品などの製品カテゴリーごとにコアとなる税関職員を編成し、コアチームメンバー間での自動割り当てを行っていただきたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
19	印刷機械	税関手続きのCAS NOや成分100%開示要求	・韓国と同様にベトナムへ輸出の際、通常のSDS（安全データシート）に加えてCAS NOの開示や成分開示が求められるケースが増えている。機密情報に係わることも多いことから、廃城情報漏洩リスクがあったり、仕入れ品の場合は開示不可で輸出できないことや、別途秘密保持契約を交わしたりといった手間がかかることが多い。	新規	・規制の緩和もしくは廃止。	
20	日機輸	税関手続きのCAS NOや成分100%開示要求	・貨物を輸入する際、抜き打ちCAS NO 100%開示を求められるケースがある。 また、税関担当者によっては、サプライヤーから直接開示（サプライヤー→税関担当者）を受け入れるケースと、別の担当者の場合では、直接を受け入れず、安全データシート（SDS）へ100%記載し、通関書類として提出を求められる場合がある。 サプライヤーとしては、商社や乙仲への開示は一定のリスクある為、開示できない場合があり。 当社では未だ経験ないが、他の商社、サプライヤーでは、最終的に輸入を受け入れられず、シップバックしたケースもあり。	継続	・100%開示が必要であれば、政令に基づいて事前に依頼して頂き、タイのように政府に直接申告できるシステムを構築して欲しい。	
21	日鉄連	ベトナム語での商品ラベル表示義務	・2017年4月、商品表示に関する規定を定めた政令43号/2017/ND-CPが公布された。本政令はベトナムへの輸入時に必須情報をベトナム語でラベリングするよう求めるというもの。現在まで、鉄鋼製品のラベリングに関する情報共有・トラブル報告は受けていないが、鉄鋼製品に対する強制規格(QCVN)でも本政令について言及されているため、将来的に影響を受ける可能性が懸念される。 －2021年4月、ベトナム科学技術省がラベリング規定(改定案)を公表。 －2021年11月、ベトナム科学技術省がラベリング規定(改定版)を公表、2022年2月より施行。	継続	・中間材となる鉄鋼製品への適用除外。	・No.43/2017/ND-CP ・No.111/2021/ND-CP
22	日機輸	車両輸入時のシリアルナンバー打刻チェック	・車両輸入時のシリアルナンバー打刻について、以下の問題がある。 一盗難車防止を目的とした輸入規制により、車両本体の輸入時にレボフレーションに打たれている刻印が当局によりチェックされる。 一刻印が打ち直しされていたり、打刻周辺の面が削られていたりすると、不正を疑われ、シップバックを余儀なくされる。 一車両の生産時には急な生産順の入替等により、刻印を打ち直すことは稀に起こる。弊社社内の基準に則って再打刻を実施しているが、ベトナム当局には不正と見做され、輸入できない。	継続	・メーカーから盗難車ではない旨を記したレターがあれば問題なく輸入できるようにして欲しい。	・政府通達187/2013/ND-CPの第6項第C点、第II章、第I附属書
23	日機輸	輸入申告価格評価におけるインボイス価格の不認可	・売り手と買い手が同じグループ企業ということから、輸入価格が「移転価格」につながる可能性を懸念した現地ベトナム税関により、the import declared price assessment(輸入申告価格評価)でインボイス価格を輸入申告価格とすることを拒否され、長期にわたり最高価格を輸入申告価格として適用されている。 現地税関に対して、市場価格相場やモデルのライフサイクルに基づき、売り手・買い手間で価格交渉を行っている旨を説明しているが、価格交渉の証拠としては不十分とのことで、インボイス価格を輸入申告価格とすることを拒否されている。常に最も高い輸入申告価格が適用されている。 現地税関に対しDeductive value method(国内販売価格に基づく課税価格の	継続	・親会社の元で事業をしている子会社に対して、現地税関はオープンマインドな見解と公正な取扱いをしていただきたい。 ・市場状況と製品のライフサイクルに応じてインボイス価格が5%～10%低下することを許容頂き、インボイス価格を輸入申告価格としていただきたい。	・Circular 39/2015/TT-BTC issued on 25 Mar 2015 by General Customs on Customs Valuation for Import-Export goods, refer to Chapter II(Customs Value Determination). ・Circular 60/2019/TT-BTC issued by 30 Aug 2019 for Amendment of above circular 39/2015/TT-BTC.

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			決定)など他のアプローチを試みているが、認められていない。 よって、販売価格を上回る輸入申告価格が査定され、輸入価格より約10%高いVATを支払っている。販売価格が輸入価格を下回っているため輸入時に支払ったVATが全額回収できない。			
24	自動部品	輸入検査の不明瞭・煩雑	・日本からベトナムに送った、主に金型や治具に関して、数量の取り扱いが不明瞭。1SETで使用する治具を組み立てて送っても、部品1点1点で申告するように言われた（現地ローカルスタッフ談）等があり非常に手間になっている。 物によっては治具1SETと記載していた物を、部品毎に20点程にまでばらして、個別梱包&Invoice作成して輸出するなど、非常に手間になっている。 現地受け入れ側の勉強・対応能力不足もあると思われるが、この辺の統一的な基準等を明確にして欲しいのと、あまり現実的ではない現状がどうかかならないか？	新規		
25	自動部品	輸入検査の不合理的	・輸入スチール材料において、全ロットを政府当局が認めた機関で材料の材料成分分析が行われてから輸入可となっている。そのため、検査費の追加発生と検査終了まで引き取る事が出来ず、弊社の生産・販売活動等に影響を与えている。	継続	・検査頻度の見直し検討をして頂きたい。(初ロットだけ検査を実施し、以後は製造メーカーの結果を使って輸入手続きを実施する、もしくは当局が確認目的で抜き取り検査とするなど)	・2015年12月31日付通達58/2015/TTLT-BCT-BKHCN
26	日機輸	輸入検査の予測不能な規制変更	・2025年度、フランスから輸入していた麦芽原料の輸入時検査において、当社が業務委託をしている「検査会社（政府系許認可機関）」が、保健省より指摘を受ける。指摘内容は、検査未実施項目が判明したことによる再検査実施の要請。一時的に通関での差し止めとなり、顧客へのデリバリーは間に合ったものの、原因は、「事前通知も無い」規制変更によるものであり、予測不能な規制変更は、懸念材料と認識。	新規	・政府関連機関及び輸入者等への留意周到な事前通知。	
27	自動部品	輸入許可取得の長期化	・ベトナムの新しい化学品法、政令第26/2026/ND-CPにおいてのベトナムに輸出される化学品の規制が強化されたが、Annex3対象品の輸入許可取得のためにInvoiceの事前提出期間が長く、実務上で問題となっている。	新規		
28	日鉄連	鉄鋼製品の輸入ライセンス(IL)取得義務	・2010年7月5日、冷延鋼板、線材の輸入に12月末を時限に輸入許可証(IL)の取得を義務付ける。 ・2010年9月9日、同じく亜鉛めっき鋼板、アルミ・亜鉛めっき鋼板、カラー亜鉛めっき鋼板、ブリキにも12月末を時限にIL取得を義務付ける。上記鉄鋼製品の輸入に係るIL取得義務について2010年12月末の時限措置は2011年2月14日～12月31日に延長された。 ・2012年9月20日、新たに棒鋼、ステンレス鋼板、溶接鋼管（輸入HSコード：7214、7215、7219、7220、7306）が対象となった。 ・2014年6月16日、措置を撤廃する旨の官報告示。 ・2015年7月26日、同制度が再導入された。また、新たに半製品・その他合金鋼条鋼（輸入HSコード：7207、7224、7227、7228）が対象となった。	継続		・商工省通達22号(22/2010/TT-BTC) ・商工省通達31号(31/2010/TT-BTC) ・商工省通達42号(42/2010/TT-BTC) ・商工省通達23号(23/2012/TT-BCT) ・商工省通達17号(17/2014/TT-BCT) ・商工省通達12号(12/2015/TT-BCT)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
29	自動部品	中古機械・設備輸入の製造10年以内の年数制限	・製造から10年を超えた設備を輸入する際の承認手続きが煩雑となっている。輸入の許可を得るには、「残りの設備出力又は設計仕様の85%以上の能力に達しており、エネルギーの消費が設計仕様対比15%を超えないこと」を満たさないとけない。また、科学技術省の承認が必要となる。科学技術省へ申請をするのに手続きが煩雑で、なかなか承認が得られない状況となっている。 また、輸出側の設備鑑定結果を科学技術省へ提出する必要もある。	継続	・日本から輸入した中古設備の状態と機能は良く、使えるものなので、製造経過の制限年数を増やして欲しい。 ・費用＆時間が掛かり、生産活動へ影響を与えるため、中古設備の輸入手続き（科学技術省への申請＆設備鑑定）を削減して欲しい。	・2019年4月19日付首相規定第18/2019/QD-TTg(84.77)
30	日商	中古機械・設備輸入の製造10年以内の年数制限	・機械年齢が10年を経過している中古機械の輸入を禁じているため、日本からの中古機械輸入ができない。機械年齢10年は、中古市場でも非常に若い年齢となるため、これを満たす中古機械がない。また、中国機械が新品でも安価に入手できるが、機械寿命が短く、できれば日本の機械を輸入したい。	継続	・規則の撤廃。	
31	日工会	中古機械・設備輸入の製造10年以内の年数制限	・現地に販売した設備の据え付け、またはアフターサービスに使い工具類を輸入しようとしたら、中古品扱いにされ没収された。	継続	・輸入規制の緩和。	
32	日機輸	中古機械・部品の輸入規制	・中古機械の輸入規制が厳しく、通関が止まるケースが多発している。 －輸入可...製造年10年未満の設備 －条件付輸入可...製造年10年以上20年未満 －輸入不可...製造年20年以上経過の設備 また、商社が輸入者になれず、当社も限定的な対応しかできない。	継続	・中古機械輸入に関する規制緩和及び商社が輸入者となれるよう変更。	
33	日機輸	中古機械・部品の輸入規制	・中古機械部品の輸入規制により、他国にて修理、補修したコンポーネント部品をベトナムへ輸出することができず、ベトナムで稼働する車両の修理用部品として供給できない。 特にインドネシアリマンセンタで補修再生されたエンジン等の部品がベトナムに輸入できず、建機ビジネスにおいて一般的なりマンビジネスの大きな障壁となっている。	継続	・中古機械部品のベトナム輸入を認める特例の追加。 ・アフターサービスにおいて顧客の選択肢を増やす視点から改善を希望。	・政府通達No.571/TTG-KTTH

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
34	日機輸	個人向け貨物送付に関する問題	・個人向け貨物の送付に関して、以下の問題がある。 －免税枠が申告価格US\$300までであり、ほぼ全量課税となっている。 －個人向け貨物の送付（DHL等民間クーリエ会社利用）において、印刷物（出版物・印刷関連物品）が輸入規制されている。日本側で業務上使用されていた書類やマニュアル、パンフレット、社内刊行物等および業務用文房具等を同梱送付した際、輸入許可を受けられず、日本へ返送を余儀なくされた。 －船便はご本人名義でのみ発送可能で入出国カード取得（ベトナム入国）から2ヶ月以内且つ輸入は1便のみ有効。ご家族帯同時に船便を発送頂く場合は一度ベトナムから出国し、ベトナム入国時に入出国カードを再度取得する必要がある。（日本への一時帰国や隣国への出張等が必要） －EMSは、100万ドン以上は課税対象。 －航空便2便目以降の発送は100KGS（計算重量）まで発送可能。また、1便目の輸入通関後、90日の間隔を空けて2便目の輸入通関を行う必要がある。	変更	・水準の適正化検討をして頂きたい。 ・左記の制限を緩和して頂きたい。	・輸入通関レギュレーション - INVOICE総額\$300以上は全量課税
35	日機輸	法改正のガイダンス等未発行による輸入停止	・改正化学品法公布（69/2025/QH15：施行2026年1月1日）。 1月1日に施行後、改正法のガイダンスが発行されておらず、化学品ライセンス（適格証明書など）の新規申請、再発行、内容変更の申請受付不可。 1月17日に政令・通達が公布、施行。 - また1月17日に政令、通達、公費、施行後に手続き開始可能、手続き開始後、承認に1週間は最低必要、実質1月1日～1月末まで対象貨物輸入不可。 - 政府から化学品法変更に伴う、遅れの事前アナウンスもなく、切替変更期間の旧法使用等の対応もせず、あらゆる費用の発生（納期遅延、港保管料、BCPエアー費用の発生）。 - 日本商工会議所（JCCI）から1月12日に要望書出状するも、"首相の署名、公布待ち、企業には御理解頂きたい"と言った、無責任な発言。	新規	・他国で通常通り行っているように、法令、政令、通達を同時に行ってもらおう事。 ・前広に法令変更に伴う、各種変更、企業で対応すべき内容をアナウンスして頂きたい。	・改正化学品法公布 69/2025/QH15 ・ハノイ市商工局公文書 37/SCT-KTATMT
36	日鉄連	石炭輸出停止	・2019年の石炭の輸出許可発出が5月4日までかかり、1～4月の輸出が事実上停止。 2020年は前年末までに許可が出されたため年初から輸出が行われたが、2021年は再度当該年に入ってから許可発出（2021年1月20日）。ベトナム政府内の許可取得プロセスが不透明で予見可能性に欠けることから、今後も同様のリスクが残存。 - 足下石炭純輸入国となっており、国内供給優先の姿勢が顕著。2023年は輸出枠の承認が遅れており、2月7日時点で輸出枠未承認。	変更	・安定的な輸出環境の整備。	
37	印刷機械	全体的な物流コスト高止まりと予測不能性	・欧州直行便終了の要因の複合で運賃・保険料の高水準継続、港湾混雑（ハブ港での沖待ち）、地政学リスクによる急変動が常態化。輸出数量の横ばい傾向や設備投資の必要性も加わり、収益圧迫の懸念が強い。	新規	・安定した輸送環境の構築。	
38	日機輸	高額な高速道路使用料	・ハノイ市とハイフォン港を結ぶ新国道5号線の通行料金が旧国道5号線の2倍であるため、物流頻度と量に対してコストが見合わず、未だに旧5号線を使用せざるを得ない。	継続	・新国道5号線の使用料を引き下げていただきたい。	

※経由団体：各該社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	税制・規則変更等の情報の開示	・ベトナムは、ASEAN（1995年）およびWTO（2007年）等、多くの国際機関のメンバーシップを取得した。税政策および税制改革が国際的なルールおよび慣行と整合するようになり、同時に徴税および行政プロセスが改善された。 ベトナムへの外国人投資家は、次の税金の影響を受ける可能性がある。付加価値税、個人所得税、外国請負業者源泉税、特別売上税、環境税。輸出入関税 ベトナム、インド、韓国などの新興国で当社ビジネスが成長し続けているため、現地の税制の変更に関する最新情報がより重要になっている。	継続	・輸出入関税、法人所得税、付加価値税、および外国請負業者のWHTに関する最新情報を継続的に入手できるよう要請する。	
2	日機輸	日越租税条約の適用手続の長期化	・日越租税条約上、日本が稼得する役務提供等の事業所得については日本に課税権があるが、ベトナム国内で課税の対象となっている（外国契約者税）。同規定では租税条約が優先する旨が明記されているが、租税条約適用のための手続きが数年に亘るケースもあり、実務的に二重課税を甘受することとなっている。	継続	・国内法の改正または、租税条約適用に係る運用ルールの改善を要望する。	・ベトナム財務省通達 Circular 103/2014/TT-BTC ・日越租税条約
3	日商	不適切な税務当局の行政処理	・適切に納付された個人所得税（PIT：Personal Income Tax）に対して、税務当局から「未納」と指摘された。 会計業務を委託しているコンサルティング会社から税務当局に適切に納付した事を申し立てたところ、弊社からオフィシャルレターを発行が必要との指摘を受けた。	新規	・行政当局のミスであれば、こちら側に対応を求めるのではなく、行政当局自ら修正作業をして欲しい。	
4	日商	外国契約者税(FCT)の確定申告の曖昧	・外国契約者税（FCT：Foreign Contractor Tax）の確定申告について、弊社が会計業務を委託しているコンサルティング会社と監査会社の間で見解が違う。 会計業務を委託しているコンサルティング会社は、これまで指摘がないため確定申告の必要性なしとの見解。 監査会社は確定申告が必要との見解。	新規	・あいまいな法令・政令・オフィシャルレターのため、専門家の間でも見解が分かれる。 一貫した法令運用を求めたい。	
5	印刷機械	内国企業への外国契約者税周知不足	・機械販売だけでなく現地設置作業を実施する際に外国契約者税を考慮した売買契約を締結するが、生産事業者様によっては外国契約者税を理解していない可能性があり、現地での納税証明書が取得できず、当社内での会計処理が大幅に滞った（数か月以上）事案が複数発生した。契約書には証明書の返送を明記しているが、当社から外国契約者税について説明しても理解が得られていないようであった。 近年ベトナムでの取引が減少し、上記問題は解決していないと考えられるが、事例は発生していない。ただし、今後取引が増加すると再度問題が発生する可能性があると考えている。	継続	・現地で機械設置作業を行う機会が多い生産事業者様に外国契約者税について十分理解できるよう何らかの方法で分かりやすく周知して欲しい。	
6	日機輸	短期出張者への個人所得税賦課	・ベトナムとの租税条約では短期滞在者免税の規定があるものの、適用を受けるためには登録手続きが必要になり、また手続きをしても許可されないことがあるなど、事実上条約の規定が機能していない。	継続	・短期滞在者免税の適用について、登録を不要とし、条約の規定に基づいて確実に実施していただきたい。	・日ベトナム租税条約
7	日機輸	VAT還付手続の煩雑・遅延	・ベトナムでは一定の要件を満たした場合のみVAT（Value Added Tax=付加価値税）還付を行うことが出来るが、還付時に税務調査が行われる。	継続	・VAT還付手続きを簡素化(調査を行わない等)していただきたい。	・VAT還付実務

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			調査官との意見の食い違い等揉めるケースが多く、申請から還付を受けるまで長期間を要する上、実務工数や煩雑な手続きを要する。			
8	日機輸	輸出加工企業に対する付加価値税免税対象の縮小	・2024年11月可決の付加価値税法(VAT)改正法案では、付加価値税免除の対象が縮小された。工業団地の外で行われる国内サービス（修理、輸送、宿泊、通信など）のうち“直接的に輸出加工業務に寄与しない経費”はVATの課税対象から外れる。これにより、追加の輸出加工企業（EPE：Export Processing Enterprise）のVAT負担が増える。また、何を持って“直接的に寄与”するか不明で企業は混乱している。	変更	・VAT課税対象が曖昧であるため、これ明確にし、どのようにオペレーションしたらよいか明確に公表していただきたい。 ・またEPEがVAT負担するのはそもそも仕組みとしておかしいので再考をお願いしたい。	・2024年11月26日に国会可決された付加価値(VAT)税法(48/2024/QH15)
9	日機輸	BEPS第2の柱 QDMTTファイリング	・ベトナムでは、適格国内ミニマム課税(QDMTT)の申告は年度末から12か月以内に提出する必要がある、企業には遵守するための時間が非常に限られている。	新規	・QDMTTの申告期限を、他の Inclusive Framework参加国と整合させていただきたい（初年度は通常18か月）。	・Decision 3563/QD-BTC2025 Code 1.014407
10	日機輸	移転価格文書の検証対象期間及び直接提出要求	・一定のベトナム企業は移転価格文書化規定に従ってローカルファイル・マスターファイル・国別報告事項（CbCレポート）をベトナムで提出することが求められている。	継続	・国別報告事項を直接提出するのも情報管理の観点上、望ましくないため、MCAA（Multilateral Competent Authority Agreement=権限ある当局による多国間合意）に署名することで回避していただきたい。	・Decree 20（No. 20/2017/ND - CP：「関連者間取引に関する税制上の施行規則」
11	日機輸	移転価格税制における「独立企業間レンジ下限値の引上げ」	・従来、現地法人の利益率の妥当性を証明する為、比較対象企業を選定し、これら企業の営業利益率を上から下に並べて、上位と下位各々の25%を除いた50%でレンジを形成し、このレンジの中に利益率があることで、利益率の妥当性を説明する文書（ローカルファイル）を作成していた。2020年12月20日から施行された政令132/2020/ND-CP号からこの下限値が25%から35%へ10%引き上げられた。これによって、現地法人の利益率は、従来よりも高い水準に設定必要とあり、移転価格リスクが高まるのと同時に、現地における法人税負担が増加した。	継続	・下限額の引き上げの再検討（具体的には旧政令の25%を維持）をしていただきたい。	・政令20/2/2017/ND-CP ・政令132/2020/ND-CP
6. 雇用						
1	日商	賃金の高騰	・毎年のように最低賃金が高騰、最低賃金の地域レベルの底上げも活発に実施されている。 ・労働力確保のための中国・韓国企業との賃金引き上げの過当競争の激化。	継続	・最低賃金引き上げの頻度の抑制。 ・同一工業団地内の同業種の新規進出への規制強化。	・2025年11月10日付政令293/2025/ND-CP 最低賃金の規制
2	日機輸	厳格な時間外労働上限規制	・2021年1月施行の労働法では、月の労働時間が30時間から40時間に延長され、また年間の時間外上限時間（200時間）を300時間まで特別延長させる業種も緩和された。しかしながら年間の時間外上限時間200時間（特別延長でも300時間）は、諸外国に比べても少ない水準になっている。 今後、ベトナム労働法の国際標準化に伴い、月または週の法定労働時間の見直しの動きが進むと想定されると、労働者がより柔軟な働き方を選択できるようにするには、現状の時間外の上限規制時間および休日・時間外手当の法定割増率の見直しの議論が不可避である。 なお、現在ベトナム北部は外資系企業の進出加速により、ワーカー採用	継続	・今後、ベトナム政府が法定労働時間の見直しを行うのであれば、時間外労働の月間・年間時間外規制時間および休日・時間外の法定割増賃金率の見直しを検討いただきたい。 ・また、現行の時間外規制時間を維持するのであれば、違反している企業の取り締まりを強化していただきたい。	・旧労働法第106条2項 ・新労働法第107条2項

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			競争が厳しさを増しており、製造業が生産変動に対応するためには時間外労働に頼らざるを得ない実態がある。そのため、一部の外国企業では規制時間を超えて労働者に時間外労働を行わせており、高収入の時間外手当目当てにそのような企業に労働者が流れる不当競争状態も生じている。			
3	自動部品	厳格な時間外労働上限規制	・ベトナム労働法では年間の時間外労働の上限は200時間、申請により300時間まで延長可能であるが、アジア他国と比べて低い水準。税法上でも労働上限規制超過分は損金不算入とされる動きあり。	継続	・他国水準までの緩和。	
4	日機輸	厳格な時間外労働上限規制	・年間の残業時間上限は200時間、申請により300時間まで延長可能であるがアジア他国と比べて少なく競争力維持のために上限引き上げが必要。	継続	・年間時間外労働時間の延長。	・ Law 45/2019/QH14 Labor Code
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	長期滞在用のe-Visa手続きの煩雑・遅延	・オンラインビザ（e-Visa）を申請した際、審査の状況が不明瞭で、1ヶ月弱経っても、何も連絡が来なかった。手続きが進んでいないことを恐れ、直接問い合わせたのち、手続きが迅速に進むという事例があった。	継続	・ e-Visaの審査状況の見える化、整流化を進めていただきたい。	
2	日商	ABTCカード申請手続きの不透明・煩雑・遅延	・8月4日にABTCカード（APECカード）のデジタル版が交付された。その後数日の間に各国の許可が取れ、早々に17か国の許可が得られた。しかし、12月になっても未だにベトナムだけ許可が取れていない。申請時に急いで欲しい国の欄には「ベトナム」だけ書いたが、未だに許可が下りない。窓口のメールアドレス宛に進捗状況を教えて欲しいとメールしたが、一切メールの返事が来ない。2回メールしたが返答なし。同時期に申請をした同僚は、10月頭にはベトナムの許可が下りていた。なぜこのような差が出るのかが理解出来ない。	継続	・メールも返事がもらえないし、4か月経っても許可がおりないということは、書類も含めてどこかに行っている気もする。とにかく許可を下ろして欲しい。毎回あの長いイミグレを並ぶことを強いられている。	・ 下記は連絡を取っているメールアドレス。外務省のAPECカードの説明欄にベトナムではこちらにメールをするように記載がある。 contact@immigration.gov.vn
3	日商	駐在員に対する地位変更	・これまで社内異動でWPを取得しており、それに従い社会保険料も納付していなかった。しかし、解釈を変更し、社内異動は認められないケースが発生している。	新規	・ 急な解釈変更により、実業務の負荷が生じている。経過処置を考慮し、制度設計してもらいたい。	
4	日商	企業内異動者の現地法人との労働契約締結の必要性	・労働契約書がなければベトナム法人から給与支給ができない。内部異動（出向）により現地に駐在している日本人は、現地法人と労働契約の締結する必要がある。	新規	・ 現地法人、駐在員が不利益にならないような政令となることを希望する。	・ 政令320/2025/ND-CP
5	日商	企業内異動者の社会保険加入義務化	・外国人労働者を雇用する際、企業は『労働契約』または『社内異動』のいずれかを選択しなければならない。社内異動の場合、外国人従業員はベトナム法人と労働契約を締結してはならず、ベトナム法人から給与を受け取ることもできない。社内異動で勤務する者の給与・個人所得税を現地企業で負担した場合、その費用は損金に計上出来ない。労働契約を締結する場合は強制保険（社会保険、健康保険）への加入を義務付ける。	新規	・ 現状維持、社内異動にも基づき働く外国人労働者は強制保険への加入を免除する。	・ 2024年10月17日付労働・傷病兵・社会問題省オフィシャルレターNo.1099 ・ 2025年8月7日付政令219/2025/ND-CP 外国人労働者の管理に関する政令
6	日機輸	企業内異動者の社会保険加	・2025年7月に施行された改正社会保険法において、企業内異動者は今後も強制社会保険の対象とはならないことが明文化されたため、駐在員の	継続	・ 企業内異動者に現地法人が給与支払いできないとの見解はWTOコミッ	・ 社会保険法 No. 41/2024/QH15

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		入義務化	社会保険二重支払い問題は解決に向けた前進が見られた。 しかし、2025年8月に外国人労働者の労働許可証に関する政令219号が公布されて後、ベトナム内務省は企業内異動者にベトナム現地法人が給与支払いすることは認められない、現地法人が給与支払いする場合は雇用契約を締結し、社会保険を納付する必要があるとの見解を示している。 多くの外国企業では税務上の問題を回避するために出向者の賃金は現地法人が負担しているのが通例であるため、社会保険の二重加入問題が再燃し、現在、外国企業内に混乱が生じている。		トメントにも違反した内容であり、撤回が望まれる。	・政令 第219/2025/ND-CP 号
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	税関での疑義侵害物品の真贋鑑定の困難	・税関差止めにおいては、担保金を積んで差止申請を行った後でない と、疑義品の画像が入手できない。疑義品発見通知に記載されている輸出者／輸入者情報に基づいて侵害か否かを判断しなければならない。	継続	・差止申請前に疑義品画像を提供して欲しい。	
2	日機輸	特許出願における優先権証明書の提出義務	・ベトナム出願から3か月以内に優先権証明書の提出が必要である。	継続	・優先権証明書の提出を簡略化するために、世界的所有権機関のデジタルアクセスサービス（出願人等は所定の手続きを行うことにより、外国への特許出願等について優先権主張をする際に、DAS（Digital Access Service）を通じて日本国特許庁から優先権書類の電子データを取得するよう、外国特許庁／期間に対して請求することができる）を導入していただきたい。	・100条(2)(c)
3	日機輸	拒絶査定時の分割出願不可	・拒絶査定時に分割出願できない。	継続	・拒絶査定にも分割出願できるようにしていただきたい。	・第115条第1項
4	日機輸	外国語書面出願制度(英語)の未導入	・出願言語がベトナム語のみである。	継続	・ベトナム語への翻訳期間の猶予のため、英語で出願できるようにしていただきたい。	・100条(2) ・規則7.2
5	医機連	登録商標の更新登録申請の非効率・遅延	・ベトナムの登録商標の登録商標の更新登録申請を行う際、手元の商標登録証原本を現地へ送付し、更新登録証が添付されて返送されることとなっているが、返送されるまで相当な時間がかかっており出荷に必要な手続きが中断する。 そもそも更新登録申請に商標登録証原本を送付する必要性を感じない。	継続	・ベトナム当局の処理スピードの向上を希望する。 ・非効率的な手続きの改善を希望する。	
6	日機輸	コンピュータ・プログラムおよび用途発明の不特許事由	・コンピュータ・プログラムおよび用途発明は不特許事由である。	継続	・コンピュータ・プログラムおよび用途発明を保護対象にいただきたい。	・特許法第59条
9. 工業規格・基準・安全認証						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日鉄連	強制規格適合表示義務	・2011年6月1日、ベトナム科学技術省は、WTOへコンクリート補強用鋼材規格を含む技術規則案を公布、2012年1月から施行することを通報した。上記鋼材の製造者、輸入者には、規格名（内外を問わず）を宣言し、規格適合と表示を義務付けられる。 ・2013年6月3日、ベトナム商工省は、WTOへ国内外の鋼材の品質管理方法に関する科学技術省との共同通達を施行することを通報。 ・2013年12月31日、ベトナム商工省・科学技術省の共同通達44号が発出され、2014年6月1日より、HS7208類～7229類については、ミル監査による製造元の認証か、都度のロット検査による製品の認証が必要となる旨、告示された。 ・2014年6月1日、措置の導入。 ・2014年6月24日、商工省通達5662号が発出され、除外とされる再輸出の定義が緩和され、除外対象が拡大された。 ・2014年7月17日、科学技術省通達1309号が発出され、ロット検査の期間・料金の明示徹底、外国試験組織（国際試験所認証協会（ILAC）、アジア太平洋試験所認証協会（APLAC）の規定に基づいて認められた試験組織）での試験を経た際の検査の軽減等が告示された。 ・2014年8月25日、科学技術省通達1591号が発出され、日本検査キューエイ（JICQA）、日本品質保証機構（JQA）が共同通達44号において規定されている「外国の試験機関（認証機関）」として正式に認められた。 ・2016年3月21日、商工省・科学技術省の共同通達58号が施行され、44号に置き換えられた。対象品目に関して、HSコード8桁ベースで詳細に設定されたほか、検査プロセスが増えるなどの変更が行われた。 ・2017年10月1日、科学技術省通達7号が施行され、手続きの変更が行われた。 ・2017年11月8日、商工省通達18号が施行され、共同通達58号における一部規程が廃止された。	継続	・措置の撤廃あるいは軽減。 ・適切な除外規定の設置。	・商工省・科学技術省共同通達44号 (44/2013/TTLT-BCT-BKHCN) ・商工省通達5662号 (5662/BTC-KHCN) ・科学技術省通達1309号 (1309/TDC-HCHQ) ・科学技術省1591号 (1591/TDC-HCHQ) ・商工省・科学技術省共同通達58号 (58/2015/TTLT-BCT-BKHCN) ・科学技術省通達7号 (7/2017/TT-BKHCN) ・商工省通達18号 (18/2017/TT-BCT)
2	日鉄連	強制規格適合表示義務	・2019年9月11日、科学技術省が熱間圧延形鋼に対するQCVN（技術基準）の強制化について官報ドラフト・パブリックコメント告示。措置適用は2020年1月1日から、2020年7月1日より強制化の模様（2021年2月現在、正式な官報は未確認）。 ・2019年11月15日、科学技術省が鉄筋用棒鋼に対するQCVNの強制化について官報公示。2020年1月1日より導入開始、2020年6月1日より強制化。 ・2019年11月15日、科学技術省がステンレス鋼に対するQCVNの強制化について官報公示。2020年1月1日より導入開始、2020年6月1日より強制化。 ・2020年8月10日、科学技術省がステンレス鋼に対するQCVNの強制化を延期。本通達は同年9月23日より発効となり、強制化は2021年12月31日まで延期予定。 ・2021年11月1日、科学技術省がステンレス鋼に対するQCVN（改訂版）を公示。本通達は2022年1月1日より発効。 ・2023年12月8日、ステンレス鋼に対するQCVNを公布する科学技術省通達（No.15/2019/TT-BKHCN）および科学技術省通達（No.9/2021/TT-	継続	・措置の撤廃あるいは軽減。 ・適切な除外規定の設置。	・科学技術省通達案xx号 (QCVN xx:2019/BKHCN) ・科学技術省通達13号 (QCVN07:2019/BKHCN) ・科学技術省通達15号 (QCVN20:2019/BKHCN) ・科学技術省通達3号 (3/2020/TT-BKHCN) ・科学技術省通達9号 (9/2021/TT-BKHCN)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			BKHCN) の実施を一時停止することについて、パブリックコメントの募集を開始。			
3	製薬協	GMP適合性評価の煩雑とGMP遵守の保証困難	・登録申請や更新など薬事手続きに添加剤メーカーのGMP証明書もしくは製剤の製造業者による添加剤メーカーのGMP遵守を保証する宣誓書の提出が求められる。日本では添加剤はGMP省令ではなく自主基準であり、製造に用いるすべての添加剤についてGMP遵守の保証は困難である。 注：GMP（Good Manufacturing Practice）の略で、製造所における製造管理、品質管理の基準をいう。	継続	・法令や規制の適宜改訂や廃止。	・Circular 08/2022/TT-TBY
4	日機輸	QCVN新技術規則(NFC, SAR等)の強制日と現地試験所準備状況とのギャップ	・ベトナム現地技術規格(QCVN規格：国家技術基準規格)において、新規のQCVNを適用する時期と指定された現地試験所の準備状況が同期していないことが多く、要求されている現地テスト・認証取得手続きを新技術規格の強制日までに完了することが困難となることが問題となっている。 2025年の最新状況 1) 2026年1月1日以降、Wi-Fi 6Eおよび7機能（QCVN 47:2015および96:2015）を備えたデバイスに対する試験が義務付けられた。 2) 2025年11月30日に発行されたQCVN 136:2025/BKHCNは、6GHz帯で動作するデバイスを規制するものであり、QCVN 47:2015に取って代わり、2027年1月1日から義務化される。 【懸念点】 —この通達には任意適用について記載されておらず、義務化日より前にQCVN 136:2025を早期に適用することは許可されているか否かが明文化されていない。 —既に旧規則(QCVN 47:2015)に基づいて試験を受けている場合でも、2027年1月1日以降は新規則(QCVN 136:2025)に基づいて再試験を行い、新たなTA（型式認証）証明書を取得する必要がある可能性がある。また、試験を実施するための試験所が指定されていない。 3) 2025年12月31日に発行されたQCVN 86:2025/BKHCNは、携帯端末機器の電磁両立性（EMC）を規制するものであり、2027年1月1日からQCVN 86:2019/BTTTTおよびQCVN 18:2022/BTTTT（5G機器に適用）に取って代わる。 【特筆次項】 —2026年2月16日から2026年12月31日までは移行期間が設定されており、新規制または既存の規制のいずれかを選択できる。 —GSM技術（2Gおよび2.5G）の技術要件は、2026年9月16日から適用されなくなる。 —QCVN 86:2025/BKHCNに準拠した試験を実施するための試験機関が指定されていない。	継続	・現地試験所の立ち上げ状況、キャパを十分考慮したスケジュールでベトナム新技術基準を導入してほしい。 ・技術規格の発表から強制実施までの時間は、現地試験所の準備ができるのに十分な時間である必要がある。 ・ベトナム国内に対応可能な試験所がない場合は、海外試験所発行の同等の国際基準規格の試験結果を流用可能としていただきたい。	
5	日機輸	認証取得・試験費用の急激なコスト増	・認証取得と試験費用について、以下の問題がある。 —VNTA（ベトナム電気通信局）から、型式認証取得・現地試験コストに関し、2025年1月1日300%～400%増加する旨の通知を受けた。 新QCVN（ベトナム国家技術基準）が毎年発行され、同等の国際規格のテスト結果が認められない中、試験コスト・認証取得の急激な費用増加が	継続	・認証取得・現地試験コストをより合理的な金額に調整するか、毎年段階的に増加させるような対応をしてほしい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			避けられない。 ー1つのQCVNに対して指定される現地試験所の数が限られているため、テスト料金が非常に高く、国内での競争原理が働いていない。 たとえば、携帯電話1台あたりの5Gテストには48,000ドルかかる。 ーこれは、販売量が少ないブランドがベトナム市場に参入するための財政的な障壁であり、ベトナムのユーザーもさまざまな製品を購入する機会が少なくなる。			
6	日機輸	物品品質に関する法律改正の運用ルールの未発行	・ 物品の品質に関する法律の改正について： ①製品及び物品の品質に関する法律の改正が承認され、2026年1月1日から施行された。 品質管理のための物品分類に関する新たな概念（低リスク、中リスク、高リスク）が追加された。 電子ラベル、製品原産地トレーサビリティ、デジタル製品パスポートに対し、品質管理するためのもの。 ②製品及び物品の品質に関する法律の改正に関する、より詳細な指示を定める政令が2026年1月23日に公布され、同日施行された。 物品分類区分(低リスク、中リスク、高リスク)に対し、品質検査プロセス、軽減措置及び免除措置の手順が新たに規定された。 同規定に伴い、物理ラベル、電子ラベル、製品原産地トレーサビリティ、デジタル製品保証書などの製品へのラベリングルール(各リスクレベル別表示ラベルの種類、免除事例など)が追加された。 各省庁は、リスクレベル（高リスク及び中リスク）に基づいて製品リストを見直し、2026年7月1日以降に適用する新たな製品リスト及び対応するHSコードを発行する予定。	新規	・ 法律施行前に、詳細な指示を規定する政令および通達の発行を希望する。	・ Law on Product and Goods Quality
7	日機輸	ベトナム化学品法実施規則	・ 2026年1月17日に公布された化学品法実施規則のAppendix XXVIIIに、製品含有化学物質の内、情報開示が必要となる化学物質と用途が記載されており、EEE中のカドミウム、EEEおよび電池中の6価クロム、EEEおよび電池中の鉛、ランプ中の水銀が報告対象として挙げられている。閾値の記載がないため、EU RoHSを遵守できていても当局指定のデータベースに製品名称、含有化学物質名称、含有量等の情報提供が必要となると読める。	新規	・ 電機・電子4団体から以下を骨子とする意見書を提出したが、日機輸様からのご支援いただきたい。 ①化学品法は基本的に化学品を対象とするものと理解している。成形品を化学品法第32条、本実施規則案第4章に記載の情報開示対象外であることを明示してほしい。 ②成形品も対象になる場合、化学品法第32条、本実施規則案第4章に記載の情報開示が必要となる成形品は、技術規則が制定されている製品のみに適用されることを要望する。 ③成形品も対象になる場合、ベトナムRoHSを遵守している電気電子機器およびEU RoHSの対象となる医療機器、監視制御機器は化学品法第32条、本実施規則案第4章に記載の情報開示対象から除外してほしい。	・ 69/2025/QH15：化学品法 ・ 24/2026/ND-CP：化学品法の規制範囲に該当する化学品管理リストの公布に関する政令 ・ 25/2026/ND-CP：化学品法における化学産業の発展および化学物質の安全・保安に関する一部条項の実施に関する政令 ・ 02/2026/TT-BCT：化学物質法の一部実施措置に関する規則および化学産業の発展と化学物質の安全性とセキュリティに関する化学物質法の一部条項の実施を組織およびガイドするための措置の詳細と提供を規定する政府命令第25/2026/ND-CP号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						・ 26/2026/ND-CP：化学品法における化学物質活動の管理および製品・商品中の危険化学品に関する詳細規定及び指針を定める政令 ・ 01/2026/TT-BCT：化学物質法及び化学物質法施行令第 26/2026/ND-CP 号に基づく化学活動及び製品中の有害化学物質の管理に関する指針
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	拡大生産者責任による過度な企業の負担	・ 2024年1月より施行された施行細則により順次対象商品が拡大していくが、事業者の拠出金額算定式の根拠が不透明。かつ国全体としてリサイクルの仕組みが整っていない中で事業者のみに負担を強いている。	継続	・ 負担率算定根拠の明確化。 ・ 国内リサイクル体制の整備・強化。	・ 72/2020/QH/14 ・ 08/2022/ND-CP ・ 05/2025/ND-CP
2	日商	環境ライセンスの取得手続きの不透明・煩雑・遅延	・ 2025年の1月に間に合うように、2024年の夏に環境ライセンスの取得手続きを申請をしたが、ずっと音沙汰が無く、2025年の4月になって「期限を過ぎてライセンスを持っていないから罰金を払いなさい」と言われた。納得がいかず理由やどうすれば良いのか書面を出して返答を求めたが、それでも反応が無し。その後ドンナイ省のHPにライセンスを持っていない企業として一方的に公表され、その後罰金の通知書を「明日取りに来なさい」と言われた。当然「急に言われても無理ですし、そもそもなぜちゃんと申請をしているのに罰金なのか説明をして欲しい」旨の書類を送った。結局ずいぶん経ってからようやく文書が発行されて、弊社の名前を記載の上「例外として、申請していたが許可を下ろすのが遅れて罰金となったが、その際の対応方法が法律に書かれていないため協議をする」という内容でした。なぜ単純に「取り消します」や「許可を下ろします」と言ってくれないのかとても不満である。現在もその後、罰金に関して何も連絡は無いが、ちゃんとライセンスを取ろうとしている企業に対する対応は非常に不満であった。	継続	・ 申請をして半年も音沙汰が無い体制をなんとかして欲しい。 ・ 罰金の際も理由を教えて欲しい。電話した際には一方的に電話を切られた。日本では考えられない対応だが、とにかく時間がかかるのと、役所の対応が説明不十分で、こちらもどうしたら良いかが分からない。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	行政手続きの非効率、遅延	・ 政府再編や中央省庁の統合・削減が進められており、省庁再編による組織・機能の整理は中長期的なコスト削減や業務効率化に資する。当面は行政機能の一時的停滞や各種手続き・認可の遅延といった新たなリスクも懸念されており、その影響はなお見極めの段階にある。	新規	・ 日本政府によるベトナム行政機関への働きかけ。	
2	日機輸	行政手続きの非効率、遅延	・ 法律自体が不明瞭であり、先行事例不足から、行政担当者の恣意的な解釈が多々なされ、許認可取得の混乱が往々に起き、行政手続きに膨大な時間がかかる。	継続	・ 日本政府によるベトナム行政機関への働きかけ。	
3	日工会	行政手続きの非効率	・ 日本で作成された書類をベトナムの役所に提出する際、公証人役場で公証を受け、「認証」を受ける必要がある。その際の手間と手数料が発生している。	継続	・ 書類によっては改ざん防止用紙であるものは不要とならないのか。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	許認可・法規制の解釈・運用の不統一	・工業団地における建ぺい率は2019年の法改正により70%まで緩和されたにもかかわらず、ハノイ市内の工業団地では建蔽率70%の計画では建築確認申請（マスタープラン申請）が下りず、また苦情の申立先も不明確である。	継続	・ 監督部署の明確化。	・ Circular 01/2021 TT-BXD
5	自動部品	改正技術移転法による技術移転登録手続きの煩雑・長期化	・ 法改正により、技術移転契約締結/更新の際には、契約書と共に技術所有証明を当局に登録要となった。詳細情報の提出を要求され、登録が長引くケースもあり、登録許可日前の期間に係るロイヤリティの損金算入を否認されるリスクあり。	継続	・ 事務手続きの早期化及び簡素化。	
6	医機連	煩雑な書類要件と領事認証の負担	・ 審査官の裁量により、登録申請時に原材料の分析証明書(COA)や生データ等の資料提出が求められ、負担が大きい。	新規		
7	医機連	運用の煩雑・不統一	・ 担当者や当局の運用に一貫性がなく、審査官の裁量により軽微な変更でも新規登録を求められる事例があるため、統一的な解釈と明確な指針を要望。	継続	・ 審査基準の統一化と審査官トレーニングにより、担当者による判断のばらつきを最小化する改善を要望。	
8	製薬協	審査の停滞	・ 薬事法の改正、それに伴う新通達の施行により医薬品のリライアンス審査が導入され、通常審査よりも短時間で審査されることになっているが、当局の審査手順が定まっておらず、審査開始が数ヶ月遅延した。	新規	・ 規制の遵守。 ・ 審査手順の改善、審査官への手順の周知。	・ Law 44/2024/QH15 ・ Circular 12/2025/TT-TBY
9	製薬協	審査の停滞	・ 薬事手続きに規定を大幅に超えて時間を要する。 ・ 変更申請に関する審査が遅延することにより、タイムリーに変更対応が実施できず、変更案件が累積される。変更内容が更新された品目及び安全性情報の提供が遅れ、適正な品質や適正使用を担保することが難しくなる。	変更	・ 予見性の向上。 ・ 規制の遵守。 ・ 審査官の増員、レベルアップ、審査手順の改善。	・ Law 44/2024/QH15 ・ Circular 12/2025/TT-TBY
10	医機連	外国公文書の認証取得義務	・ ハーグ条約加盟国ではないため、現地当局へ公文書や私文書を提出するときに領事館認証が必要になる。	新規	・ 領事館認証を不要にして欲しい。	・ ハーグ条約
11	日機輸	新規法令の突然の実施	・ 直近のベトナムの急成長と共に法整備も急激に行われているからと予測するが、新規法令が突然公表され、十分な猶予期間もなく施行されることがある。 また、法解釈もあいまいな物が多く、弊社製品(建設機械)が規制の対象かどうかの判別が難しく、対応が必要かどうかの判断が難しい。 弊社製品とは関係ないが、食品に関して”食品安全管理の新政令（Decree 46/2026/ND-CP）”が公布、即日施行され、通関でトラブルが続出し、適用を一時停止したという記事もあった。	新規	・ ある程度余裕を持った日程での法律の公表と、施行を望む。	・ No. 26/2026/ND-CP製品及び物品における化学活動及び危険化学品の管理に関する化学品法の詳細規定
12	日機輸	機械仕様による車両登録規制	・ 運輸省への車両登録（VR/Vietnam Registration）の際、油圧ショベルの場合、バケットを同時に輸入したことが証明できる船積書類がなければ登録ができない。他国でバケットは用途に合わせて柔軟に仕様を変更することができ、顧客要望に合わせて現地調達や第三国から入手が可能だが、本ルールにより、本来は不要となるVR登録用バケットを含めて購入する必要があり、発生コストは顧客負担となっている。	継続	・ オプションレス仕様(バケットレス仕様や現地調達バケット装着予定車)でも油圧ショベルの車両登録(VR)ができるよう運用規則の変更を希望する。	・ 運輸省Circular 89/2015/TT-BGTVT

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13	日機輸	強制火災・爆発保険の最低保険料率設定	・2025年7月の改定により1構内あたり資産額1,000 billion VND以上については、最低保険料率が設定された。（最低保険料率＝業種別タリフ料率×75%） 保険会社の健全性改善を目的にしているのかもしれないが、最低保険料率が高すぎるため、被保険企業としては大幅な原価アップ（企業によっては二倍、三倍）となり、国際競争力を失う要素となっている。こういった突然の規制導入が続けば、投資判断がしづらく、投資先カントリーリスクと捉えられかねない。	新規	・最低保険料率の引き下げを行い、企業間で自由な経済活動が出来る状態に戻していただきたい。保険業界における公正な価格交渉が行われる環境整備、並びに被保険企業内で事故率低下に向けた防災活動を促進する制度設計が必要である。	・政令105/2025/ND-CP ・政令67/2023/ND-CP
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日商	デジタル身分証明システム	・ベトナム公安が開発した、VNeID（デジタル身分証明システム）に外国人個人および外国組織のデーターを入力する必要がある。	新規	・何のために活用するのか目的を明確にすることを希望する。	・VNeID (Vietnam Electronic Identification)
2	日商	個人情報の国外移転規制	・個人データ保護法（PDPL）が2025年6月26日に可決され、2026年1月1日より正式に施行となった。ベトナムに在住する外国人のデーターも対象となり、国外にデータを送信する場合でも書類作成の必要がある。	変更	・評価書の更新を怠った場合には、罰金、指導、一時業務停止などの制裁対象となる可能性があるため、移行期間を設定することを希望する。	・法律第91/2025/QH15号
99. その他						
1	日機輸	電力供給の不安定・不足	・政府の発電施設整備が計画通り進捗しておらず、ベトナム全土の経済成長に伴う電力需要増加に対応できていない。また発電の一定量を水力に頼るベトナムでは、降雨量に影響されるリスクもあり、夏季に市中の電力需要が急増した際には産業分野へも消費削減の依頼の可能性がある。さらに再エネ余剰電力買取制度の整備が進まないため、積極的な再エネ投資を阻害している。	継続	・全国、また北部地域での電力需給バランスを見定め、送電網整備を進めるとともに電源の多様化により安定供給と脱炭素化を両立して頂きたい。 ・また、電力の逼迫に際しては日毎の需給状況による対応をとるのではなく、企業が計画立てて生産できるように数か月分の電力供給見通しを前もって提示していただきたい。 ・さらに、再エネ余剰電力買取制度の簡潔化により積極的投資が可能なビジネス環境を整備頂きたい。	
2	日商	交通問題	・運転者の遵法意識が低く、交通事情が劣悪で常に危険。慢性的な渋滞のため、時間的ロス、それに伴う経済損失が大きい。	新規	・抜本的な交通政策の変革を求めたい。	
3	日機輸	裾野産業の未発展	・コスト競争力向上の為、部品・型・治具及び加工処理の現地調達を求めているが、裾野産業の育成・発展が進んでいない。ベトナム進出企業は、現在でも中国や他国から上記部材・パーツを調達しており、ベトナム国内からの調達を行う場合でも、ほぼベトナムに進出している日本を含む他国企業から行っているのが現状である。ベトナム製造業の競争力を高める為には（進出企業の調達コストの削減を行うためには）、ベトナム地場企業のレベルアップが不可欠である。	継続	・裾野産業を興隆させるための包括的な仕組みの構築をお願いしたい。具体的には、金融面、人材育成面、財政面などで包括的に裾野産業を支援するための法律（仮題：裾野産業支援法）を立法し、国策として裾野産業の興隆を図っていただきたい。	
4	日商	大気汚染	・ハノイにおいて、冬季の大気汚染が深刻である。	新規	・鉄道インフラの構築を求めたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・ 2019年3月29日、投資貿易産業省（MITI）がMycron Steel CRC Sdn Bhd社の要請により、日本・韓国・中国・ベトナム製の幅1300mmを超える冷延鋼板に対する調査を開始。 ・ 2019年8月26日、仮決定クロ（POSCOはシロ）。自動車向け・TMBP・変圧器用フィンウォール向けは適用除外。仮決定から120日以内に最終決定が発出される予定。 ・ 2019年12月24日、最終決定クロ（POSCOはシロ）。自動車向け・TMBP・変圧器用フィンウォール向けは適用除外。アンチダンピング税は日本26.39%、中国4.76～26.38%、韓国0～3.84%（POSCOはシロ）、ベトナム7.70～20.13%となっており、2019年12月25日～2024年12月24日の5年間に渡りアンチダンピング税が賦課される。 ・ 2024年12月24日、Mycron Steelの申請により、アンチダンピングサンセットレビューを開始する旨、官報公示。 ・ 2025年6月20日、最終決定クロ。自動車向け・TMBP・変圧器用フィンウォール向けは適用除外。	変更	・ 措置撤廃。	
2	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・ 2023年1月31日、MITIが日本から輸入される冷延鋼板（板幅1,300mm未満）に対する調査を開始。 ・ 2023年5月31日、MITIがクロ（一部シロ）の仮決定を公示。 ・ 2023年9月27日、MITIがクロ（一部シロ）の最終決定を公示。アンチダンピング税0.00～22.62%が2023年9月29日～2028年9月28日までの5年間賦課される。アンチダンピング課税の対象は「厚さ0.20mmから2.60mm、幅700mmから1,300mmの冷延コイル」となり、TMBPと自動車・電機電子用途向けは適用除外。	継続	・ 措置撤廃。	
3	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・ 2024年8月12日、MITIが日本・中国・韓国・インドから輸入されるブリキ（幅600mm以上）に対するアンチダンピング調査を開始。 ・ 2025年1月10日、MITIがクロの仮決定を公示。 ・ 2025年5月9日、MITIがクロの最終決定を公示。アンチダンピング税15.74～36.80%が2025年5月11日～2030年5月10日までの5年間賦課される。	継続	・ 措置撤廃。	
4	日鉄連	鉄鋼の輸入許可(IL)制度	・ 1982年11月25日、現地ミルの稼動に伴い、線材(普通鋼)、棒鋼・線材(合金鋼)のIL制度を制定。 ・ 1985年8月15日、ビレット、再圧延用コイルのIL制度を制定。 ・ 1999年4月2日、熱延・冷延鋼板のIL制度を制定。熱延は現地ミル稼動のため、冷延は市場動向把握のため。現地ミルによるApproval Permissionが必要となる。 ・ 2013年3月1日、Customs Order 2012により上記合金鋼が対象外となる。 ・ 2014年1月1日、7227類が追加。 ・ 2015年10月、膨大な申請書類の準備、登録システムの不具合等、申請者に大きな作業不可が継続。 ・ 2017年8月、熱延鋼板、冷延鋼板、表面処理鋼板、鋼管類の一部HSコードに対する輸入ライセンスの取得が廃止。	継続	・ 制度の撤廃。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・2018年3月1日、Customs Order 2018により非合金冷延鋼板、非合金半製品の一部HSコードを輸入ライセンスの対象から削除。 ・2019年6月1日、Customs Order 2019により合金熱延鋼板類の一部HSコードを輸入ライセンスの対象から削除。 ・2019年11月1日、Customs Order(No.3)2019により合金熱延鋼板類、合金鋼冷延鋼板類、合金鋼線材の一部HSコードを輸入ライセンスの対象から削除。			
5	日鉄連	輸入税免税の判断基準の不透明、手続の煩雑・遅延	・2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しにおいて、輸入品割合制度、セクター用途免税制度が撤廃され、新免税措置(MIDAスキーム)が導入された。国内で製造できないものに限り免税を認める。 【問題点】 政府（MIDA）の免税条件の「国内製造の可否」の判断基準が不透明のため、安定供給の障壁、障害となっている。具体的には申請量を減じて認めるケース、免税許可まで期間をかけるケース、輸入者毎に採否が分かれるケース等がある。また、判定に供給能力、ユーザーの評価・意見が考慮されていない。 －2013年2月1日から熱延鋼板に関する18の工業規格に該当する品種について免税制度の適用を廃止することを公表。 また、19の工業規格については、同年3月に発足したMIDA・免税委員会にて許可が下りれば免税措置を適用。 －2016年4月、従前認められていた、再輸出向け製品の原材料に対する輸入時点での免税制度が廃止され、関税還付制度（duty drawback）に変更。2022年に入り、関税還付制度の導入後、申請者より、必要な手続を行っていないが長期間にわたり関税還付を受けられないケースが複数発生。約半年～1年間還付が行われず現地企業の事業活動に影響が及ぶケースが発生している。	変更	・免税枠の継続。 ・手続きの迅速化。	
6	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
7	医機連	輸入許可	・医薬品を輸出する予定である。日本から輸出する前に毎回現地で輸入許可が必要とのこと。製造が終わり、当社で出荷ができるようになってから必要書類をまとめて現地で提出するようである。申請から30日程度かかるとのこと。毎回同じ商品を輸出する予定だが、毎回輸入許可が必要であれば在庫が膨らむ。	新規	・現地当局に働きかけてもらい、1回輸入許可を取ればその後不要としてもらいたい。	
8	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。それが難しいのであれば、輸入許可証の取得にかかる時間の短縮を希望。	・ワシントン条約
9	電機工	適合性評価手続の厳格化、煩雑・遅延	・鋼製品の粗悪品の輸入の防止の為、鉄鋼製品の輸入の際に適合性評価証明書（COA：Certificate of Approval）の取得が義務付けられている。これにより輸入の際の時間、労力、費用が足かせとなっている。緩和措置は取られているものの、貿易上の問題点の1つではある。	継続	・制度の撤廃。	・Custom (Prohibition of Imports) Order 2019

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10	日鉄連	適合性評価手続の厳格化、煩雑・遅延	・2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しによって適合性評価証明書（COA：Certificate of Approval）が必要となる鉄鋼製品の対象品目が鋼板類などに拡大され、627品目が対象となる。輸入手続の煩雑化・追加費用の発生・流通阻害要因となる。 －2009年8月13日、輸入混乱でCOA実施を一時見合わせ（～2009年10月12日）。 －2009年10月13日、品目数が627品目から187品目に削減し再開。保税製造倉庫（LMW）と自由工業地区（FIZ）、500KG以下の鋼材輸入におけるCOA取得義務を免除。同時点のCOA検査は、除外品を除き、同一の製造工場、鋼種、スペックでも船積み毎、サイズ毎にサンプル抽出、検査を受けなければならない。このため、過大な検査費用と事務手続きを負っている。また、SRIM適合性認定検査はミルの検査項目と多くが重複、不良材防止よりは輸入遅延、手続き煩雑化を招いており早期に廃止、簡素化が望まれる。 －2012年12月31日、2013年3月1日から、適合性評価手続きの対象品目を141とすることを公表。	継続	・制度の撤廃。 ・手続きの明確化・簡素化。 ・検査費用削減。	
11	日鉄連	適合性評価手続の厳格化、煩雑・遅延	・2013年2月21日、COA制度手続厳格化（HS144品目に対し輸入時COA取得義務付け）。 －2013年2月21日、暫定輸入許可証（TCOA：Temporary Certificate of Approval）廃止（但し、6ヵ月は移行期間）。 特定5用途向け特定品（自動車、電機・電子、航空宇宙、石油・ガス、海運・造船）については、従来どおり年に一度の包括申請が可能。 COA申請プロセス変更＝1.長期（海外認証機関、マレーシア標準工業研究所（SIRIM）による製品認証検査。1年有効）or 2.短期（海外/地場の公認ラボによるフルタイプ。都度有効）。 積港でのサンプル検査、SIRIMの工場訪問等、手続厳格化。短期手続(ST)には、小規模輸入者用に揚港でのサンプリングスキームも存在。 －2014年8月4日、HS144品目に対するMS適合性評価手続きの対象が171品目に拡大（二次製品含む）。 －2016年7月20日、SIRIMがMS規格でCOA取得が求められる14規格を公表（公表後3回修正が行われた）。 マレーシア建設産業開発局（CIDB）が2016年9月1日以降、オイル・ガス向け建材用鉄鋼製品に対するCOA Exemptionを廃止する旨、通達を公表。 －2017年4月1日、HS7227、7228が適合性評価手続きの対象に追加。 －2018年2月1日、建設向け鋼材のCOA取得手続き（CIDB管轄）において、Standard Compliance Certificationが義務付け。 －2018年9月1日、HSコードベースで16品目がCOA取得義務対象品目追加。 －2019年6月1日、HSコードベースで2品目がCOA取得義務対象品目追加。 －2019年11月1日、HSコードベースで7品目がCOA取得義務対象品目追加。 －2025年10月1日、棒鋼、みがき棒鋼、線材、線材製品に対する適合性評価手続きにおいて、輸入者が環境製品宣言（EPD）を提出することを義務付け。	継続	・制度の撤廃。 ・手続きの明確化・簡素化。 ・検査費用削減。	・ Custom (Prohibition of Imports) Order 2019

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
12	日機輸	適合性評価手続の厳格化、煩雑・遅延	・鉄鋼製品は輸入時に建設業開発庁（Construction Industry Development Board：CIDB）から強制適合性検査証（Certificate of Approval：COA）を取得する必要があるが、COA申請前にCIDBからCOA申請の許可書を入力する必要があることから、手続きに時間を要し、輸入遅延を招いている。	継続	・輸入手続きの簡素化。	・ Custom (Prohibition of Imports) Order 2019
4. 為替管理・金融						
1	JPETA	金融機関の借入の厳格・専門性の欠如	・マレーシア子会社が現地の大手銀行から融資を受けるにあたり、当社（親会社）が保証人となる保証契約の締結を予定している。しかし、同行が行内ルールを厳格化した結果、契約手続きが煩雑化したうえ、国際法およびクロスボーダー保証契約に関する知見が十分でなく、必要な契約スキームや条項に適切に対応できていない。このため、融資手続きが進まず、資金調達に支障が生じている。	新規		
5. 税制						
1	日機輸	不透明な移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。 ベンチマーク分析では、四分位検証より幅が狭い37.5%～62.5%のレンジでの検証や独立企業間価格算出時にマレーシア国内の比較対象企業を使用することが求められる。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めるよう、法律により明確化していただきたい。 ・マレーシア国内の比較対象企業が非常に限られているため、マレーシア国内ベンチマーク以外を認めていただきたい。 ・中位値での検証ルールは緩和されたものの、OECD原則に沿って、四分位（25・75パーセンタイル）での検証を認めてほしい。	・移転価格税制(法人税法)
2	日機輸	電子請求書システムの導入	・マレーシアでは、全国的な電子請求書システムの導入が進められている。マレーシア所得税局（IRB）は、2024年から段階的に電子請求書システムを導入する計画である。このシステムは、マレーシアの税務行政管理の効率化を目的としている。e-Invoiceは、ほぼリアルタイムでの取引の検証と保存を可能にし、企業間取引（B2B）、企業と消費者間取引（B2C）、企業と政府間取引（B2G）に対応する。	新規	・移行に備えるための明確なガイドラインと十分な準備期間を企業に提供すること。 ・また、導入プロセスは企規模や業種違いの考慮、新しいシステムに適應出来る様に、十分なサポートとリソースを提供すること。	・マレーシア所得税局(IRB)の管轄下で実施される。
3	日機輸	グローバル・ミニマム税の新規導入	・グローバル・ミニマム税（GMT：Global Minimum Tax）は2025年にマレーシアで新たに導入され、対象となる法人は2026年度末から15か月以内に初回の税務申告を行う必要がある。本制度は、多国籍企業（MNC）が実効税率15%未満の場合、トップアップ方式によりマレーシア内国歳入庁（IRB）へ最低15%の税金を納付することを義務付けている。目的は、利益の低税率国への移転を防止し、国内税收を保護し、国際的な税基準に整合させることである。	新規		・ Global Minimum Tax
6. 雇用						

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	最低賃金制度実施	・ 2025年2月1日より最低賃金調整、月RM1500よりRM1700へ増給調整。	継続		・ マレーシア労働基準法
2	日機輸	人件費の上昇	・ 最低賃金アップによる製造人件費上昇。2025年 1,500RMから1,700RMに改定。2025年に発表された2030年までの中期計画には、2030年に先進国の賃金水準まで持ち上げる旨明記されている。 ・ 雇用割合別人头税（企業の外国人労働者雇用割合に応じて人头税額を変更する方式）導入計画。 ・ 外国人労働者（日本人出向者を含む）EPF（積立預金支援金制度）の導入は2025年10月から実施済み。（会社負担；月給与の2％）	継続	・ 最低賃金上昇の平準化（年5％以下）。 ・ 人头税増額の抑制。 ・ 外国人労働者向けEPFの廃止（EPFはもともと60歳以上にマレーシアで生活するための貯蓄を支援する制度のため）。	
3	日機輸	マレーシア従業員積立基金法1991(EPF法)改正	・ 2025年10月1日よりマレーシア従業員積立基金法1991（EPF法）改正、外国人従業員含め、月額総給与、雇用者・被雇用者それぞれ2％のEPF拠出が義務付けられる。	変更		・ マレーシア従業員積立基金法1991(EPF法)
4	日機輸	雇用契約書に対する1949年印紙法(Stamp Act 1949)の実行	・ 2025年1月より、マレーシア内国歳入庁（LHDNM）は、雇用契約書に関して「1949年印紙法（Stamp Act 1949）」の執行を本格的に開始した。1949年印紙法に基づき、すべての雇用契約書は、法的効力を有するためにマレーシア内国歳入庁（LHDN）による印紙処理を受ける必要がある。	継続		・ 1949年印紙法(Stamp Act 1949)
5	日機輸	労働力不足	・ 外国人労働者新規採用枠の許可停止。 ローカル社員の製造離れが本質課題、一定程度の外国人労働者を維持しないとオペレーションが崩壊。	継続	・ 外国人労働者新規採用枠許可の再開。 ・ ローカル社員の製造業回帰施策の強化。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	電機工	就労ビザ申請手続の煩雑・遅延	・ 就労ビザ申請手続の煩雑・遅延。 就労ビザ（PVP）については書類発給に時間が掛かる（1～2ヶ月程）パスポート全ページのコピー、全書類への署名等、必要書類が多い。	継続	・ 手続きの簡素化。	
2	日機輸	旅行代理店へのビザ申請枠の上限・規制	・ Eビザ申請において、1メールアドレス5名迄の予約となっており、且つそのメールアドレスは再度使用して申請することができず、新たにメールアドレスを作成し申請することになっているため、代理申請の場合は、非常に手順が煩雑となっている。	継続	・ 件数制限をなくし、都度申請が可能になるよう検討いただきたい。	
3	日機輸	従業員積立基金(EPF)の加入義務・二重徴収負担	・ 2025年10月より、マレーシアで働く外国人も従業員積立基金（EPF：Employees Provident Fund）（日本の年金制度のようなもの）が加入必須となった。将来のための貯蓄という点で理解はするものの、本国で年金制度に加入している場合、既に施策対象となっており、マレーシアと本国で二重の制度加入になっている。	新規	・ 本国で年金制度に加入している赴任者は、2025年9月以前と同様、任意加入としていただきたい。 ・ または、日本とマレーシア間で社会保障協定を締結頂きたい。	・ KWSP Malaysia
4	日機輸	日本免許証からマレーシア免許証書き換え不可	・ 2025年5月より、日本の免許証→マレーシア免許証への切替が不可、12か月以上滞在する場合は、原則マレーシアで自動車学校に通い、免許取得が必要となった。	新規	・ 日本の免許証→マレーシア免許証への切替を再開いただきたい。	・ (マレーシア道路交通局)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・ Basket OF Brandsに登録するとMDTCC（消費者省）が侵害品を積極的に取締り実施してもらえることは評価する。しかし取締後に処罰の開示がない。	変更	・ 処罰決定の開示。 ・ 再犯抑止のための重罰化。	・ 商標権侵害に関わる罰則は、個人10,000リンギット(約30万円)罰金若しくは3年以下の禁固、または併科、企業15,000リンギット以下の罰金となっている。
2	日機輸	模倣品の水際対策の不足	・ 模倣品の水際での差止に関し、現状は申告による差止めおよび職権での差止めがいずれも権利者から事前申告があった場合のみ実施されている。事前申告が必要な上、その内容も疑義品が通関する日、コンテナ番号、通関するポート等、かなり具体的な情報が求められるため申告が難しく、事実上、税関による主体的な疑義貨物の検査や水際での差止が実施されていない。	継続	・ 水際での模倣品の差止を推進するために、日本等で採用されているような、税関に権利者が商標権等に基づく登録をする制度を設け、その登録に基づいて模倣品の輸入差止を税関自らが実施できるようにしていただきたい。	・ 1976年商標法70C、70O
3	日機輸	模倣品業者の摘発の不十分	・ 模倣品対策の手段として行政摘発をMDTCA（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs）に行っているが、摘発後数年が経過しても処罰が決定しないケースが多く、中には摘発後すぐに模倣品取引を再開し再度摘発される悪質な侵害者も見られる。摘発による侵害者への実質的な抑止効果が不十分のため、市場における模倣品が減っていないと考えられる。	継続	・ 市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、 ①行政摘発後、処罰決定までの期間短縮、および ②悪質な模倣品販売者または製造者に対しては刑事移送を行ない、その手続の迅速化及び処罰決定までの期間を短縮していただきたい。	・ TDA2011第8節に個人初犯、再犯、法人初犯、再犯などについての罰則規定はあるが、明確な刑事移送基準等がない。
4	日機輸	許可通知発行のタイミングによる補正不可	・ 最初の審査報告（Examination Report）が許可通知の場合は2カ月以内であれば、自発補正することが可能だが、その場合でも許可通知とNotice of Grantとの発行タイミングによっては、タイプミスや明らかなミスの補正しかできない場合がある（許可通知とNotice of Grantが同時に発行される場合があるため）。 2022年の法改正により、許可後の再審査請求が可能となったものの、条文には「審査官から再審査請求を求められたら3か月以内に申請する」としか明記されておらず、再審査でどこまでの補正が行えるのかは不透明である。	継続	・ 許可通知発行から数か月以内は、タイプミスや明らかなミス以外の内容の補正を認めていただきたい。	・ 規則46A
5	日機輸	拒絶査定・特許査定のタイミングによる分割出願不可	・ 分割出願は、最初の審査報告（Examination Report）から3か月以内で可能だが、拒絶査定や特許査定時に分割することができない。	継続	・ 拒絶査定や特許査定時にも分割できるようにしていただきたい。	・ 規則19A
6	日機輸	通常実体審査請求後の修正実体審査への移行不可	・ 通常実体審査を一旦請求すると、修正実体審査に移行することができない。	継続	・ 通常実体審査といっても、他国特許クレームに一致させる補正を要求されることが多い。よって、通常実体審査を請求した場合でも、修正実体審査に移行することを認めていただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	製薬協	強制実施権の発動	・医薬品の価格低下／保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。 マレーシアは、2017年9月に慢性C型肝炎治療薬について特許権者が自発的ライセンスの用意があることを公表したにもかかわらず強制実施権を発動した。	継続		・ TRIPS協定31条
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	中国認証機関との連携による新認証規格導入の懸念	・ マレーシアの認証機関であるSIRIMが、認定基準の詳細は明らかにされていないが、新たに家電商品に対し「プレミアム承認」認定規格を検討中。 その際に、中国の認証機関であるCVCとだけ連携し「SIRIM-CVC認定基準としてプレミアム商品認定規格」を検討している様子。各国家電メーカーや商工会議所などとのヒアリングなく、突然の話が舞い込んできており、中国基準の認証基準が適用される可能性がある。	新規	・ 中国メーカーに有利な基準でなく、各国メーカーにとって公平公正でオープンな認証規格・基準となるよう日本商工会議所を通じ、経済産業省（承認期間の管轄省庁）に対し、現在、公聴会の開催などを要請している。 具体的な要請内容は下記の点。 －Premium Mark認証の実施を、詳細な政策・影響評価が完了するまで保留すること。 －マレーシアの産業競争力との整合性を確保するため、独立した市場・費用便益評価を実施すること。 －国内メーカー、業界団体（FMM含む）、関連機関との広範なステークホルダー協議を促進し、透明性とバランスの取れた代表性を確保すること。	
2	医機連	医療機器規制・登録審査プロセスの課題	・ 医療機器規制・登録審査プロセスにおいて、以下の問題がある。 ①Category 3の変更申請範囲が広すぎ、パッケージ等の軽微変更でも申請が必要。 ②変更申請対象の範囲が広く、小さな変更でも通知が必要。 ③変更申請と更新申請の同時実施が不可であるため、更新タイミングに近づくとも変更したくても変更できない等の問題が発生する。	継続	・ 以下を要望する。 ①申請対象範囲の絞り込みを要望。 ②通知不要要件の拡大を希望。	
3	医機連	医療機器規制・登録審査プロセスの課題	・ 届出レベルの低リスク医療機器（クラスA）でもテストレポートの提出が求められる（日本・欧州では不要）ため、要件緩和を希望。	継続	・ 要件緩和を希望。	
4	医機連	医療機器規制・登録審査プロセスの課題	・ 医療機器登録の更新時、新規登録と同様の資料・長期審査が必要であるため、更新時は簡略化を希望。	継続	・ 更新時は簡略化を希望。	
5	医機連	再登録審査プロセスの不合理的	・ 医療機器庁（MDA：Medical Device Agency）の再登録審査プロセスは、直前に行った変更申請の内容をそのまま再度再登録として申請しなければならず、同内容の申請を重複して行わせる制度となっている。	継続	・ 再登録制度の見直し。	・ MDA審査プロセス

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	医機連	長期を要するMDA審査プロセス	・医療機器庁（MDA：Medical Device Agency）の審査プロセスはEvaluation→Verification→Recommendation→Approval→Print Certificate→Completeと進むが、ApprovalからCompleteまでの期間が数ヵ月掛かり、長過ぎる。 Completeとならないと次の変更申請ができないため、Complete待ちの状態が複数品目の申請で発生し、常態化している。	継続	・ライセンス発行期間の短縮。	・MDA審査プロセス
7	製薬協	医薬品評価の不透明・遅延	・外国参照価格を元に医療機関への小売り上限価格を定める案を出し、マレーシアの経済やヘルスケアシステムにも大きな影響を与える可能性があったが企業の反対を受けて実装が中止された。 現在は、Medicines price control→Medicine Price Transparencyとなり、価格交渉・決定の透明性を高めるために取り組まれている。政府より新しく提案された価格統制制度は製薬会社に開発費を開示させて適切な価格をつけ、それらプロセスも公開、政府による価格統制は最後の手段として検討するというもの。	継続		
8	製薬協	医薬品評価の不透明・遅延	・医薬品の評価について、以下の問題がある。 ①他国での販売実績がある製品のFormulary収載の要件緩和：公的医療機関で使用されるためには保健省のNational Formularyに収載される必要があり、その収載には6ヵ月or12ヵ月のpost-marketing surveillanceデータが求められる。 ②抗がん剤分野等 高薬価の革新的医薬品の処方制限のアクセス制限：効能効果、薬剤全体的な価値よりも直近の医療財政へのインパクトが重視されており、比較的高薬価の薬剤がNational formularyに収載されにくい。	継続		
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	家電廃棄物リサイクル規制	・マレーシア環境局(DOE：Department of Environment)家電廃棄物リサイクル規制は、現行スケジュールでは2026年までに法令化予定。製造業、輸入業者がリサイクル費用を負担する方向性が打ち出されている。	継続	・法案・管理機構について ①持続的かつ効率的な管理システム構築のため、公的セクターと民間企業が連携し利害関係者全員を巻き込んだ合意形成の上での制度検討を要請。 ②適正かつ公平な基金管理システム運営のため、オンライン販売業者等含むマレーシア国内に上市する全ての生産者・輸入者が参加できるファイナンススキームの導入。 ③「リサイクル料金」及び「リサイクル補助金」の設定における透明性の確保と情報公開。	・DOE家電廃棄物リサイクル規制
2	日機輸	家電廃棄物リサイクル規制の不明確	・環境局（DOE：Department of Environment）が新しい家電廃棄物（WEEE）規制のガイドラインを公表、対象が6商品に拡大し、製造業・輸入業者がリサイクル料金を負担すること、市販された家電の数を報告することが定められた。	継続	・新規制の施行においては製造業・輸入業者と十分な意見交換を行い、リサイクル業者、小売業も含めたりリサイクル費用の公平な分担、透明性	・DOE家電廃棄物リサイクル規制

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			リサイクル料率の算定・見直し基準や並行輸入品の取り扱いなど不明確であり、制度の公平性・持続性が懸念される。		の高いリサイクル料金の算定、非正規輸入品に対し国内業者が不利にならない制度にしていきたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	突然の法改正施行	・法改正に関する情報は早期に開示されるが延期されることも少なくなく、正式な施行日にあわせ対応している。しかし、下記法改正等は施行直前に周知され、対応に苦慮している。 一排水量に対する課税：2週間前周知 一事業所における禁煙：前日周知 一売上・サービス税（SST）：発注後に周知（施行時点での未検収案件は課税対象）	変更	・施行日の早期周知。	・ Lembaga Urus Air Selangor(水道局) https://www.luas.gov.my/ ・ Malaysian Employers Federation(雇用者連盟) https://mef.org.my/ ・ Malaysian Ministry of Finance(財務省) https://www.mof.gov.my/portals/en/
2	日機輸	マレーシア税関当局のLMWの更新手続きの遅延・停滞	・当社が保有するLMW（保税工場）ライセンスの有効期限は2年であり、失効前に更新手続きを完了する必要がある。期限内に更新できない場合、仕入や出荷が停止するなど、会社運営に重大なリスクが生じる。税関当局がライセンスを所轄しているが、当社が遅滞なく更新の申請を行っても、その後の税関当局の処理が停滞し、有効期限直前まで更新が完了しない事例が続いている。当社から迅速化を要請しても、改善は見られない。 当社のライセンスは12月末に有効期限を迎えるが、前回の更新（2023年）は有効期限直前の12月28日に完了。今年申請した更新も、期限直前の完了となった。 ＜補足：LMWとは＞ LMW（Licensed Manufacturing Warehouse：保税工場）とは、マレーシアの関税法に基づくライセンス制度で、ライセンスを取得した企業は輸出入上の税金（関税・売上税）の免除等の恩典を受けられるほか、通関手続きを迅速に行える。ライセンスは一定期間ごとに更新が必要で、期限内に更新できない場合は免税措置の失効や、通関保留による原材料の輸入・完成品の輸出停止、ひいては工場稼働の停止という重大なリスクが生じる。	新規	・マレーシア税関当局のLMW更新手続きの迅速化。	・LMWの準拠法：Customs Act 1967 Section 65/65A https://www.investmalaysia.gov.my/media/o51jfcnr/customs-act-1967.pdf
99. その他						
1	日機輸	上水供給インフラの脆弱性	・水道の配管メンテナンス工事や破損等により、水が供給されないトラブルが現在でも多発しており、生産活動に影響が出ている。2019年は浄水場修理のため、会社の操業を1日停止（休日）する事態も発生した。生産影響がなかった場合も、リスクヘッジとして給水タンカーを手配しており、無用なコストが発生している。 ※過去9年間の断水履歴 2017年：3回、2018年：1回、2019年：4回、2020年：6回、2021年：2回、2022年：2回、2023年：1回、2024年：2回、2025年：0回	変更	・インフラの維持整備。	・ Lembaga Urus Air Selangor(水道局) http://www.luas.gov.my/

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	電気料金値上げ	・ 2025年7月より14%の電気代上昇、実施済み。	継続	・ 値上げ幅の縮小。 ・ 前年比で小幅の値上げへの移行。	
3	日機輸	燃料調整費の急増	・ 2022年以降、燃料調整単価が急増していたが、2025年7月にピーク/オフピークの時間配分と単価が変更され、かつ燃料調整単価が月次更新（燃料価格・為替の動きをリアルタイムで単価に反映）となった。 2025年8月以降の燃料単価低下等に伴い、2025年下期は電力単価が2021年レベルに低下している。 —2021年上期：0.36RM/kWh、2021年下期：0.36RM/kWh、 —2022年上期：0.41RM/kWh、2022年下期：0.42RM/kWh、 —2023年上期：0.58RM/kWh、2023年下期：0.55RM/kWh、 —2025年上期：0.55RM/kWh、 —2025年7月：0.46RM/kWh、8月：0.44RM/kWh、9月：0.46RM/kWh、 10月：0.40RM/kWh、11月：0.37RM/kWh しかし、今後の燃料単価や為替の悪化によっては電力単価が急増する可能性もあり、COMの経費に悪影響を及ぼす可能性がある。 ※COM電力費の2026年利計：20MRM（6.9億円）/年	変更	・ 電力単価の安値安定。	・ Tenaga Nasional Berhad(電力会社) https://www.tnb.com.my/
4	日機輸	洪水被害	・ 2021年12月17～18日のKL地区を中心とする大雨洪水被害が発生し、当社・サプライチェーンが分断。セランゴール州での洪水対策の遅れ。	継続		・ 中央政府・地方政府に関わる重大案件。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	新会社法における事業形態	・2018年8月に施行された(新)会社法によると、30日以内での反復無し等の例外条件を除き、ミャンマーでのビジネス遂行には同国における企業体(現地法人、本邦企業の支店等)が必須と規定されたが、通常であればPermanent Establishment(PE)が認定されないようなビジネスにおいても企業体の設立・運営・閉鎖が求められるため、参入障壁が高くなってしまっている。	継続	・ミャンマー国との租税条約の締結と、これに基づくPE認定の定義の明確化を通じ、ビジネス参入しやすいものとして頂きたい。	・ミャンマー新会社法(2018年8月施行)
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	輸入ライセンス取得義務	・2021年12月に輸入ライセンス制が導入され、2022年3月より化学品と鉄鋼製品輸入に際し商業省の輸入ライセンス取得を条件付け、以降規制対象が紙・肥料・食品等々に拡大。 2022年4月より過去の輸入実績に基づくQuota制度も導入された。 外貨不足により、2024年9月から輸出収入外貨分のみ輸入許可がおりることになり、申請から交付に至るシステムが不透明で、リードタイムが読めない。 2025年8月に大人用おむつなどを含む35品目の輸入規制（禁止）品が明らかになり、タイや中国国境からの輸入も完全にできなくなり、海路からだけではなく、陸路からの輸入取引も困難になっている。	継続	・輸入制限の緩和と輸入許可の速やかな発行。	
2	日機輸	輸入ライセンス取得義務	・完成品、原材料・部品の輸出入の際、モデルごとの輸入ライセンス登録が必要。 【改善された点】 「輸入ライセンス取得を必要としない品目」は、2022年2,079品目に拡大していたが、8月よりネガティブリスト形式に改められ、4,405の品目が「輸入ライセンスの取得が必要な品目」として商業省より公表され改善があった。 また、ティラワ進出企業には輸入ライセンスの免除も発表されており改善が見られる。	継続	・外資企業への輸入権解放共に輸入ライセンス制度の完全廃止。	
3	日農工	輸入ライセンス取得手続きの煩雑・遅延	・顧客側で輸入ライセンスを取得する必要があるが、手続きの複雑さ、承認までの時間、頻繁に変更となる規制など、出荷までに大幅な時間がかかる。	継続	・ライセンス承認の容易化、迅速化を要望する。	
4	製薬協	輸入ライセンス取得手続きの煩雑・遅延	・ミャンマーでの輸入者がImport Licenseの申請をしても発給に時間がかかり医薬品を予定していた期日までに輸送が出来ないケースがある（数か月から半年を要する場合もある）	継続	・輸入者が要望する時期までに速やかに発給可能となるよう時間を短縮頂きたい。	
5	印刷機械	輸入ライセンス取得制限	・ミャンマーの現政権により輸入ライセンス取得が非常に制限されている。当社のミャンマー代理店輸入業務に支障が発生している。	継続		
6	日機輸	外貨不足による輸入ライセンスの発行制限	・外貨不足により、輸入ライセンスの発行が制限されており、トレード業務の足枷になっている。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	日機輸	新車(完成車)輸入ライセンス発給停止	・2021年10月より新車（完成車）の輸入ライセンス発給が停止されている。商用車は2022年1月より発給再開したが、乗用車については発給再開の目途立たず。当社のみならず、輸入車取り扱いディーラーにおける在庫は2022年3月には底をつく見通しとなっており、この状況が続いた場合は自動車販売事業の存続に係わる事態となる可能性あり。	継続	・新車（完成車）輸入ライセンスの早期発給再開。	・商業大臣令2025年第16号
8	日農工	通関手続きの煩雑・不統一	・通関時の必要書類、手続きが変更となったり、予期せぬ手数料が発生することもある。	継続	・通関規制の一貫性。	
9	日機輸	輸入規制の不明確、頻繁な変更	・輸入規制の不明確で頻繁な変更。輸入許可の取得はますます難しくなり、時間がかかる。2022年11月1日から、国境貿易では輸入業者が輸出収入を得て輸入ライセンス申請をサポートする必要がある、支払いは銀行システムを通じて行う必要がある。海上輸送による輸入ライセンスの承認プロセスは遅れており、3～6か月かかることが予測される。輸入ライセンスはより制限的になっており、承認までの期間が長期化している。製品カテゴリーによっては、輸入ライセンスの承認プロセスが1年以上遅延するケースもある。	継続	・明確で安定した輸入規制の実施。	
10	日商	輸入の困難	・弊社は委託加工貿易会社で、材料の輸入は何とかなっている現状だが、製造する際に関わる器具、機械等の輸入が全くできない。金融の3重相場と不安定さ・電力インフラの脆弱性・不明瞭なルールの下での輸入の困難さの問題がある。	継続	・問題だらけのミャンマーだが、せっかくの親日の国なので政府としてミャンマー政府にもう少し寄り添って、以前のような良好な日越関係に改善して欲しい。	
11	日機輸	輸出入統計の非公開	・2022年7月以降、ヤンゴン港の輸出入通関統計データは非公開であり、市場規模の把握が依然として困難。軍事政権下で情報統制が厳しく、調査会社も通関からデータを取得できない状況。	継続	・通関統計の一般公開を希望。	
12	日機輸	保税倉庫制度の未整備	・産業の発展に伴う貨物輸入の増大への対応。	継続	・一般に諸外国で導入されている保税倉庫制度の整備。	
13	日機輸	交通インフラの未整備	・ヤンゴン等市内の渋滞を緩和し、都市部ならびに中心部からティラワ経済特区までの人やモノの効率的な移動の実現。	継続	・道路、鉄道、橋梁など交通インフラの早急な整備。	
14	日機輸	治安悪化による物流インフラの混乱	・2023年10月以降、中国・タイ国境近辺での民主派・少数民族武装勢力と国軍の衝突が継続。特にタイとの国境貿易ルートであるミヤワディの国境ゲートの封鎖が継続しており、市民生活に必要な日用品や加工食品などの輸入に支障をきたしている。	継続	・治安の早期安定。 ・物流ルートの確保。	
4. 為替管理・金融						
1	日商	外貨兌換・海外送金規制	・2022年4月以降、外貨の購入及び海外送金には外国為替監督委員会（FESC）の承認が必要となっているが、書類の申請方法や承認条件等が不明瞭で、申請に手間と時間を要している。投資企業管理局（DICA）に問合せ窓口があるが、具体的な相談には応じてくれない。直近では、燃油や食用油のみ承認をしているという理由で1年6か月以上保留されている。	継続	・海外送金の自由化。 ・承認条件の明瞭化。 ・ODA工事に対しては例外を認めてもらえるよう要請したい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	外貨兌換・海外送金規制	・2022年4月3日の中銀通達以降、現地通貨（チャット）から外貨への兌換、外貨の国外送金に関して、外国為替監督委員会（FESC：Foreign Exchange Supervisory Committee）の承認が必要となっている。兌換比率は段階的に緩和されてきたが（当初100%→現在15%）、外貨不足を背景にFESC承認の取得は困難な状況が継続している。	継続	・規制緩和。	
3	日機輸	外貨兌換・海外送金規制	・軍事政権は、ミャンマー国内から海外へのUSD送金の規制を公表した。貿易処理は許可されるが、銀行に提出するためのいくつかの書類が要求される。	継続	・通貨規制は我々の管理下では改善し難い。	
4	日機輸	外貨兌換・海外送金の困難	・2022年4月の中銀による外貨強制兌換通達以降外貨管理が厳しくなり、輸入代金の支払いや配当などの海外送金には、外為監督委員会の認可が必要だがほぼ実行不可能な状況。	継続	・外貨管理の運用緩和。	
5	日機輸	外貨強制兌換、公定レートと市場レートの乖離	・外貨送金は、ミャンマー中央銀行の公式レートMMK2,100/USDで受け取り銀行にてMMKに変換される。商取引はMMKだが、貿易制裁による外貨不足のため、輸入品は市場レートに基づいて14%～86%（MMK2,400～3,900/USD）のプレミアムが適用される。 2025年度には、貿易制裁による外貨不足を背景に、市場の売買レートは公定レート比で+189.3%に相当する3,975から、+192.9%に相当する4,050の範囲で推移した。	継続	・公式と市場の為替レート差を狭める。 ・外資系企業は、銀行口座からの米ドルの維持と引き出しを許可されるべき。	
6	日機輸	多重為替レートによる為替損益の負担大	・現地通貨（MMK）と米ドルの交換レートは公式レートMMK2,100/USDに対し、オンライントレードレートMMK3,500/USD、実勢レートMMK4,000前後/USDの三重為替レートが存在し、企業の会計上の為替差損の発生し、大きな負担となっている。	継続	・三重為替の解消。	
7	日機輸	多重為替レートによる為替損益の負担大	・2023年6月、中銀がオンライン取引プログラムを導入、新たに「オンライン取引レート」が採用された。これにより、中銀の定める「公定レート」（2,100MMK/USD）と市中両替商などが扱う「実勢レート」、そして「オンライン取引レート」の三重相場となり、大きな混乱が生じた。2023年12月、このオンライン取引レートが「自由化」されたが、多重為替の解消には至っていない。 2026年1月時点で、実勢レートは4,000MMK/USD前後で推移しているが、実勢レートの変動が実体経済と全くリンクしておらず、また、ボラティリティも高い。	継続	・為替の一本化・安定化。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	査証・滞在許可申請手の煩雑・遅延	・外国人の滞在許可を取得するためには、オンラインで申請できるようになり、簡素化された。 また、The Registration of Foreigners Rulesによると、外国人がミャンマーへ入国したら24時間以内にImmigration OfficeでForm Cの登録をする必要や3か月以上滞在する外国人はFRC（Foreign Registration Certificate）の登録義務があるが、同手続きは煩雑で居住しているタウンシップにより更新のタイミングが違うので統一して欲しい。	継続	・滞在許可書発行と外国人滞在登録の簡素化（Form CやFRCの登録を廃止し、入国の際の空港での一括管理（IC Card等）） （ワンストップサービス化）。	・ The Registration of Foreigners Rules, 1948
2	日機輸	査証・滞在許可申請手の	・前広に更新手続きを進めているにもかかわらず、当局の手続きの遅延により、ビザ有効期限内に更新が完了しないケースが多発しており、一	継続	・迅速な手続きの実施。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		煩雑・遅延	度出国してビザを取り直した上での再入国を余儀なくされるケースも出ている。 また、2025年1月より申請書類が1つ増えたが、担当官に徹底されていないケースが散見される。			
3	日機輸	個人所得税支払い手続の煩雑(業務委託者)	・2024年4月より規則の改定があり、個人所得税の納税通貨が給与の支払い通貨（米ドルなど）での納付に変更となった。また当地会社に属していない業務委託者は、居住しているタウンシップの税務署へ給与支払い通貨を現金で支払う必要がある。米ドルの現金調達方法としては、海外から現金を持ってくるか、もしくは両替所にてドルを購入しなくてはならないため為替差額が発生する状況。また上記により支払い手続（納税証明書の取得）が遅れることで、Stay Permit延長手続きにも影響している。	継続	・外国人個人所得税納付の簡素化及び現地通貨での支払い。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	政策・規制の頻繁な変更、不明確	・2022年4月の外貨規制に関する中銀通達をはじめ、ビジネスに多大な影響を及ぼすルール変更にもかかわらず、通達から実行までのインターバルが非常に短く、各社情報収集や対応に苦慮している。	継続	・法令改正時の事前周知の徹底。 ・ルール変更検討段階での民間企業へのヒアリング実施。	
99. その他						
1	日機輸	電力インフラの未整備	・経済発展に伴い急増が見込まれる電力需要に見合う十分な供給インフラ整備の計画が公表されていない。特に暑期の需要ピーク時に停電が頻発していること、発送配電全体の設備・システム管理が不安定で大幅な電圧変動や事故による停電が常態化していることが投資家の不安につながっている。全国で毎日6時間から12時間の停電。電力エネルギー省は、全国の需要が4,000 MWhを超えているのに対し、生成されるエネルギーはわずか3,200 MWhとなっている。 電力供給の混乱は悪化している。ヤンゴンでは毎日10～14時間、郊外では最大20時間。 2025年度には電力供給の途絶がいくぶん改善し、ヤンゴンでは1日あたり約4～8時間、郊外地域では最大16時間の電力供給が確保されるようになった。	継続	・持続的な水力開発と燃料調達も含めた火力開発を基盤とするバランスの取れた電源開発と、電力システム全体の安定化に向けた計画の策定・公表。	
2	日機輸	電力インフラの未整備	・政変以降、電力不足が深刻となっている。2022年12月より開始された計画停電が常態化しており、計画外の停電も多発、長時間の自家発電機の利用を余儀なくされており、燃料高も相まって大幅なコスト増となっている。（電力不足の原因：国内ガス不足、外貨流出防止のためのLNG輸入停止、民主派・少数民族武装勢力と国軍の衝突による送電塔の破壊など） 2025年12月にLNG火力発電所が再稼働し、ヤンゴン市内の電力供給は改善しているが、2026年2月に電力料金の大幅値上げが計画されており、コスト上昇と持続性が懸念されている。	継続	・政府主導による燃料確保(ガス・LNG)と電力の安定供給。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	電力インフラの未整備	・ 恒常的な計画停電は完全に解消されていないが、2025年11月後半に液化天然ガス（LNG）タンカーがティラワ港に入港して以降、一部縫製工場では少なくなっている（工場によっては1日の停電時間は30分以内の）模様。一方でグリッド電気代は2024年比で高騰している。	継続	・ 安定した電力供給体制の整備が急務。	
4	日機輸	燃料不足	・ 外貨不足を起因とした輸入引き締めの結果、燃料価格が上がりインフレの要因の一つとなっている。政府が燃料輸入に必要な外貨を優先的に割り当てようになり、燃料不足の懸念は低下したが、事業運営及び派遣員とその家族の生活にも影響が大きいと、動向を注視している。	継続	・ 政府主導による燃料確保。	
5	日機輸	工事保険における地震免責措置	・ 2025年3月28日の大地震により唯一の国営保険会社：Myanma Insurance社は、同日以降に発行もしくは期限延長する建設案件における工事保険の地震を免責扱いとする事を決定。 原契約締結当時と異なる際限ないリスク増大により、今後の案件履行上支障をきたしている。	新規	・ 既存案件の本邦契約者を保護する地震リスク制度検討。	
6	日機輸	経済制裁によるミャンマーへの送金困難	・ 2024年12月、中国系縫製工場（決済先である香港の会社）から、同社のミャンマーへの送金口座解約の連絡があった。2024年10月に香港HSBC銀行から同社へ連絡があり、米国からミャンマーへの制裁を背景に、ミャンマーへの送金が多い口座は2024年11月から解約された模様。そのため、同社はシンガポールなどの別銀行で新口座開設が必要になるなど、当社の支払い先（決済先）口座も変更となる状況が出ている。今後他社でも同様の事案が増える場合、毎回決済先の調査が必要となるなど手間が増える。	継続	・ 経済制裁の適正な運用。	
7	日機輸	治安悪化による工事履行への影響	・ 地方部での民主派・少数民族武装勢力と国軍の衝突が継続しており、日系企業が関与するプロジェクトサイトの一部でも、爆発事案等が発生する事態が起きている。結果、工事遅延やコストアップなど各種問題が生じており、工事履行に影響が出ている。	継続	・ 治安の早期安定。	
8	日農工	国境地帯の紛争	・ 国境地帯における政府軍と反政府軍との戦闘により、通関業務の中断や、トラック輸送における安全性確保に問題がある。貨物保険適用も限定的。	継続	・ 紛争による影響回避。	
9	日機輸	政治の不安定、治安の悪化、若年層の労働力不足	・ 2021年2月のクーデター以降国軍が政権を握っている。2024年2月に人民兵役法が施行され、23～31歳の男性が兵役の対象となったため、多くの若者が国外へ脱出する傾向があり、若年層の労働力の不足が危ぶまれる。ヤンゴンなどの主要都市部では治安は比較的安定しているが、国軍側・反軍側双方の武力衝突が続き予断を許さぬ状況。	継続	・ 一日も早い安定した政治の復活と治安の改善。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	冒認商標無効とする法制度の未整備	・まだ件数は少ないが、悪意の冒認商標（事業実態の無い者が、他社と類似の商標を出願し金銭的利益を得ようとする行為）が出始めた。他国に比べ冒認商標を無効とする法制度が整っていないのは、この国で事業活動を行おうとする海外企業にとってリスクとなっている。	継続	・冒認商標を取り締まる法制度の拡充を期待する。	

2026 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2026 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載